

参議院日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会会議録第四号

平成九年四月十五日(火曜日)

午前九時三十分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

鈴木 栄治君
照屋 寛徳君
筆坂 秀世君

補欠選任

松村 龍二君
清水 澄子君
吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

倉田 寛之君

委員

板垣 正君
加藤 紀文君
亀谷 博昭君
関根 則之君
成瀬 守重君
保坂 三蔵君
松村 龍二君
三浦 一水君
宮澤 弘君
山本 一太君
依田 智治君
吉村剛太郎君
今泉 昭君

国務大臣

政府委員

内閣総理大臣
外務大臣
国務大臣
内閣官房長官
防衛庁長官
国務大臣
防衛庁長官
内閣審議官
内閣法制局長官
内閣法制局第二部長
北海道開発庁計画監理官
防衛庁参事官
防衛庁参事官
防衛庁防衛局長
防衛庁防衛局長
防衛庁防衛局長
防衛庁防衛局長
防衛施設庁総務部長
防衛施設庁総務部長

鈴木 正孝君
田村 秀昭君
高野 博昭君
益田 洋介君
山崎 力君
清水 澄子君
田 英夫君
前川 忠夫君
本岡 昭次君
吉川 春子君
島袋 宗康君
椎名 素夫君
北澤 俊美君
橋本龍太郎君
池田 行彦君
梶山 静六君
久間 章生君
稲垣 実男君
及川 耕造君
大森 政輔君
宮崎 礼登君
八木 康夫君
山崎隆一郎君
藤島 正之君
秋山 昌廣君
佐藤 謙君
諸富 増夫君
伊藤 康成君

事務局側

防衛施設庁施設部長 首藤 新悟君
防衛施設庁建設部長 竹永 三英君
防衛施設庁防務部長 早矢仕哲夫君
防衛施設庁防務部長 中名生 隆君
防衛施設庁防務部長 嘉手川 勇君
防衛施設庁防務部長 牧 隆壽君
防衛施設庁防務部長 川島 裕君
防衛施設庁防務部長 加藤 良三君
防衛施設庁防務部長 折田 正樹君
防衛施設庁防務部長 浦部 和好君
防衛施設庁防務部長 野上 義二君
防衛施設庁防務部長 島中 篤君
防衛施設庁防務部長 林 陽君
防衛施設庁防務部長 小鷲 茂君
防衛施設庁防務部長 田中 久雄君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(倉田寛之君) ただいまから日米安全保障

障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、明四月十六日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(倉田寛之君) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○依田智治君 おはようございます。自由民主党の依田智治でございます。

この特措法審査も、既に衆議院の特別委員会の審査を終え、昨日、当参議院の特別委員会においても各方面にわたって審査が行われ、私は、これまでに大体問題点は出尽くしたな、こういう感じがしております。それに、そもそもこの沖繩における駐留軍用地の特別措置法に基づく土地の使

用、これを内閣総理大臣に対して防衛施設局長から申請したのは、我々が参議院に出る前の既に平成七年の三月でございまして、もう二年以上過ぎておる。二年以上過ぎておるのにいまだに先が見えない、これは大変なことだなど、これだけ国家の重大な問題を。

そういうことで、今回の特措法の改正というのは、総理も防衛庁長官も言っておられますように、慎重に土地収用委員会が審査している間のまさに最小限の改正であるということで、私は賛成の立場から幾つかのポイントで質問させていただきます。

私は、これまでの質疑等を通じて、大体頭の中で二つに分けておるんです。一つは、沖縄における長年にわたる県民の過重負担、戦前それから沖縄戦の悲惨さ、その後の占領下における土地の収用、さらに今日なお在日米軍基地の七五％が沖縄に集中しているという状況、こういうのを踏まえながら、この沖縄の過重負担を解消してくれ、ついでにはもう何が何でも基地は整理、統合、縮小して、海兵隊は早く撤退するように政府としても真剣な努力をしてくれという立場から、特措法は反対、こういう立場があると思うんです。

これは理解できるところでございますが、じゃ海兵隊等が撤退し、その後現在の国際情勢等が変わらない中で、そこに大きな穴があくんじゃないか、その穴をどうするんだらうか、その穴は自衛隊で埋めるといふような覚悟があるんだらうか、こういうような疑問を感じるわけでございます。この立場は私はなかなかとれないなど、こう思っておるわけでございます。

あと一つは、総理も申されておりますように、本当に沖縄の過重負担、戦中、戦後を通じてのこの負担というものを十分我々も踏まえながらこれにいかにかたえていくか。しかし一方、日米安保体制を基軸とするアジアの安定、我が国の安定、国民の安全保障確保、こういう視点を立った場合、沖縄におけるこの土地の問題というのは私は根幹にかかわる大変重要な問題だという認識に立

って今回の法改正をする、こういう立場でございます。

もちろん、私はこういう立場をとってこれだいのだということではなくて、将来にわたってアジア、世界における安全保障環境というものを、できるだけ軍事に頼らない安全保障体制というものができるような状況をつくっていくということが大変重要で、そういう面の努力を行いつつ中長期的視点に立ちながら対策を講じていく、こういう立場でございます。

そこで、私は去年の予算委員会ですべて議員として質問に立たせていただきました。そのときに、大蔵大臣はまだ久保先生で、橋本総理に對しまして、総理、国の安全保障というものについてはどうお考えですかという質問を第一問でさせていただいたことを覚えておるかと思ひます。

それに対して総理は、安全保障という問題を考えるのに、まず国政という問題、それで国民が豊かに生活できる環境をいかに保持していくか、これが大きな安全保障だという見地に立って、国際的視野に立って協力関係の樹立とか国内の治安にも言及されて、そして最後に、その基軸は日米安保体制の堅持であつて、これを基軸としつつ国際的ないろんな多面的な外交活動を展開するんだというところで、私はそのとき強く共感を感じたのを覚えております。

こういう総理でありますから、私は、今日の沖縄問題に対する取り組み、これは歴代総理の中でも大変精力的な取り組みだと思っております。そういう立場に立ちまして、日米安保体制の堅持というのに対しては政府の責任、また私は安全保障確保という視点に立てば国民に対する責任でもあると思うわけでございますが、この点に対する総理の御見解をまずお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私はこんなふうに考えます。冷戦構造が終結をいたしました後、一たんは皆が世界というものにバラ色の夢をかけた時期がございました。そして、これで本当に戦争は

なくなるだろう、平和な時代が来るだろう、そんな意識がありました。ところが、気がついてみますと、その冷戦構造が存在していたおかげで、逆に消えておりました地域間の紛争、これには民族的なもの、宗教的のもの、あるいは過去の行きがかり、いろいろなものが原因をなしているわけでありまして、またそこには新たに発見された資源といったものが介在している場合もありまして、むしろ地域紛争は拡散してしまつた。

その意味では、国際社会というものが依然として不安定要因を内蔵している。そうした中で我が国の安全ということを考えますときに、日米安全保障というものは我々の防衛と安全保障という上であつたことのない極めて大切な条約でありまして、

同時に、この日米安全保障条約によって米軍のアジア太平洋地域へのプレゼンスが確保されていること、これはこの地域全体に対しての非常に大きな安定要因ともなっております。そして同時に、これは国際社会の中で日米両国が手を携えてさまざまな問題に取り組んでいく、それだけの信頼をつくり上げてきた基盤ともなっております。

そしてその中で、実は一方、国内を振り返ったときに、沖縄が返還され施政権が戻り皆大喜びをしたわけでありまして、当然ながらそのとき、沖縄県に存在する膨大な基地の所在、これをできるだけ減らしていかなければという思いは皆にあつたはずであります。いつの間にかそれが、第一次振計、第二次振計、第三次振計と振興計画が進展しておりますうちに、本土の私たちの中には次第次第にその問題が希薄になつていつた。そして、沖縄の方々が思われるほど本土政府としてこの沖縄県に所在する基地の問題に真正面に取り組んできたとは全く言えない状況が続いておりました。

こうしたことを考えてみますと、現在我々は沖縄県民に非常に大きな負担をかけておりますし、その中で日米両政府が県民の御理解はいただけないまでも最善を尽くして努力してまゐりましたSACOの最終合意の中でも、その相当部分といひますかほとんどが残念ながら県内移設をせざるを得ない状況でありまして、その中でもKC130の岩国への移転、あるいは現在、防衛庁長官以下、防衛庁、施設庁の諸君に大変苦勞をかけております一〇四号線越え射撃訓練場の本土への分散の問題、要するに県から外へ出していくという努力もそれなりに払つてまいりました。

その上で、この条約上の我々が持つ義務は何かというならば、いろいろものを言わなければならぬけれども、基本的には安保条約によつて駐留する米軍に對しその必要とする基地、施設設備というものを安定的に円滑に提供を続けることであると思ひます。

今回は、この部分で私どもは国会にも大変厳しい選択をお願い申し上げることになりました。そして、これは一人一人の国会議員の今までの沖縄県に對する考え方とか、あるいは国の安全保障に對する思いの中から厳しい御判断を願うことになつております。

こうした状況の中で、我々としてはぎりぎり最小限こまめではという案を最善のものとして今お願いをし、審議をいただいているわけであります。一日も早くこの結論を出したいと思ひます。と同時に我々はこれから先も沖縄県民のため努力を怠つてはならない、直接のお答えにはなりませんけれども、そのように私は考えております。

○依田智治君 総理、今の答弁の中で、米軍に安定的な駐留を提供するということが我が国の義務だといふ趣旨でお話ございました。私は、今回のいろんな委員会における審議等を通じては、また各党間の話し合い等の中で感じますのは、何かしら米軍の縮小を政府は申し入れるべしといふようなものを条件に出してきたりしているところもございまして、本当にこの日米安保体制の基幹というのは、中核というのは、現在の国際情勢下においては、米軍が我が国に駐留しておるこ

の事実というものが極めて大きな役割を果たして
おるといふように感じているわけだ。

したがって、私は、これを何か占領下で米
軍が居残つて居座つてゐるというような感覚では
全くおかしく、これは我が国の安全、この
地域の安全、そして国際の平和と安全のために我
が国もこの一翼を担つて、ここに米軍がブレゼン
スを置いてゐるということは大変な意味があるこ
とだと、こういう認識がまず前提になきやいかぬ
と思うわけだ。

その中で、また沖縄に関係あるんですが、海兵
隊が沖縄にゐるというのは沖縄にとつては大変な
負担であると思ふ。しかし海兵隊というのは
は、以前の予算委員会で質問等をしたことがあり
ますが、陸海空の統合能力を備えていつでも展開
できる即応性というものを持つてゐるそういう海
兵隊が、沖縄という我が国のシーレーン等から眺
めたら極めて重要な位置に駐留してゐる。事前集
積とか有事駐留とかいろんな意見もありますが、
現在の国際情勢、特に我が近隣等においてはまだ
非常に不安定な状態が続いてゐると思ふと、こ
の海兵隊の駐留というのは極めて私は重要であ
る。

そういう見地に立つた場合に、政府としてこれ
をアメリカに申し入れるような時期ではない、こ
のように感じておられて、再々そういう趣旨の
答弁はいただいてゐるんですが、改めて外務大
臣、この点についての御見解をお伺いしたいと思
ひます。

○国務大臣(池田行彦) 冷戦後の動向につきま
しては、先ほど総理の御答弁にもございました
が、これをアジア地域について見ますと、全体と
して見ますと安定化への大きな流れというものは
あるのだと思ふ。それぞれの国が経済発展を
遂げながら、またさらなる国民生活の向上を図る
ためには、やはり平和が大切なという基本認識
があると思ふ。そしてまた、そういったこと
を多国籍でも、お互いに信頼を醸成していこうと
いった流れもARFに見られるようにいろいろ進

んではきてゐるわけでございます。

しかしながら、そういったものをきちんと固め
ていくような体制にあるかと申しますと、これは
ヨーロッパとは趣が随分違つてゐると思ふ。ア
ジアの国々、それぞれ発展段階も違ひますし、
それからまた国家運営の基本的な仕組み、構造に
つきましては異にしているような国も存在する
わけでございます。そういった意味で非常に不確
定、将来も不確定でございますし、現在も不安定
要因がございます。

何と申しましても、最終的に安全を保障する実
力を備えた多国籍の枠組み、例えばNATOのよ
うなそういうものがないということ、この地域
は今の安定への流れというものはあるのはあるけ
れども非常にまだやわらかいものである、きちつ
としたものではないということがあつてゐると思
ひます。

そういった情勢の中で、先ほど経済成長とい
うのは基本的に安定の方向にと申しましたけれ
ども、これを見方を変えますとそういった経済成
長の成果というものを軍事の近代化に振り向け
るという面もあるわけでございます。トータルと
しての兵力は削減されておりますけれども、しか
し近代化という形でいろいろな努力が各国で行わ
れてゐるというのはこれは現在のアジアの特性だ
と思ふのでございます。

そういった政治的な安定度がまだ十分でないとい
うこと、あるいは軍事面でのいろいろなそういう
ことがあつてゐること、しかも枠組みがないとい
うこと、こういったことを考えますと、私もほ
ろから、そしてまた他の国々も協調しながら安
全を保障していくという枠組みをきちんとやらな
くちやいけないと思ふ。我が国の場合には、
従来からとつてまいりましたみずから節度ある防
衛力を整備すると同時に日米安保体制を堅持して
いくというこの枠組みが現在のようアジア太平
洋の地域情勢の中で不可欠である、こう考えるわ
けでございます。

それと同時に、こういった日米安保体制という

ものは、この地域全体の安定化を図る上において
も大きな役割を果たしてゐると思ふ。これは
総理がシンガポールにおきまして、ある意味では
日米安保体制というものは安定をもたらすための国
際公共財だ、そういうことをおっしゃつた、そう
いったところにあらわれてゐるところでございま
す。

そういった意味で、まず我が国の安定にとつ
て、そして地域の安定のために不可欠なものであ
る日米安保体制の中核をなすものは何かといま
すと、これは我が国に駐留する米軍、これがもし
極めて緊張する状態になつた場合には直ちにそれ
に対応、即応できるよといった態勢を示してゐる
わけでございますし、そのことが平時におきまし
てもいわゆる抑止力としての効果を持つ、見方を
変えれば、先ほどから申しております安定化の大
きな力になつてゐる、こういうことでございま
す。やはり我が国における米軍の駐留、ブレゼ
ンスというものは安全保障の観点からいって欠く
ことのできないものだと思います。

そのレベルがどの程度のものであるべきか、あ
るいは兵力構成がいかなるものであるべきか、こ
の点についてもいろいろ御議論ございますけれど
も、私は、そのところは一義的には、安保条約
上の米軍としての義務を果たしていこうという米
国、あるいはこの地域の安定のために米軍がして
いるコミットメントを担保していくということ
で、ここがその役割を果たすためにはどうい
うものであるべきかということであるべきものであ
ると思ふ。もとより、私もその方も条約の一
方の当事者として、それが現在の国際情勢との関
係において適切なものであるかどうかは当然考え
なくちやいけない、こう思ふ。

しかしながら、冒頭に申しましたような情勢か
ら考え、それからいろいろ軍事情勢、各国の軍
事情勢等も考えました場合に、かつてこの地域に
米軍十三万数千というブレゼンスがございました
のが今十数万のレベルになつてきておるま
す。日本の場合も、沖縄返還の時点では六万数千

というブレゼンスがあつたのが現在四万七千と言
われております。現実には若干低うございませ
れども、そういったものが適切であるという判断
は日米共通の判断でございます。

そしてまた、兵力構成につきましても、例えば
海兵隊についていろいろ議論がなされておるま
すが、海兵隊という軍事集団の持つ機動性なり即
応性というものを考えまして、先ほどから申し
ますような安全保障を図る上で非常に大きな役割
を担つてゐる、こういうふうに見える次第でござ
います。

○依田智治君 現在の安全保障を確保していく
というためには、軍事のみでできるものばかり
せんし、軍事がなくてはならない。その
この調和というものを図りつつ、いかに国際的な
安全保障体制を確保していくか、こういうこと
じゃないかと思ふ。我が国自体の安全、周辺地
域の安全ということを考えた場合に、やはり我が
国は自衛隊を維持し、そして日米安保体制を置
き、米軍が駐留してゐる。

この米軍駐留の抑止力としての価値というものは、
昨年三月、中台の緊張があつた際に我が国近
海にもミサイルが大分飛んできておつたわけ
です。通常の国ならば、国の領土の近くにさうい
うミサイルが飛んでくるといふことになれば、警戒
なり予防のために近海に軍を進出させるくらい
のことやらないかと思ふ。日本の場合はさうい
うことをやらないかと思ふ。アメリカの空母が二
隻台湾沖に進出することによつて、その抑止力
によつてそれ以上の暴走が抑えられた。私は抑
止力を見た大きな例じゃないかと思ふわけ
でございます。

そういう視点に立つてみますと、今日我が国の
海洋国家、シーレーン防衛なんというのは極めて
重要な役割です。それから尖閣を初め我が国に
は離島も結構あります。そういう防衛というものを
考えた場合に、非常に弱い体制になつておる
というふうなところ。それから、周辺有事の対応につ
きましては、現在ガイドラインの見直しにおいて

する部会といひましょうか、それを進めていくグ

ループの共同議長をインドネシアと二年間務めてまいりまして、かなりの成果を上げてまいりました。

例えば、お互いの軍備のあり方というものの透明度を増していくという努力もしたわけですが、そういった中でA R Fのこういった面での役割も随分高まってきました。現在は、中国が日本、インドネシアを引き継ぎましたそのグループの共同議長をフィリピンとともに務めております。

そういった中で、御承知のとおり、中国もかつての国防白書に相当するようなものを発行したわけですが、現在ではそういったグループの中心的存在になつていくこともあり、さらに透明度を高めたものを出しているというようにすることも言っております。

それから、さらに申しますと、直接この組織の中での動きはございませんが、そういった場でいろいろ話をする中から例のミスチーフ、南沙群島でございますね、それに関連する国々数カ国が集まっております。それがまた具体的な成果に結びつくにはほど遠いとは思いますが、そういったこともございます。

いろいろな意味のそういった多国間の外交努力もありまして、その中で日本もきちんと役割を果たしておるわけでございます。

それから、多国間の仕組みとしては、そのような国として話し合うものだけではなくて、民間ベースのシンクタンクであるとか大学等が中心となつていろいろ対話を進めるフォーラムもございします。そういった中には各国の安全保障関係の責任ある地位にある者、日本で申しますと防衛庁であるとか外務省とかいうところに属する人間も、個人の資格ではございますが、参加して忌憚のない対話を進めておる、こういったこともいろいろ将来の地域の安定に役立っているんだと思ひます。

もとより、二国間の安全保障の対話というもの

も大切でございます。我が国の場合で申しますと、日米安保体制の仲間でございます米国との間の対話は当然でございますが、そのほかにも最近では韓国、中国、ロシア等ともいろいろな対話が進められておるということでございまして、そういった外交努力を進めてまいりたいと思ひます。

今まで申しましたのは、すぐれた安全保障にかかわりのある仕組みでの外交努力でございますけれども、もちろんそれだけではなくて、経済面でのいろいろなつながり、文化面でのつながりといったものも広い意味で相互の連携を強め、そして安定への流れを強化するものでございますが、そういったものにかかわる外交活動も当然のこととして大切に考えているわけでございます。

しかしながら、そういったことを進めると同時に、一方ではやはり実力を備えた安全保障の装置というものも大切である。そういったものがアジア太平洋の場合には基本的に二国間の枠組みでこれまでもありましたが、日米安保体制のように一方の当事者を米国とする二国間の仕組みが幾つかございます。そういったものが冷戦後の今日の時点におきまして、一番その根柢にありまして地域の安定を守つていく上での装置として働いているというふうな認識している次第でございます。

○依田智治君 これまで見てきましたように、結局、現在の情勢下においては我が国における米軍の駐留というのは不可欠である、一方それを減少させていくような国際的仕組み、信頼醸成の安全保障環境というものはまだできていない、こういうことだと思ひます。だから、我々としては引き続きこういう面の努力というものを積極的にやっていく必要があると思ひます。

けき、テレビをちよつとひねりますと、沖縄の知事さんがアメリカのワシントンの方へ行きまして、経済戦略研究所とかで米軍兵力削減を訴える講演をしてもらったわけでございます。この国会にでも来て真意を聞かせていただければありがたいなという感じがしたんです。しかし、我々が今議論したような国としての必要性、まだアジア

の環境はこんな状況にあるという中で、沖縄の県民投票では相当高い基地反対の数字が出ておる、また知事さんは国会よりアメリカに行つて削減を訴えている、こういう状況でございます。

しかし、やはりこれからいろいろS A C Oに基づく削減、基地の整理、縮小、統合等をやつていくためには、いづれにしても知事さんを初め県民の理解と協力が不可欠だ、こういうことになりまして、これは大変に難しい問題だと思ひわけでございます。

総理 この点につきまして、いかにして県民の理解を得つつこれをやり切っていくのかということについて今どういう決意を持っておられるか、お伺いしたいと思ひわけでございます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これまで就任以来何回知事とお目にかかったか、ちよつと回数が出てまいりません。しかし、たしか三月二十五日であつたと思ひますけれども、知事さんと随分長いお話をいたしました。残念ながら、そのときの議論のほとんどは平行線だったわけですが、そこにもかわらず、官邸を出られた知事さんが記者会見で信頼関係に傷が入つていないんだということを言っていたんだということを聞いて、私は大変幸せに思ひました。

その上で、今私ども、さまざまな場面でも県内の市町村の皆さんとお話をする場合にも、県に間に入つていただきたいということをしばしばお願いを申し上げております。

例えば、普天間基地の移設という問題を知事さんから大変強く訴えられ、状況を思い起こし、そしてとにかくどこかに移そうということの合意をとりました後で適地を探す、そのプロセスの中から撤去可能な海上移設という考え方が出てまいりました。同時に、昨年十二月に沖縄県を訪ねいたしましたとき、このときも基地所在市町村長の方々と随分長いお話をいたしました。そのとき私は率直に、S A C Oの報告というものの光の部分だけではなく、率直に申し上げて県内移転の部分があり影の部分がある、しかしそれを乗り越え

させていたかないと次に進めない、ぜひ御協力をいただきたい、同時に地元の方々に納得を得ないままに国が強行することはしないということをお約束してまいりました。

そして、その議論の中から、シユワブ沖を候補地として調査させていただきたい、そこがいかにどうかも含めて調査をさせていただきたいというお願いを防衛施設局から名護の市長さんにはお願いをしました。また、名護の市長さんからは県の同席を求めると、県の同席がなければ自分の方では話が聞けないと言われました。その上で県にまた御協力をお願いいたしました。その時点、残念ながら御協力には得られなかったわけでありまして、先日、大田知事がアメリカに出発される前に名護の市長さんとお会いをいただき、少しづつこうした問題は動き始めております。

私は、賛否は別として、国もまた県もそれぞれの役割を果たしていく中で、市町村を通じ、沖縄県民の心に、少なくともこれも賛否を別にして、政府がどう、あるいは日米両国がどう行動しようかということを考えているかを知つていただくことができる、そう思っております。

それだけに、昨日もどなたかの御質問に対して、これから後も私は知事と機会があればできる限りの話し合いもしたいし、力を合わせて協力をしていきたい、その中で県民の心に少しでもかなうような沖縄をつくりたいということを申し上げてまいりました。これは、基地の問題、また県政の振興策における問題、同様の視点でありまして、我々はそうした姿勢でこれからも内閣として全力を挙げていきたい、このように考えております。

○依田智治君 次に、今のような日米安保体制の重要性という考えに立つた場合に、今回の特措法の改正というのは、冒頭、必要最小限の妥当な改正であると申し上げました。この特措法の点についてきょうも議論が出ておりましたが、何か収用委員会ですく新しい土地の収用裁決を求めるとか、そういうような印象を持っている人が非常に

行っていくことが必要であり、これを的確かつ迅速に実施するため、法制面及び経費面を含め政府全体として十分かつ適正な措置を講ずることとしたわけでございませう。したがって、今財政構造改革元年と言われるときに、財政構造改革会議から示された今後の基本的な考え方におきましてもSACO関連事業を着実に実施するということがその中に一応入れられております。

一方、委員今御指摘のように、そういう中で、我が国の防衛費についても今度の構造改革会議で、あるいはまたその後の企画委員会等で行っていただくにしても、防衛関係費もぎりぎりじゃないかと言われることはそのとおりでございまして、私どもも中期防を決めた当時からそういう考えを持っておりまして、また今におきましても、先ほど言われましたように、経費の性格そのものがなかなか変動しにくい内容になっておりますだけに、その辺の内容等につきましては企画委員会等でも意見を開陳させていただいて御理解を賜りながら、さらに財政再建を目指しておられる総理の姿勢に私どもも共鳴して一緒になってやっているわけでございまして、どういうやり方で防衛関係費を適切なものにしていくことができるか知恵を出していかなければならない、今努力をしているところでございます。

そういう中で、ただ一言だけ言いますと、SACOの経費につきましては去年の概算要求のときもいろいろ議論がございまして、これは別枠にすべきであるという与党三党の御意見等もございまして、それと同時に、予算編成のときにもこれについていろいろ議論がございました。結局防衛庁の予算要求の中に入れてもらいましたけれども、一応事項立てで別扱いにすることにいたしました。そのわけございまして、この辺の問題についてはそういう過程の中でこれから先議論をさせていただきたい、そういうふうな思っているところでございます。

○依田智治君 あと二、三、項目はあれですが、もう時間がなくなってきました。

県道一〇四号線越え、私も山梨県の出身でございまして、北富士に対する担当ということでいろいろ県との関係者とも接触して、ようやく防衛庁側からの説明を聞きましうという方向にまでございまして。

その際につくづく感じましたのは、沖繩の問題が過重負担だということで沖繩に目が向いておりますが、自衛隊の基地等は本土に圧倒的にたくさんあるのでもございます。しかも、その周辺の土地というのは砲弾にしても何にしても、山中湖村などというところが一キロもないところでずいぶんずいぶん家が響いているわけでして、そういう負担というのはやはり基地所在のところは同じなんだと。沖繩で苦労しているからこちで引き受けてくれということじゃなくて、本当に長年苦勞されているけれども、ひとつぜひ沖繩の負担をよろしくということでも私も頭を下げて歩いているんですが、これについては答弁は要りません。今後とも積極的に防衛庁長官を中心に地元の理解を得る努力をお願いしたい。

最後に一点、沖繩振興策でございます。沖繩開発庁長官にきていただいておりますが、本当に那覇軍港施設等も長年たつても移設できない。これから普天間の基地だつて、やはり本格的に沖繩が自立していくためには、そういう大型の移転というものがあつて、その跡地に本当に魅力的な振興策をつくるということが大変重要であり、その間でもできることはもうやっていくという努力が必要でございませう。

そういう点で、各論をやっている時間がないので、せつかくお見えでございます沖繩開発庁長官に今後の取り組みの決意等をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(稲垣実男君) 委員御承知のとおり、沖繩が本土に復帰しましてからこの二十五年間で、国としても約五兆円を投じてまいりました。三次にわたります振興開発計画を進めてまいりましたが、総体にはいまいと、随分発展してまいりましたが、いまだしう感じはしております。

あります。

そこで、私どもとしては、ちょうどこの九年度から、第三次振計の折り返し地点でございまして、後期の計画をしっかりとひとつ見定めて、何にしましても経済は自立していかなくやならぬと。いろいろな入れ物をつくりたいいろいろな施策をしても、それが成り立つてそろばんに合っていないければ、それは自立したとは言えないわけでありまして、そういう意味でやはり後期の展望といたしましては、社会全体がこれから国際化、グローバル化を進めていくだろう。しかも、環境に對しても十分な配慮をしていかなくやならぬ。また少子・高齢化社会でもある。そういった点を十分考えながら、しかも高度な情報化時代にも対応していく。

もろもろのことを考えてみますと、後半の施策の展開の方向づけというものは、当然そういう点をピックアップしていくわけでありまして、言ってみれば、地域特性を生かした特色ある産業をどのような形でつくっていくか。跡地を、いろいろな計画はあるけれども、それが自立をしていくような経済計画を進めていかなくやならぬ、それからまた、国際性豊かな県民性の地域特性を生かしていくというふうになると、やはり南の国際的な交流拠点化を図っていくか。また、自主的な発展を支える社会資本の整備を思い切つてやっていかないと、これはでき得ないわけでありまして、そういうこと、緑豊かな環境、多様な自然環境の継承とかあるいは保全とか、環境に十分配慮しながら、しかも離島等々もございまして、そういう点につきましてもは基礎の整備をやるとかあるいは県内外の交流を促進して圏域の格差をなくしていかなくやいかぬだろう。

そしてまた、委員おっしゃつたように、米軍施設の返還跡地の有効利用、これは極めて大切であります。あそこいろいろな例えれば建物を建てていっても、果たしてそれが実際上、建物は建てたけれどももうまくそれが機能していきませんと、これは形骸化に結びつくわけでございまして、そ

ういう有機的な面を考えていく。

しかも、沖繩県が策定いたしました国際都市形成構想、また自由貿易地域の拡大、こういう点を考えていきますと、思い切つた大胆な改革を含めた必要な支援を国としてやっていく必要がある、こう思うわけでございまして、経済の自立を目指し、そして雇用の確保の安定、県民の生活の向上等、計画の目標達成のために一層努力してまいる覚悟でございませう。

○依田智治君 総理を陣頭に、ひとつ懸命な努力をお願いいたします。

残余の時間は山本一太委員に譲つて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○山本一太君 本日は、先輩議員の皆様御好意によりまして、初めて橋本総理、外務大臣、そして防衛庁長官に御質問させていただく貴重な機会をいただきました。もう随分議論は尽くした感じがいたしますけれども、あと四十一分、張り切つてやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、橋本総理に一言申し上げたいと思ひます。

総理、私は昨年の八月に、アメリカ民主党政のカゴで行われた党大会に同僚の若手議員と一緒に視察に参りました。巨大なシカゴのコンベンションセンター、これはマイケル・ジョーダンがいるシカゴ・ブルズで有名なバスケットボールチームの本拠地でもあるんですけれども、この大コンベンションホールで、クリントン大統領の民主党候補指名受諾演説、これは二十一世紀のかけ橋というタイトルの大演説を聞きました。

その後、二人でワシントンに移りまして、そこで上下両院、主に若手、中堅の議員を中心として、両院の議員の方々といわゆる議員外交をする機会に恵まれました。この滞在中に、米国議会のスタッフの方々と二十名近くいろいろ意見交換をさせていただいたわけでございませう。その中で、私は会うたびごとに、議員やスタッフの方々に、橋本総理についてどう思うか、アメリカは橋本総

理をどう評価しているかという質問をぶつけたわけでございます。

私は群馬県、上州で、大塚ストリートな性格でございまして、角田先生もそうですが、お世辞は申し上げないわけでございますが、ほとんどの方々は橋本総理に大変期待をしている、今クリントン政権は橋本総理に大変高い評価を与えているという答えでございました。これは事実でございまして、私も素直に自民党議員として大変うれしく思いました。

そしてまた、この二期目のクリントン外交を支えるのは、あの鉄の女とも呼ばれておりますオルブライト國務長官でございます。実は、オルブライト國務長官は、國務長官に任命をされる前にワシントンのジョージタウン大学で国際関係の教鞭をとっておられまして、私が八〇年代の前半にジョージタウンの大学院にいたときの恩師でございました。その当時、やはり衆議院の河野太郎議員が私と同じように、別の授業でしたがオルブライト先生のお世話になりました。

オルブライト先生は、一言で言うとお大変厳しい先生でございまして、私がどんなに交渉しても私の成績を上げてくれなかったことは今でも忘れられないわけでございます。とにかく、オルブライト先生の方針は、議論に参加せよ、みずからの立場をきちんと明確にして議論を闘わせて結論を得ていくのが民主主義の原則だということでございます。まして、大変厳しかったわけですが、その反面、努力をする生徒については一番最後にチャンスを与えてくれるというようなフェアな面もあったわけでございます。この人がクリントンの外交に、アメリカの外交に大きな影響を与えていくということになりますと、大変手ごわい相手だと思っております。

そして、先般、橋本総理が初めてオルブライト長官にお目にかかれた。一日半という滞在ですが、日本に来られたときに、私も生徒ということで特に時間をとって会っていただきました。外交の話や総理の話をお聞きする時間はありませんで

したけれども、十分間、いろいろ大学の話や、あなな今何をしているのというような話をいたしました。その後、オルブライト國務長官の周辺の方々あるいは近い方々からのいろいろな話を聞くにつけ、オルブライト長官も、またクリントン大統領もそうかもしれませんが、橋本総理は本物の議論ができるリーダーだという評価を持ったというふうに私は伺っております。こうしたアメリカの橋本総理の手腕に対する高い評価を受けた上で、今後、この後、橋本総理がクリントン再選後初めての日米首脳会談に臨まれるというところになっていくわけでございます。

昨日の答弁で総理はおっしゃいました。いろいろな問題を話し合わなきゃいけない、幅広い問題だ。例えばデンバー・サミットのエリツインの参加の問題、ゴア副大統領が来たときにはちよつと避けた通商の問題、いろいろな話をしなければいけないということでございますけれども、こうした状況の中で、この会談に臨む総理の御決意、もう何度か決意を尋ねられて大変面倒なこととは思いますが、いづれにせよ、この後質問するチャンスがあるかも知れませんので、ぜひ一言コメントをお願いしたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) もし、本当にそれだけ評判が回復しているとすれば大変幸甚でありまして、自動車協定でカンタリーと大げんかをした後、私の評判は総スカンでありました。それだけに、それだけでもし評価が変わつていけば大変ありがたいと思えます。

そして、ちょうどヘルシンキのエリツイン大統領との首脳会談に出席される直前、クリントンさんと電話で話をしまして、会うのは本当に久しぶりです。そして、昨日も申し上げたように、まだ会談のテーマの報告を受けておりません。

きのうは、たまたまそのサミットの話から申し上げ、また経済問題というものを申し上げましたけれども、補足として申し上げるなら、当然私は現在進行しつつある米朝の協議、そしてそこから必ず出てくるであろういわゆる四カ国協議という

もの、そしてその四カ国協議あるいは米朝韓の三國の話し合いの中から、もしもできるものならば南北の直接対話というものが始まらないだろうかと、それに向けて我々が手伝えするとは何だ、今我々の持っている関心事項の一つはこれです。そして、こうしたこの地域の情勢、当然ながらその中には我が国をめぐる安全保障の問題が入ってきますし、それから何回も申し上げましたように、私は今回、兵力の削減を求める気はありません。しかし、その上で、沖縄の問題に対応するその努力の必要性というものは今後とも変わるものではない、アメリカ側にもそうした点での協力を求める、配慮を求める、こうした話というものは当然出てくるでしょう。

日米経済問題あるいはアジア太平洋をめぐる国際問題等さまざまな論点はあろうかと思えます。そして、やはり私は、そのヘルシンキにおける米口首脳会談の話も聞きたいですし、ペルーの問題解決にアメリカとしての協力も、これからも関心も持つてみたい、協力もしてもらいたい。そのようなさまざまな課題を持ちながら、できるだけ深く真摯な議論ができることを願いつつ参ろうと思つています。

○山本一太君 ありがとうございます。

今おっしゃったように、いろいろな重要な懸案があると思えますけれども、安全保障の問題も含めましてよく日本の外交には顔がなと言われるわけでございますが、総理として外務大臣にぜひとも強力なリーダーシップを持ってこの会談に臨んでいただきたいと思えます。そして、橋本総理には、クリントン大統領を初めとする米首脳に対しまして、堂々と日本の国益という立場から議論を展開していただきたいと思えます。そのことが長意味で橋本長期政権と米首脳との信頼醸成をつくる道である、このように私は確信をしているわけでございます。

今、総理の方から、今回の会談で兵力の削減はもう求めないというお話がありましたけれども、私の最初の質問は、そのアメリカの兵力削減

に対するスタンスということでございます。もうちよつと大きく言えば、アメリカのアジア太平洋地域に対するこのボスチャー、姿勢というものが変わったのかどうかという点でございます。

在日米軍については、これまでアメリカ国内でいろいろな見解があったことは外務大臣も御存じのとおりかと思えます。例えばジョセフ・ナイ前国防次官補のように、朝鮮半島の情勢とや結びつけて規模を考える方もおられますけれども、一般に言つて、やはり政権に異なる閣僚あるいは現役の担当官からは、この東アジア地域には十万人の米軍の勢力はこれは確固として必要だという議論でももちろん変わつてないと思つております。

しかしながら、私は、この数カ月間でどうもアメリカの問題、すなわち東アジアにおける兵力維持というスタンスがやや変わつて、より厳しいという強い硬いものになったような、そういう印象があるわけでもあります。先ほど話に出たオルブライト長官を皮切りに、その後すぐゴア副大統領が来て、コーエン国防長官が来られて、そしてギングリッチ下院議長は外すとしても、その後、例の統合本部議長、非常に難しい名前なんです、が、シャリカシニビリ、その統合本部からの参謀の責任者も来られたりして、もう予見し得る将来にこの削減はないということは何度も明言をされたという印象を持っております。

どうも、今までの発言をちよつときこの調子でみたんですが、三月の例のキャンベル国防次官補代理ですが、あの方の発言あたりから多少アメリカの態度が変わってきたのかなという感触を持っておりますけれども、そこら辺について、外務大臣、アメリカのこの軍事プレゼンスに対する姿勢に変化があったのかどうかということもちよつと伺いたいと思つてます。

○國務大臣(池田行彦君) 結論的に申しまして、基本的に変化はありません。米国の立場というのは一貫したものであると考えております。若干敷衍いたしますと、今委員も御指摘になり

ましたけれども、ナイさんの名前を挙げられました。そもそも、ナイさんがまだ国防、安全保障の責任あるポストにおいてになりましたときに、日本も含めて東アジアあるいはアジア太平洋に対する米国の戦略にかかわるべきかということという検討がなされました。

いわゆるナイ・イニシアチブと言われるものでございますが、ああいった中で、やはり米国のこの地域で地域の安定のためにコミットしていくと。それはもとより、単にこの地域のために貢献するということだけではなく、米国自身もこのアジア太平洋に對するかわりがどんどん深まってきておりまして、みずからのインタレスト、いわば国益の立場からいってもそれが必要だという観点を含めてのお話でございましたが、そういった中で、いわゆる十万人のプレゼンスという話がずっと出てきたわけだと思います。それが大体九三年あたりからだったと思いますが、そういったものを踏まえながら日米間でもいろいろな話はしておりました。

そういったことを踏まえまして、米国のしまして、我が国における四万七千人のプレゼンスを含めてこのアジア太平洋地域十万人というのが、現在の国際情勢の中で米国としてのこの地域の安定のためにしているコミットメントを担保していくために必要だ、それを維持していくという大きな方針が確定したわけでございます。そういった上に立ちまして、昨年四月の日米首脳会談での日米安保共同宣言がございました。

そして、そのことは、繰り返しクリントン大統領を初め米国の責任者の口から表明されておったわけでございますが、日米間では、十二月二日に行われたいわゆる2プラス2におきましてもこれは確認されたわけでございます。その後、ことしになりました、委員が御指摘になりましたように、クリントン第二期政権の安全保障にかかわる責任ある立場の方々がもうほとんどすべてと言っていいぐらい日本を訪問されました。

そういった方々の口から今申しましたような基

本的な米国の立場が繰り返し言われたわけでございますが、それは決して強くなったというわけじやございませんで、まあいろいろなことがあったのでございませう。我が国でのいろいろな議論も踏まえて、そういった訪日された方々に対してプレスの方々がいろいろ御質問なさいましたね。そういった御質問に答える形で基本的な立場を繰り返さうという御質問に答えたというメディアに乗って大きく伝えられた、そのことがあるいはさらに強くなったかという印象を与えたのじやないかと思ひます。

そのことは、典型的にはコーエン新国防長官が言っておられるわけでございます。いや、いろいろ言われたけれども、これは基本的な米国の立場をそのまま言ったんだと、それをプレスがいろいろ言われるものですから、それで今委員も引用されましたが、例えば予見され得る近い将来においてもその変化はないというふうなことになるんだということを言っておられました。

なお、予見され得る将来においてもという観点で申しますと、今いろいろ議論されます場合に、現在のアメリカのいろいろな安保戦略についていわれるQDR、四年に一度の見直しがあるじやないかと、これは五月十五日に国防総省として一応報告を議会へ出すことになっておりますが、それとの関連であれこれ言われることはございますけれども、これにつきましてはコーエンさんを初め責任者は、このQDRにおいてすべての面を組上げて検討はするけれども、しかし、これは基本的なところ、アジア太平洋における十万人のプレゼンスというところは、これは動かすつもりはないんだということは明言されておるところでございます。

○山本一太君 アメリカの立場は一貫して変わっていないという御見解でした。それに関連してちよつと別の質問をさせていただきますと思ひます。

それでは、この数カ月間のアメリカの一連の外交にはどういう意味があったのかという点であり

ます。

先ほど依田委員の方からもございましたけれども、日米安全保障条約は、もう申し上げるまでもなく日本の外交、安全保障の根幹でありまして、まさしく日本の国益であるというふうに思っております。さらにまた、それはアジア太平洋地域における安全保障のバランス、いわば安定装置であるということも周知の事実でございます。この意味で橋本総理が使われた公財財という言葉は大変うまい表現だなというふうに私も思った次第であります。

また、同盟国としての信義ということもあると思ひます。昨日、椎名委員の方から、アメリカはビザの出前じやない、誇りを持って同盟国として日本に來ている、いわばお互いにいい番大になるという番大論みたいな、そういう関係が実は成熟した同盟関係ではないかということも聞いて、なるほどというふうに私は思った次第でございます。そして、その関連から、日米安保体制維持ということについて、この特措法改正は不可避の措置であつたということも私は確信を持っております。

それはそうとして、一方、この基地問題について沖縄県の方々、沖縄県民の方々が重荷を背負ってきたということも厳然たる事実だというふうには私は思ひます。昨日、板垣委員からの質問に総理がお答えになった、もし仮定としてあらゆるいんな要素を外して、そういう問題を全部抜きにして考えたら、沖縄県民で本当に基地が欲しいという人はいないんじゃないかというお話を伺ひまして私は感銘を受けたわけでありました。

日米安全保障条約の必要性、国益の追求というのは大事ですが、やはり総理のおっしゃった気持ちすべてのスタートであり、先ほど申し上げましたけれども、県民の心になつた沖縄建設という真摯な態度でこれまで努力をしていただけてきているんだ、こういうふうに思っているわけでございます。そしてまた、いろいろな発言から見ても、橋本総理の日

米安保体制に対するコミットメントは非常に明らかであつたということがあると思ひます。そして、この特措法改正などをめぐる非常にセンシティブな時期、沖縄県民の方々に真摯に説明をしながら進めていかなければいけないのことに、アメリカから一連の首脳が日本に來られました。

私はアメリカの立場はよくわかります。もうこれは、私は何人かアメリカ人のワシントンの友達や大使館に電話をかけて話をしたんですけれども、これは日本の国内問題であるという立場もよくわかるわけでありまして。まあオルブライト、ゴア、コーエンぐらゐまでだったらいいますけれども、その後も何か四連発五連発という感じでの時期にアメリカから來て、さらに予見し得る將來はいわゆるその兵力を維持する維持すると言ふのは、私はもうわかつていふことを、ツーマッチじやないかという、率直に個人的に思つたんです。

それで、そのことについて、これは私の本当に一年生議員としての私見ですが、同盟国の総理に對する、これはもちろん国内政治ではないにせよ配慮というものがもうちよつと、三連発ぐらゐだったらいいますけれども、四、五、なぜこまでやるのかという私は率直な感想を持って、その不満を大使館の友達に言つたら、おまえそう言うけれども、いつもジャパン・パッシングなんて言つて、見てみると、二カ月でこんなにアメリカの首脳が来て全然ジャパン・パッシングじやないだろうと言ふので、じゃ何でゴア副大統領は日本に一日しかいないで中国に四日いたんだと言つたら中国の方が広いからだという話で、それは関係ありませんけれども、この一連のアメリカの動きに對して、総理の率直な感想を私は伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員の議論の組み立てを聞いていて、ああそういう見方もあつたんだなと思ひました。というのは、私は、本年の一月にクリントンさ

人が再選をされ、そしてその新しい人事が進むにつれて、できるだけ早くそれぞれのカウンタートと会っておく必要性ということを実は閣内でも関係の閣僚に対して申し上げました。そして、実は池田外務大臣にもオルブライトさんに会うためにワシントンに行つてくれと言つた直後に向かう方から来るという連絡をもらいました。その意味では私は、逆にこのところ引き続いたその分野、議員のお話の中で一つ落ちていたのは財務省系統、ルービン財務長官、サマーズ副長官というところですが、私はこれは決して我が国としてマイナスじゃなかったと思うんです。

そして、むしろ私は、その十万人体制をアジアで必要とする日本の兵力構成を今いじる意思はないということとを彼らが一々発言したと報ぜられていたのは、記者さんたちが繰り返し繰り返し質問するから彼らはみんな答えたとか、自分たちの質問の部分は落として発言が記載されますと、なるほど確かに押し売りに聞こえたかもしれないと思います。

しかし、むしろ私は、逆にできるだけ交流は多い方がいいと思つています。そして、本来もう少し国会でゆとりを認めていただけであらば、実は港灣の協議がつい数日前まで非常にぎくしゃくしました。これなんかでも、実は閣僚レベル交渉でどこかで舞台を変えた方がもう少し早く整理がついたかもしれない、その意味ではちょっと運輸大臣に気の毒したなと思つてゐる部分があります。

そして、私自身閣僚のときに、ロンドン日帰りとかパリ日帰りとかいうそういう日程でもやはり向こう側の閣僚と会う時間をつくり、議論をすることをできるだけ積極的に行いました。ですから、私は確かに議員の考え方を伺つてゐるほどなと思つた部分はありますけれども、私自身はむしろこうした交流はもっと多い方がいい、率直にそう思つてゐます。

○山本一太君 私も総理のお話を聞いて、ようやく幾つかのことが解けたような感じがいたしており

ます。やはり立場が違えば、そういう見方といたしますか、そういう御見解になるんだなという感じがいたしてあります。

いづれにせよ、総理と外務大臣の御答弁を聞きまして、この問題についていろいろな報道がなされたこともあるんでしようけれども、とにかく日本とアメリカのパーセプションギャップはないというところを確認させていただきました。ありがたうございました。

この一連の訪日をされた方々の中に、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、ギングリッチ下院議長がおられました。この方は大変哲学的なおもしろい方で、非公式にまたいろいろの発言をされたというところを同行した方から聞きました。例えば、日本は偉い、中国の横に四千年も一緒にいたのに中国の一部にならなかつたとか、日本の民主主義は台があつて花と花瓶がないというようなことをおっしゃつたというようなことも伺つております。

そのギングリッチが指揮する米下院で、先般、たしか三月十一日だつたと思ひますけれども、沖縄感謝決議が採択されたのは御存じのとおりでございます。これは、裏で動いたのは、下院というよりは総理もよく御存じのあの上院の財務委員長ウィリアム・ロス議員でございます。ロス議員がいろいろのところに根回しをして、この決議の採択のために走り回られたということでございます。

そして、この決議の目的は、アメリカ議会とアメリカの社会に対して沖縄と安保問題の大切さを改めて認識してもらうという目的だつたということとでございますけれども、この感謝決議の動きについて総理がどのような御見解を持つてゐるかお聞きしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちよつとギングリッチ下院議長を朝食にお招きをしましたとき、私は冒頭この感謝決議に対して謝意を表しました。私としては、一つは素直にその沖縄の方々に対する感謝の意を表した決議でございけれども、同時

にそれは、日米安全保障条約というものの必要性をもう一度アメリカ国民に認識をさせるものであり、その中で一番大きな基地を抱え苦悩しておられる沖縄の方々に対する思いというものをもう一度彼らが思い起こす、アメリカにおいても思い起こす、そういう役割を果たしてくる決議だから、私はそう思ひました。

そして、ギングリッチさんに、上院の方もできるだけ早くできるようにしてくれと、同時にSACが終つたら、合意ができたら沖縄の問題が終つたわけではない、引き続きアメリカ政府の協力を求める、議会からもその支援をよろしく、そんなことを申し上げる、この決議は私にとつてそんな役割も果たしてくれました。

○山本一太君 この下院の決議は、総理も御存じのとおり、思つたより簡単にいかない面もございまして、予想以上に修正文の要求が出たり、あるいはこの種の決議としては十人以上の反対が出るというのは珍しいんですが、十六票のたしか反対票があつたというふうな、十六票だつたと記憶しておりますけれども、ちよつと細かい数字はまた後で私の方も確認をさせていただきます。

こうした中で、知日派の議員の方が少ないなという私も思ひました。ウィリアム・ロス議員は、今回も別件で来日されたときに何度かお話をする機会があつたわけですが、もちろん総理に首脳外交を展開していただくことも大事ですけれども、我々議員一人一人が議員外交を通じて、アメリカにきちつとした知日派の人脈をこれからもつくつていかなければいけない、そういうことをこの下院決議で私も感じたわけでありま

す。また、これに関連して、今衆議院の方でも同様の決議を採択するような話、この検討が行われているやうにも聞いておりますけれども、参議院の方も重要法案をいっぱい抱えておりまして、どうかと正直言つて思うところもあるわけですが、思つてゐるわけでございます。

次の質問でけれども、関連しておりますが、そのロス議員に昨年の十月にワシントンでお目にかつたときに沖縄問題の話が出ました。そのとき私は、ロス議員がおっしゃつた一言が大変印象的だつたんですけれども、議員はこういうふうにおっしゃいました。

私が沖縄問題で一つ心配してゐるのは、沖縄で行われているその反基地運動みたいなものが、これがCNNとかあるいはABCとか大きなネットワークに取り上げられてアメリカで放映される。それを一般のアメリカ国民が見て、沖縄の全部の人が基地に反対してゐるんだな、日本国民全体はやはりアメリカの存在というものを全く歓迎してないんだな、じゃ何で我々がこんな苦勞をして日本にいわゆるミラタリーを送らなきゃいけないんだと、こういう間違つたメッセージが視聴者、国民に送られるというのを非常に心配されておりました。

これに関連して、この沖縄問題に対するアメリカの世論あるいは議会の動向などについてどうとらえておられるか、情報があれば少し外務大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(池田行彦君) 委員のおっしゃるところ、私も本当によくわかるところでございまして、実は先般、ロス議員、ギングリッチ下院議長と御一緒の時期にお見えになりました。そして私も、御両者それぞれ別にお話し申し上げた次第でございますが、そのときもロス議員は同じような御心配をなさつておりました。

そして、そのときも話題になつたのでございしますが、やはりロス議員の大変なイニシアチブのもとにあつた下院の決議がなされた。また、上院でも引き続き努力はしておられるようでございます。そのことが沖縄の方々、自分たちの苦勞がアメリカにも評価されているんだということ、そういうことを知つていただくと意味でも大切ではあるけれども、同時にやはり、アメリカにおける日米安保体制の重要性、そして沖縄のその負担の有る意味というものの認識が広まる、

そういったことが大切だということで意見の一致があったわけでございます。

しかし、この決議によつてそれじやどの程度米国の国民がこの問題を知るに至つたかといふと、それはあつたやうでございます。御承知のとおり向こうのメディアは国際問題に関する報道といふのは日本ほどウェイトがない。特に各地域地域に新聞がある、全国紙的なものが比較的少ないといふこともございます。

しかし、それにいたしましても、私ども見ておりまして、いわゆるクオリティーペーパーズといふのは安保の問題が取り上げられております。それも今委員が心配されましたような一部の反対運動だけではなく、比較的バランスのとれた形で報道がされるように最近なつてゐるんじゃないかといふふうな報告にも接しております。そういった意味でも、下院の決議というものは大きな意味があつたと考え次第でございます。

それからなお、一点だけ付加させていただきますが、先ほどの御議論の中で、米側がこの安保の重要性あるいは現在のプレゼンスが変わらないといふことをみを強調したという点がございましたが、それだけじゃございません。沖縄の方々の御負担というものにも非常に深い認識を持つておりまして、そして今後ともその点は大切に考えなくちゃいけないと、これは強調しておりました。

典型的に申しますと、ゴア副大統領が、引き続き沖縄の問題についてはセンシティブに、米国のとしても敏感に対応していきたいという話をしておられました。また私は、ゴアさんとの話の中では、この安保体制をきちんとやっていくために、沖縄のいろいろな問題について米国のしつかりと対応していくことが大切だといふことをかなり時間をかけて話をしていた。これが安保体制の有効性を維持するためには一番肝心なところだといふことは米側もよく認識しているといふところを付言させていただきたいと存じます。

○山本一太君 わかりました。

大臣、御存じかもしれませんが、たしか昨年、外務省がアメリカのギャラップに依頼をして米国の世論調査をしておりますけれども、それによると七割の米国民が安保体制を一応評価するといふ回答をしたという記憶がございます。いずれにせよ、この問題についてはアメリカ側にも間違つたメッセージを送らないようには、ぜひともそういう旨をもつて政策を進めていただきたいと、このように要望を申し上げます。

防衛庁長官、先ほどからお待たせをいたしましたので申しわけございません。次に長官に一言伺いたいと、このように思ひます。

私は、安全保障の問題というのは、政治的な側面といふことはもちろんでございますけれども、ここにやはり純粋に軍事的、戦略的な見地からの分析といふものを加えて総合的に判断すべき問題であるといふふうに常々思つております。この点から、いわゆる同盟国、関係国の間では、軍事関係者の間による交流の活性化ということが信頼醸成措置の一つとして大変重要な役割を持つてゐるというふうに認識をしております。

アメリカに関して言えば、もうこのような交流は随分行われておりまして、お互いに留学生も交換しておりますし、幕僚長とか向こうの統合参謀本部の議長とかそういう方の会合もたしか行われておりますし、また聞くところによればアメリカのセミナーに制服組の方が参加をしておりますといふことも伺つておるわけでございますけれども、この日米の制服組の間の交流、これはもちろん沖縄の問題を考える上でも大変重要なポイントだと思ひますけれども、この現状について簡潔に一言御説明いただければと、このように思つております。

○国務大臣(久間章生君) 今、委員が御指摘のとおり、国の安全を守っていくためには防衛力を整備するだけではなくて外交努力、またなかななくそういう制服組を含めました防衛当局者がやはり交流することによつてお互いの信頼関係を培つていくことが大事でございます。防衛大綱において

第二十八部 日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会会議録第四号

てもそういう信頼醸成をこれから強めるということを書いておるわけでございます。特にアメリカとの関係ではそういうことが大事でございますから、これまでも頻りにやつてきております。もし必要ならば、今政府委員の方から最近の状況について説明をさせようと思ひますけれども、これからは引き続きそういうことについては努めていこうと思つております。

○山本一太君 また詳しい資料は後でいただくことにしまして、時間もありませんが、いずれにせよ、防衛庁長官がおつしやられましたように、この方面での協力もぜひとも推進をいつていただきたいといふふうに御要望を申し上げます。

もうあと八分しかありませんので、最後の質問になるかと思うんですが、日米防衛協力のガイドラインの見直しの問題について触れさせていただきますかと思ひます。

日中関係については、昨日の橋本総理の答弁で、ちよつとぎくしゃくしたと、しかしながらこの秋の国交正常化二十五周年に向けて関係改善を図るし、またそういうふうになつていくと思うといふ、こういう御答弁もあつたわけですので、中国のいろいろな動向を見ておりますと、この日米の防衛協力ガイドラインに対する中国側の懸念は消えていないように思ひます。

私は先週、ヘラルド・トリビューンをざつと、ばらばらと見ておりましたら、四月十日付だったと思ひますけれども、こういう記事が載りました。「チャイナ・トライズ・ツ・ピー・キング・オブ・ザ・ヒル」というタイトルでございます。中国は丘の上の王様になろうとしている、まあウオルト・ディズニーのライオン・キングみたいなふうになつてゐるという記事でございます。そのサブタイトルの見出しで、アジア諸国は、中国がアメリカのアジアにおけるプレゼンスに反対をしてゐるということに対して大変心配をしてゐる、こういう記事であつたわけでありまして、その記事の中でも触れられていたんですが、冷

戦の真つた中であつた八〇年代、中国は実は個人的にはアメリカの軍事プレゼンス、アジアのプレゼンスといふものをソ連への一つの対抗勢力として歓迎をしてゐた。冷戦崩壊後ですら、いわゆる日本に対する瓶のふた論もあつて、アメリカのアジア太平洋における軍事的プレゼンスといふものを是認していた。しかしながら、最近随分調子が変わつてきて、特にあの例の共同宣言あたりから、日米といふのは朝鮮半島情勢の先にとりして中国をにらんでゐるんじゃないかといふ論調がいろいろとところから出てくるようになったわけでありまして。

総理も外務大臣もおつしやつてゐるうちに、中国に対してはコンストラクティブ・エンゲージメント、建設的な関与で中国という二十一世紀に向けてまさに超大国の仲間入りをする可能性がある国をソフトランディングさせると、そういう政策が基本になつてゐるわけですので、このガイドライン見直しに秋に向けて作業が進んでまいります。その中で、どのように中国の理解を得ていくのかといふことについて一言お聞きしたいと思います。

○国務大臣(池田行彦君) 昨日のこの委員会におきましても総理が御答弁なさつておりましたけれども、日米安保体制といふものは決してどこか特定の国を対象にしたものじゃないんだということ、そしてまた中国との関係は日米両国とも、委員も今御指摘になりましたように、国際社会の建設的なパートナーズとしての役割を果たしてもらいたいと考えてゐるんだ、中国との関係を良好にしようとしてゐるんだといふことを中国側にも、例えば昨年のAPECの際の日中首脳会談で総理御自身の口からもおつしやつていただいております。

そういった日米安保体制についての話をベースにいたしまして、そのガイドラインについても透明性を持った形で進めていくということもこれも総理の口から江沢民書記にもおつしやつていただいたわけでございます。

昨年を今思い返してみますと、銭其琛副首相兼外相との間で、七月そして九月さらに十一月と三回にわたり、会談の際に安保の関係、中国が心配しておられますけれども、そういうことはないんだということを私自身は繰り返し申し上げております。

また、先月、北京に参りまして外相会談を持ちました際にも、安保の性格については申し上げているけれども、その点は繰り返し返さなければいけないが、実は局長レベルの日中の安保対話が三月に行われました。そこでかなり突っ込んだ腹藏のない意見の交換をいたしました。ああいうことが非常に意味があるんだということをこちらから申しまして、ぜひこれからのことをこちらから進めていこうということを申し上げた次第でございます。

ガイドラインの作業の透明性については、我が国の国民の皆様方にそしてとりわけ国会に對して、どういふことを考えているか政府としても明らかにしなくちゃいかぬという観点もございまして、それと同時に、中国を初め近隣諸国との関係においても透明性を持って進めてまいりたい、こう考えている次第でございます。

○山本一太君 今、外務大臣の方から御答弁をいただきました。総理も再三おっしゃっているように、アジア太平洋の安全保障あるいは世界の安全保障には、日米中のトライアングルをいかに円滑にいい関係にしていくかということだと思っておりますので、引き続きその方向で政策を推進していただくようにお願いを申し上げます。

あと三分ですので、私は中国について一言申し上げたかったことを述べさせていただきますと思っております。

先般、ある雑誌のインタビュで、ウィンストン・ロードというこれもアメリカの前国務次官補なんですけれども、こういうことを言っておりまして、エンゲージメントというのは硬軟両用の政策のことを含んでいるんだと。私はなるほどなというふうに思ってたわけでございます。よく中国に

對する建設的関与、エンゲージメントという言葉がありますけれども、中国が警戒する封じ込めというところは、ケナンがフォーリン・アフェアーズにX論文として書いた時代と全く状況が違っていて、これは理論的には可能であつても実際には中国を封じ込めるということは不可能であるというふうにならず認識を持たなければいけないと思うわけでありまして。

その上で、ウィンストン・ロードの言葉をかりますと、エンゲージメントというのは、協力的姿勢と断固たる態度を組み合わせた政策である、その目的は、二十一世紀の大国にならうとしている中国を攻撃の大国、すなわちアグレッシブパワーから協力的大国、コオペラティブパワーになつてもらうため国際社会へ統合を促進するものだという事になつていくわけでございます。

もちろん、中国を脅威扱いすることは不適切であるといふことは十分存じ上げておりますけれども、しかしながら、国際政治の現実というものも見詰めながら、もちろん中国のWTO加盟も日本として支持をした建設的関与を進めていく中で、時には毅然たる態度で日本外交の指針というものを中国に對して示していただきたい、このように思っています。

このことについて御要望を申し上げ、あと一分ということになりました。もう随分議論が尽きた問題で、私も一年生議員ですからいろいろ乱暴な質問もありましておわびを申し上げますが、一問一問、総理、外務大臣、防衛庁長官、真摯にお答えをいただきましたことに心からお礼を申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○鈴木正孝君 平成会の鈴木正孝でございます。連日特措法の改正の審議ということで、橋本総理初め閣僚の皆様には大変お疲れだろうと思ひますけれども、よろしくお願ひをいたしたいというふうに思ひます。

先般来、橋本総理の沖繩とのかかわり合ひはたしか四十年の八月から行かれたというふうなお話を

を聞いておりますけれども、私も個人的な沖繩とのかかわり合ひを、こういう機会ではございませんけれども、いろいろと思ひ起こしてみたいわけでございます。

沖繩返還が四十七年の五月であつたわけでございますけれども、ちょうどその一年ほど前に、それこそ私、防衛庁におりましたので、沖繩の基地の引き継ぎの事前調査というふうなことで、四十六年の夏ごろでございました。初めて、初めて沖繩に行きまして、沖繩本島の米軍の各基地あるいは宮古島のレーダーサイト等を見させていただいたということが全く初めてのことであつたわけでございます。

そして、五十二年、それこそ五月十五日、當時は参議院の方はたしか内閣委員会位置境界明確化法の審議をやつておつたわけでございますけれども、なかなかその審議が進捗しないということとで、結局五月十四日、十五日を迎えて、言うところの空白の四日間というふうな事態が生じたわけでございます。そのときも、ちょうど今あそこにおりますけれども、施設庁の伊藤総務部長、彼と一緒に、防衛庁で基地問題関係の対策担当者の一人として、四月の中頃くらいから、どうなるだろうかと、本場に駐留軍のみならず、當時は自衛隊の権限の問題そのものでございまして、それを政府というものはどのように考えるんだろうかあるいは国会はどのように考えるんだろうかという思いを非常に強くしながら、それこそ徹夜で一緒に時間を過ごしたというふうな経験がございまして。

そのときもまた、五月十五日の未明でございまして、どうしようか、記憶がどうかと思ひますが、嘉手納の基地に明け方に車が突入していろいろと物議を醸したというふうな、そんなこともございまして。

そして、昨年の夏、私も非公式ではございましたけれどもアメリカのワシントンに行きまして、国防省あるいは国務省あるいは議会筋あるいはそ

れぞれの専門家の方々と、言ってみますと安全保障全般にわたるような意見交換をいたしました。情報収集といひましようか、そういうようなことを兼ねていろいろと沖繩問題につきまして議論をしたというふうなことでもございまして。

その中で、アメリカにおきましても大変いろいろな意見があることは御承知のとおりでございますけれども、特に在日米軍のあり方について、この東アジア、アジア太平洋地域の国際的な軍事情勢あるいは朝鮮半島あるいは中国大陸・台湾問題あるいはロシアの民主化、近代化の話等々、非常に微妙な事柄があるというふうなことでございまして。

それはよく承知をした上でということであるわけでございますが、そしてまた昨年四月十七日に日米安全保障共同宣言が行われて、この中で、私も昨年の予算委員会あるいは本会議でいろいろとこのことについて大変前向きに評価しているというふうなお話をした記憶もあるわけでございますけれども、兵力構成を含む軍事態勢について日米両政府が緊密な協議をするという姿勢そのものが大変重く、そしてまた二十一世紀を見据えてみますと非常に意義のあることだというふうな私自身非常に強く思っているわけでございます。

そんな中で、先般来アメリカの要人が、オルブライト国務長官あるいはゴア副大統領あるいはコエン国防長官などいろいろな方々がいらつしやつていられるわけでございますけれども、そういう中でアメリカの方々は、東アジアの現在における兵力水準は維持するという言い方で非常に強い確固たる方針を表明しているというふうなことだろうというふうな思ひて見えております。

そんな中で、総理も、現在の微妙なアジア情勢の中で日本政府としては兵力削減を求めることではないといふことを言われているわけでございますけれども、私自身もそれはそれなりに理解はしているわけでございます。ところが、多くの国民の皆さんは、このアメリカの確固とした姿勢に押されて、どうも日本側か

ら例えば海兵隊の兵力削減などは求められない、
そういうことを言い出せないというような、これ
は大変失礼な言い方かもしれないけれども、恐
らくそういう印象をお持ちになっているのではな
いかなと、そんなような気もするわけでございま
す。

私自身、この海兵隊の兵力削減につきまして
は、総理の言われる立場ということにつきまして
て、そういうテーマを持ち出さないということに
つきましてはそういうことかなというように思う
ところもあるんございまして、結果的に言え
ば、私も、今沖縄の海兵隊の削減を云々するとい
うような情勢ではないんではないかというふうな
結論的には思っているわけでございまして。

ところが、国民の皆さんの中に、日米の首脳会
談の中でそういうことをテーマにできないとい
うこと自身がどうもずっと気持ちの上で落ちてこ
ないというように思っているように思うわけでご
ざいます。

もうずっといろいろな議論を通じて出てい
るわけでございましてけれども、この実質的な兵力構
成やなんかの日米間の協議というものの自身が、言
つてみますと特定のテーマでやられる必要のあ
る話ではもちろんございせん。昨年の共同宣言
に先立つてのナイ・レポート、そういうようなも
のの作成段階、いろいろな形で日米のいろいろな方
々が実質的な話し合いをそれなりに詰めることは
詰めるがやられておたはずであるわけでござ
いますけれども、どうも事務方だけのやりとりで
もぐあいが悪い、また首脳同士だけのやりとり
だけでもこれもまたぐあいが悪いだろうというよ
うな、そんな感じもするわけでございまして。

そんな中で、安全保障にかかわる事柄でござ
いますから、日米間相互の信頼関係ということが非
常に大事でありますし、そういうものを受けなが
ら、しかしながら片方で、勇気を持って国民の皆
さんに相手方との話し合いの結果をお示しする、
あるいは語りかけるということも大事であるわけ
で、それ以上にまた相手方にも国民の気持ちを率

直に伝えるという工夫と努力も必要だろうという
ふうに思うわけでございまして。

その辺が、戦後この安全保障、防衛問題をめぐ
って長々と国民と政府あるいは国会との間の乖離
というものが埋まらない大変不幸な状況なのかな
というように思っているわけでございまして、先
ほど来のお話の中で、総理自身、もう少しわかり
やすく気持ちを国民に語りかけていただくと
いう、テーマにしないということについてのお話
を、御説明をぜひわかりやすくしていただければ
幸いです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 昨年、御承知のよう
に日米首脳会談を行い、その際、日米安保共同宣
言をクリントンさんと二人で発表することによつ
て、私も日米安全保障条約というものを、そし
てその体制というものを再確認いたしました。そ
して、その時点における議論のときの米軍の兵力
構成というものは、現在と変わらないアジア太平
洋地域に十万人体制、そして日本に四万七千人の
米軍を駐留させる、もちろん多少の移動でござ
いましてありますけれども、基本形はこういう形のも
のであります。同時に、朝鮮半島に陸軍を中心
とした部隊配置が行われる、大きく分けてそのよ
うな形でスタートをしました。

そして、その体制の中で、御承知のように、私
たちは沖縄県における米軍基地の整理、統合、縮
小というものを、米軍の配置を前提にしながらも
全力を尽くして日米両国で努力をしましていまし
ました。その結果、いわゆるSACOの最終合意とい
うものがなされたわけでありますけれども、私た
ちはこれによって少しでも沖縄の皆さんに基地を
お戻しできる、またその中から少しでも本土に移
しかえれるものがあつたということで、これを
今実行しようとして努めております。

ところが、どの瞬間からか私にもわかりませ
ん。いつの間にか、このSACOの答えが、最終
合意が出ればすぐ続いて次の基地の整理、統合、
縮小にかかるといふような、あるいはかかるのが当然
であるような議論というものが世の中にいっぱい

出てまいりました。

そして、そういう議論の中で一つ目立ちました
のは、ヨーロッパ正面が十万人体制を削ろうとし
ているんじゃないか、もつと兵力は少ないんじゃない
か、あるいは他の二つの海兵の集結はアメリカ
合衆国内に集結する、ヨーロッパのどこかの国に基
地を設けているわけではない、なぜ安保条約に基
づいて緊急展開部隊としての性格を持つ海兵隊が
日本に集結するんだ。これは武器だけ事前に集結を
しておいて何かがあつたら飛んでくてもええとい
いではないか、あるいは武器の集結も含めてどこ
かへ移つてもらつて、こちらが本当に危険になつ
たら来てもらええいいではないか、こうした意見
も飛び交うようになりました。

また、ちょうどそのころアメリカの中でも実は
いろいろな角度からの議論が出てくる中に、海兵
隊のあるいは在日米軍の駐留そのものを移せとい
う意見も出てきましたし、またアメリカ自身の中
で例えば基地が閉鎖されるなら沖縄にある部隊を
私のところへ連れてきてくださいといった要請が
出てくる。さまざま私には状況の変化があつた
と思います。

その上で、私は今回の首脳会談において、現時
点でアメリカの兵力構成を問題とする気はありま
せんし、またその撤去を求めるも現時点で議論を
するつもりもありません。

私は、ヨーロッパ正面とアジア太平洋地域と大
きく違うことは、まず第一にNATOという一つ
の地域安全保障の仕組みのしつかりとされている
ヨーロッパ、それに対して地域間の協力、安全保
障協力の枠組みが軍事の上でできていないアジア
太平洋地域、これは大きな差があると思つて
おります。そして、NATOの中から外に出られ
ないという制約を受けておりましたときに、例
えば湾岸危機から湾岸戦争に至る時期、ドイツ軍
はNATOのエリアであるトルコのぎりぎりまで
進出をし、イラク空軍機がトルコの上空に侵入し
た瞬間からNATOの一員としての責務を果たす
形で戦闘に参加できるよう、その態勢をとつてお

りました。

そして、中東欧諸国、長い社会主義の国から
市場経済と民主主義に変わりつつあるこの国々
も、今NATOへの参加を希望し、むしろそこに
危機感を感じるロシアとの間でNATOの拡大問
題が非常に議論になっている。それぐらいしつ
かりした地域における安全保障の仕組みがあるヨ
ロッパ正面、そしてアジア太平洋地域の中には非
常に大きな差があると思つております。

もう一つの大きなポイント、緊急展開部隊とし
ての性格を持つておる、これはもう委員には申し
上げるまでもない海兵隊。このアジア太平洋地域
が非常に多くの島嶼部を抱えている国々から成
っている地形的な問題も私は一つあると思ひます。
ヨーロッパは陸続きです。そして、必要とされる
兵力構成も、当然ながらその兵力構成に対応して
整備されるべき武器の性格も、島嶼部の多いアジ
ア太平洋地域との間にはおのずから性格を異にす
る部分があると思ひます。

そして、その中で日米安全保障条約という、
我々が独立を回復する時点において我々の先輩が
選択をされた安全保障の仕組みが昭和三十五
年に国論を二分する大騒動の中から今日の姿にな
り、そして引き続き我々はこの条約のもとに我が
国の安全保障というのをゆだねて今日まで参りま
した。

そして、我が国の周辺地域を考えますときに、
不安定な要因がなくなつたわけでは決してない。
むしろ不安定さは増しているのかもしれない。
そして、特定の国、地域を予定して名を挙げるつ
もりはありませんけれども、我々はその不安定さ
と不透明さというものに對しそれなりの注意を払
い続けております。

こうした状況の中において、私は、現時点にお
いてこの海兵隊を含む在日米軍の構成を論議し、
これらの縮小を求めるといった状況にはない。むし
ろ、そういうことを今回は議論の俎上に上らせる
こと自体でマイナスの方が大きいと判断をいたし
ました。

しかし同時に、中長期的に、共同宣言の中にもありますように、状況の変化に対応して兵力構成を含む軍事情勢というものについて我々は議論のできる仕組みを用意いたしております。そして、この十万人体制あるいは我が国の四万七千人体制を言うべきかもしれませんが、この点について日米両国が議論を交わし、これを確認したのは昨年十二月の2プラス2の時点でありました。その後、状況の大きな変化が生じていない中でこの問題を今組上り上らせる、むしろ私はそれは得策ではないと考えております。

○鈴木正孝君 今、総理、最後のところで中長期的な協議の枠組みをつくっているんだから状況の変化があればそれは話は別だと、そのような御発言がございました。まさにそのとおりだろうと私も思います。

先般コーエン国防長官が来られたときに、来日前の朝鮮半島の認識の話と、それからこちらへ来られてからの話、いささか修正発言風のところがあったわけですが、朝鮮半島統一は遠い将来のこと、時期尚早の兵力削減はないというようになことを申されたというように承知はしているわけでございます。要するに、中長期的なアジアの情勢、軍事情勢などいろいろと変化があれば兵力構成の見直し、削減はあり得るということを恐らくコーエンさんも言われたんだらうと思いますし、それに答えて、今の共同宣言の枠組みの話の中で、総理も今状況の変化があれば兵力削減の問題もテーマになり得るというような趣旨のお話だろうというふうに思いますので、質問を次の方向に移させていただきます。

北朝鮮の最近の全般情勢、食糧の問題、エネルギーの問題など非常に微妙なところが多からうと思います。全般の情勢と、そしていろんな報道でもあるわけでございますけれども、ノドン一号の配備の状況、いささかその発射実験が可能な段階に入ったというような報道もあるわけでございますし、その辺のようになつておるのか、外務大臣あるいは防衛庁長官、御説明いただければ。

○国務大臣(池田行彦君) まず、北朝鮮の経済あるいは政治の状況について私どもの認識を御答弁申し上げたいと思います。

経済の関係につきましては、全体といたしましててもここ数年、見方によつては七年という言い方をする方もありますけれども、いわゆるマイナス成長ということになっておりまして、極めて厳しい状況にございます。特に、そういった中で食糧並びにエネルギーの窮乏状態は大変厳しくなっておりまして、例えば食糧の不足量についてはいろんな見方がございます。大きいのはもう三百万トン台なんというところもあるわけでございますけれども、あれこれ見まして、小さく見積もっても百万トンというオーダーに乗るんじゃないかということとで関係各国あるいは各方面の見方が大体一致しているところがございます。それから、エネルギーにつきましても、御承知のとおり、かつては旧ソ連であるとかあるいは中国等からいろいろな供給もあつたわけでございますが、そういうこともないというので非常に厳しい状態になっております。

そういった情勢でございますが、食糧の情勢なんかも、おとしあるいは去年あたりは異常天候に基づく天災だというふうな見方もいろいろございましたけれども、そうではなくて、やはり基本的には経済運営の失敗と申しましょうか、それは友好国との関係が非常におかしくなつたということも含めてでございますけれども、要するに構造的な問題である、こういうふうには私どもは見ております。

そのところは北朝鮮当局自体も認識しているんじゃないかと思われ節がございます。報道されることによりまして、最近、金正日書記が某所で行つたスピーチの中で、そういった食糧の問題が非常に窮乏しているということを認め、そして経済運営はどうなつていんだということを指摘したという報道もあるところでございます。そういった非常に窮乏した経済状態でございますが、しからは政治の方はどうなつていのか。

そういった状況になると、当然あの国の国民の不満も高まることも予想されるわけでございますが、かなりきしきしという動揺が見られていいます。いうことも否定できません。それが端的にあらわされたのが例の黄長燁書記の亡命でございます。ほかにも、これほど著名な人でなくともいろいろ亡命事件というのが起こつていっているのは御承知のとおりでございます。

そういったことで、その体制内におきましてもいろんな動揺がございますし、いわばそれを指導する理念についてのいろんな争いといひましようか、そういうものもあつたやに見受けられるところがございます。

しかし、そういったことも含めまして、全体としての政治の指導体制はどうかと申しますと、やはり金正日書記を中心とした指導というものが現在も維持されている、こう見なくてはいいけません。

そして、そういった中で、いろんな交代といひましようか人事なども伝えられております。御承知のとおり、首相が高齢のせいもございますが、実際の職務から外れたのでございましょう、首相代理といふことでいろいろ報道されているといふこともございますし、党におきましても国際部長の交代があつた。それから、つい昨日のことでございますけれども、軍部の極めて大幅な異動があつた、こういうふうになつております。

そういったことで、金正日の指導といふものが一応維持されておりますが、その中でやはり世代の交代なりあるいは軍の影響がどうであるかといふことで、この体制自体のあり方というものが非常に注目を要するところだといふふうに思われるところでございます。

そして、そういった状況の中にありまして軍事の方はどうか。これはあるいは防衛庁長官からの御答弁をちやうだいした方がいいのかもしれませんが、端的に私から申しますと、依然として地上兵力百万を越すものを中心とした膨大な軍事力を維持しておる。そして、経済力のかなりの

部分を軍事の強化あるいは維持に回しておるといふ実態は変わっておりませんし、軍事境界線の方に向かつて軍事力の相当部分を前方展開しているといふ体制も変わらないといふことでございまして、総じて申しまして、経済社会的には苦しい状態にはあるけれども、政治そして軍事面での基本的なこれまでのスタンスは変わっていない、こういう状態でございます。

しかし、一方において、例の四者協議への対応が事前説明会に出てくるといふふうな形になつておる、あるいはKEDOのプロセスも進んでおるといふふうな、国際社会とのつながりを従来よりは少し広げていこう、あるいはそれをなくしてはやっぱりやつていけないんだという事態に置かれてい、そういった兆しが見えるということも事実でございます。そんなふうに見えております。

最後に、ノドンの件につきましてもいろいろな報道があるのは私どももよく見ております。そして、かつてノドンというのは射程五百キロ、こう言われておりましたけれども、それが千キロあるいはそれ以上に延びたんじゃないかと、あるいはその中の幾つかは現実に配置されたんじゃないかといふふうな報道もございまして、私どもも私もなにもいろいろの収集している情報の中にそういったものもございまして、しかしながら、現実が、実態がどうなのかという点について確認するまでは至っていない、こういう状況でございます。

○鈴木正孝君 ノドンにつきましては、配備場所によりましては日本全島を射程圏内におさめることができる、そういうことであるわけでございますけれども、そのミサイルに対しての対処能力といふのはいろんな手だてをしてみてもなかなか有効なのは現在の段階ではないだろうといふふうに思ひます。

そんな中で、先般来、TMDといひましようかBMD構想に絡みまして、いろいろと日米間で研究もし、なるべく早く結論を出すようなことだろ

BMD参加問題についての考え方、あわせて防衛庁長官あるいは総理から御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) このミサイル防衛ということにつきましては、防衛政策上も極めて大事な問題だと思つております。したがひまして、防衛庁として、数年前から予算を計上していただひきまして、これらについて知見を有するアメリカの協力を得ながらいろいろと研究を行つてきたわけでございます。

まず、どういふシステムで技術的に可能であるか、そういう研究と、またそのときの費用対効果、そういうことについていろいろと研究していかなきやならないわけでございます。

これまでの研究でかなり進んでまいりましたけれども、まだまだそういう問題につきましましていろいろと詰めていかなきやありませんので、政策判断をする以前のそういう研究成果を早く得るべく今鋭意検討しておるところでございます。また、今後も引き続きこれについては共同研究をしていこうということ、先般コーエン長官がお見えになりましたときこの話が出まして、引き続き共同研究をやつていこうというようなことになったわけでございます。

確かに、いろいろミサイルありますけれども、特に弾道ミサイルということになりますと、先ほどの例を挙げるのはあれでございますけれども、発射してから八分ないし十分で到達するわけでございますから、その時間内にこれを迎撃しなければならぬという非常に技術的にも難しい問題がございます。

それと同時に、こういう研究をし、あるいはそれを政策判断するときには近隣諸国にいろいろとそれに対する疑義を持たれないように、そういうこともしなければなりませんから、あらゆる角度から政策判断する場合には決定をしていかなきやならない。

少なくともその前に研究についてだけはきちつとしたものをつくつておこうということで今まで

やつてきたところでございますので、どうかひつしばらく御猶予をいただきたいと思ふ次第でございます。

○鈴木正孝君 大変大事な問題であらうと思ひますので、着実な研究をぜひお願いしたいといふふうに思ひます。

特措法の改正の問題に入りますけれども、この手続がなかなか難しく、間にいろんなものが入つてかえつて混乱しているというようなところもあるのかなというふうに見えているわけでございます。

建設省の方いらつしやつておられると思ひますけれども、今収用委員会の働いておられるの意味が非常に大きいように思ひます。けれども、全国の各都道府県の収用委員会で例外なくこれが正常に機能しているのかどうか、その辺の現状を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(小笠茂君) 全国の収用委員会の状況でございますが、おおむね順調に機能していると思ひます。けれども、御案内のとおり、千葉県の収用委員会だけが実は委員がまだ選出されない状況のままで今日に至つております。

御案内のとおり、千葉県の収用委員会におきましては、昭和六十三年の九月二十一日、成田空港二期工事に反対する過激派によりまして収用委員会の会長が襲撃をされたとする事件が起こりました。その後、委員全員あるいはまたその家族に對しまして執拗な脅迫、嫌がらせが行われるという状況のもとで、同年の十一月二十四日、収用委員会の全委員及び予備委員、これがすべて辞任するというやむなきに至つております。

このような状況は、言うまでもなく、大変不正常で異例なことでございます。私もいたしましては、千葉県内の他の公共公益事業の円滑な執行という観点からも好ましくございませぬので、速やかに体制の整備が図られる必要があると思ひます。

○鈴木正孝君 今お話のありましたように、千葉におきましては収用委員会そのものが存在をして

いない、そういう状況だということであるわけでございます。

仮定の問題といたしまして、法律論としていふことになるかと思ひますが、今、テーマが沖繩に事実上あるわけでございますけれども、この問題が千葉県で仮に起こりました場合、考えますと委員会が事実上ないわけですからこれは裁決も出せない、あるいは申請そのものも収用委員会に持ち込むこともできないというようなことになり得ます。改正案で事実上対応できるということではないかと御検討、あるいはそのような御答弁をたくさんいただいておられるわけでございますけれども、仮定の問題といたしましてこういうようなことが起こり得る、治安状況全般の中でこういうこともひよつとして起こるかもしれないということも考えてみますと、防衛庁長官あるいは法制局長官、どのように有効に対応できるのか、御見解をいただきたいと思います。

○国務大臣(久間章生君) 今、千葉県には駐留軍用地がございせんので、そういう仮定の話すらちよつといかがかと思ひますけれども、確かにこの駐留軍用地特措法というのは各都道府県に収用委員会があるという前提で、しかもそれが機能しているという前提でこの法律は収用法を適用しているわけでございますから、その収用委員会がないということ自体が非常に不正常的な状態でございます。まして、むしろ土地収用法上の収用委員会がない、こういう状態が長期に続いているのかという、そつちの問題だろうと思ひます。法律上は、幸いといひますか、そういう問題が事実上もございませぬ、また今の沖繩の問題と若干異なりま

すので、ここで云々する必要はないんじゃないかと思つております。

○鈴木正孝君 どちらにいたしましても、仮定の話でございますのでそういうことかなというふうに思ひますが、理論的に言えば、理屈を言えばそういうこともあり得るということ、どちらにしても何らかの形で抜本的な対応を考えざるを得ない。それほど先の話ではなくて、そういうことを

考えざるを得ないのではないかと今思ひます。

そういう中で、収用委員会をこの特措法の中で、あるいはその全般の手続の中で位置づけていくこと、あるいはその期限を今設定することもなく、あるいはその期限を今議論が行われるというような状態、あるいはそのことは是非ということはおもひながらあつてございませぬけれども、抜本的な対策の中に、政府あるいは政府に近い、あるいはそれに準ずるような形で中央の委員会のようなものを設ける、あるいはそのやり方を地方との間で分割する、あるいはそのやり方を地方と思ひますけれども、その辺につきましましてどのような御見解をお持ちかお伺ひします。

○国務大臣(久間章生君) 現在でも、この駐留軍用地特措法でも一応建前としては、いわゆる土地収用法で言う事業認定にかかわる使用認定として、これは内閣総理大臣がいろいろな手続を経て認定することになっております。ただ、使用期限をいつにするか、どの期間にするか、あるいはまた損失の補償の金額をどうするか、これはやはり地元、いわゆる詳しいというようなこともございまして、土地収用法を適用して土地収用委員会に裁決をするという仕組みになっておるわけでございます。

この土地収用委員会の制度そのものも機関委任事務といへば機関委任事務かもしれませぬので、いわゆる地方分権推進委員会という議論がされておりました、先般の中間報告といひますか報告においても先送りされておるわけでございますけれども、そういうような議論の中でこれから先、こういうような問題について土地収用委員会の現在の制度そのものについても議論があるかと思ひますので、そういう段階で、その議論を経た上で我々としては考えていくべき問題じゃないかと、そういうふうと思つておるわけでございます。

ただ、全くその地方の問題を国だけで、損失の補償金額その他を国だけで決めるというようなこ

とがいかどうか、これまたそのときに議論されればいいことでございますので、その辺の問題については同じ抜本改正といひましても若干違ふんじやないかなという気はいたしております。

いずれにしても、そういう問題を全部ひつくるめて、地方分権推進委員会の議論等を経た上で、そういう結論を得た上で判断すべきものではないかというふうに理解いたしております。

○鈴木正孝君　こし、こういうようなことがいろいろ議論されているわけでございますけれども、ちょうどあの沖縄返還の年、昭和四十七年一月の初めに、総理が師と仰ぐ佐藤総理の施政方針演説の中で、「沖縄における人口密集地帯及び産業開発と密接な関係にある地域に存在する米軍の施設・区域については、復帰後できる限り整理縮小することについても米側の理解を得ております。」と、これは施政方針演説の中でそう言われておるわけでございます。あるいは「沖縄百万の同胞は、戦中、戦後を通じて大きな犠牲を払ってこられました。」国民各位とともに、沖縄県民の御苦労を深くねぎらいたいと思ひます。」というように言われているわけでございます。

その中で、こういう振興策を含めまして、沖縄問題の全般的な解決について大変御尽力いただいているということであるわけでございますけれども、この際、もう一度総理の御決意をお聞かせいただければと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　委員からその御指摘があると聞かしまして、改めて昭和四十七年一月二十九日、両院において行われました佐藤総理の施政方針演説、この部分を取り寄せてみました。私は本当に感慨深くこれを拝読いたしましたところで

そしてまた、よくこうした点に触れられますと、「沖縄県民斯く戦へり」というあの有名な大田さんからの電報の話が出てまいります。まさにそういう時代があり、そして佐藤総理の本当に執念ともいへば粘り強い交渉が実り本土復帰が実現をするというときの施政方針、その思いが本当に

込められたものだと思います。

しかし、その後、しばしば申し上げてきたことでありますが、私は、当時国会におりました者また政府、立場のさまざまな差はありましても、同じような思いで沖縄の本土復帰というものを迎えたと思ひますが、その後、第一次振計、第二次振計、第三次振計と振興計画が動いていく中でいつの間にか、私自身はそうでした、同じ思いをされる方は多いと思ひますけれども、いろいろな個別の御相談に応じていく中でいつの間にか、基地の問題というもののについての意識がだんだん薄れていってしまふ。そして、問題意識として持つておりましたも、基地の整理、統合、縮小という目標よりも、何となく整備を要請される道路でありますとかさまざまな施設でありますとかを実現する、そうしたことの中にいつの間にか私たちが埋もれてしまつていた。

そして今日、改めてその重荷というものを振り返るとき、本土の基地の返還、縮小というものが進められたのに比して余りに沖縄においの変化は乏しかった。私はこれは本当に申しわけないと思ひますし、その申しわけないという思いを皆共有しながら内閣として今日まで努力をしまつてまいりました。その中で、SACOの最終合意をまとめたまいりましたプロセスにおいても、県民の方々からは御不満が残つておることは承知してありますけれども、少なくとも日米両国政府の関係者は全力を尽くしてくれた、これだけは私は知つていた

だきたいと思つております。一方、県勢の振興という上でも、私どもはなさなければならぬことを多く持つております。そして、もう今さら長々申し上げたいとは思ひませんが、知事と御相談を申し上げてきたことも既に動き始めておるものもありますし、御相談をした上、県が御自分のところに委員会をつくられ、その結果を閣僚とともに構成をする沖縄政策協議会の場にまとも次第持ち上げると言つておられるテーマもあります。そうしたそれぞれのテーマに私どもなりに全力で取り組んでいく、そうした

思いを持ちながら今ここに立つております。

○鈴木正孝君　この改正案の審議は、こういうような形で間もなく成立するというような状況になるかと思ひますが、法律としては公布されて施行されてしまふば一件落着きという印象があるわけでございますけれども、このこと自身、沖縄問題を考えれば新しいページの始まりというようなことであります。

立法形式としては沖縄にのみということではなわけでございますが、実態を見ればまさに沖縄の米軍用地確保のための法律ということでございます。まして、沖縄県民の皆さんに対してそれなりの説明というものが必要ではないかというふうに思ひます。私、一番いいのは、総理がみずから沖縄に赴いていただいて、そして直接県民に状況を説明されて、またさらなる協力をお願いするというような、そういうことがあるのかなというふうに思ひます。

先ほどもお話がありました、二十年六月に打たれたあの有名な「後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」と言われた大田少将、この決別の電報の真意にもこたえるようなそういう思い、あるいは佐藤総理の施政方針演説にあつたその思いにもまたつながるようなものではないかというふうに思ひます。

そんな中で、ぜひ総理自身、所管大臣でございませう防衛庁長官あるいは外務大臣にお任せすることなく、なかなか日程は厳しいのかもしれない、あるいは政府専用機でワシントンに赴く途中、那覇経由というようにあるものかもしれない、そんな。そういうことも可能かもしれません。ぜひその辺をお考えになつていただいて、新しい一ページを切つていただくとお願ひをしたいと思います。

私自身、この問題で新しい沖縄返還交渉の場に入つておると思ひますし、あるいはまた第二の砂川事件に沖縄をしてはならないというような思ひでずっと見ておつたわけでございます。そんな中で総理のこういう決断をぜひお願ひしたいとい

うふうに思ひます。いかがですか、総理。直接沖縄に赴いていろいろとお話をさせていただくというわけにいきませんか。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　就任以来、私は何回か沖縄にも参上してきまして。決して私はその手間を省くつもりはありませぬ。県が迎えてくださる気があるならば私はいつでも参ります。どうぞ、国会もそれだけの時間をお与えくださるようお願いいたします。

○鈴木正孝君　もう時間もございませぬので、あと東富士、一〇四号線越えのものとございませうが、簡単にちよつと今の状況を御説明いただければありがたいというふうに思ひます。

一〇四号線の本土移転のテーマ、それぞれのところで大変御苦労をされているわけでございますけれども、特に私も東富士にかかわつておりますので、地元でもいろいろ意見がございませう。地元の方々も大変心配をされているという状況でもございませうので、これからどんなタイミング、段取りで進まれるのか、その辺を最後の質問として終わりたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君)　私どもがSACOでしましたうち、本土でとにかく受け入れてもらうというところで決めましたことについては、これはやはり何が何でもお願いしていかなきゃ、そうしなければ沖縄の方々に對しても申しわけないということ、その間におきまして鈴木委員におかれな

がいろいろと御苦労していただきまして大変ありがたいて思つております。幸いにして、各地区とも説明会等をいろいろと開いていただきまして、今言うような沖縄のものについて、どういう内容でどの程度というふうないろんなことを聞いていただかしまして、まあその程度ならば賛成とは言えぬけれどもやむを得ぬかなという、そういう空気に大分なつてきていただいております。一日も早くというふうに思つておるところでござ

ざいまして、各地区で今お願いしておりますのは、具体的には例え十日です、三百人ぐらいますよ、大砲というならば十二門ぐらいますよ、そういうようなことをお願いしております。一日も早くということでございますから、もうしばらく、これまた無理するわけにいきませんので、とにかく御理解を一步一歩得ながら、できるだけ早く実施計画が立てられるようにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木正孝君 終わります。(拍手)

○委員長(倉田寛之君) 午後一時十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時十二分開会

○委員長(倉田寛之君) ただいまから日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高野博郎君 平成会の高野でございます。

まず最初に、きのう私の尊敬する椎名議員から、在日米軍はそば屋じゃなくて番犬だという議論がございました。私はちよつと反論があるもので、少々お話をさせていただきます。

この番犬論については、先生のお話によると、いざというときにほえたり、主人のためにかみつく、しかしそのためにはえさもやらずにちやいかぬ、あるいはブラシもかけて愛情も注がなくなっていくかぬと、こういうことを言っておられました。私は、この番犬というのはもう古いのではないかと、考えそのものが、番犬はえさをやったりブラシをかけた大変面倒だと。主人自身にもかみ

つくことがある。沖縄の少女の暴行事件、まさに主人にかみついた事件でありまして、むだばえも多過ぎるのではないか。これは劣化ウラン弾の使用とか、あるいは爆弾の落下事件、いろいろある。むだも多いいんではないか。スペースもない。番犬を今飼っている人はいない。ほとんどペットで飼っている。

そういう意味では、セコムのようなアラームシステムが在日米軍のあり方ではないか、必要なきにだけ作動して、そしていざというときに駆けつけるというのが本来のあり方ではないかなということを感じて申し上げておきます。

総理、何か御意見ございましたら。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 意見と言われますと、私なりの感じはございませうけれども、もともと椎名先生のお父様、椎名外務大臣の国会における非常なユーモアのあるやりとりとして、日米安全保障条約におけるアメリカの法的地位いかんという問答は私も国会に出ましたところから伝説的に残っております。そして、そのお父様の言葉を引かれた椎名先生、非常にうまく引かれたという感じで私は拝聴しておった次第です。

○高野博郎君 それでは、アジア太平洋地域の政治情勢と日米安保の意義について伺いたいと思います。

この問題については、アジア太平洋地域は世界で最も不安定要因の多いところというところは、これまで何度か議論されているところであります。核兵器を含む多大な軍力が存在するとか、あるいは領土問題がある。朝鮮半島あるいは中国と台湾の動向、関係、インド、パキスタンの関係、こういうさまざまな状況の中で日米安保体制が抑止力として働く。これが平和と安定に貢献しているということも何度も議論されたことであります。が、相互経済依存関係の中に各国を組み入れるというところがまた地域の繁栄にも資するということも言えると思っております。

そこで、総理が日米安保体制はアジア太平洋地域の安定と繁栄のための国際公共財だという発言

をされました。国際公共財というのは、これを供給できる国はしばしば政治経済上の観点から覇権国、ヘゲモンと呼ばれている。ということになる。アメリカあるいは日本というのはこういう覇権国という認識をされた上での発言だったんでしようか。総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 外交の専門家でおられる議員から、そのようなお問いかけを受けるといふのは私は全く予想をいたしておりませんでした。

その上で、私がその公共財という言葉を使いましたのは、昨年一月就任をいたしました以来、例えば第一回のアジア・ヨーロッパ首脳非公式会合あるいはAPEC、さまざまな機会にアジア太平洋地域の各国の首脳たちとお話をする。そして、そうした中でかつて日米安保条約というものの対し懸念を表明しておられたような国を含めまして、むしろ現在におきましては日米安全保障条約体制というものが現実にはしっかりと存在し、その中に定められておりまして基地提供の責任、義務を日本は履行し、米軍のこの地域における駐留を確保していること、それがまさにアジア太平洋地域の平和と安定の確保につながるという評価を現に受けているということ、そしてそれは本年の正月早々にASEANのうちの五カ国を回りましたときにも同じような印象を持つ会話が続きまして、そうしたことから私には用いた言葉であります。

同時に、我が国が覇権主義をとり、覇権を唱えるというような状況を、少なくとも第二次世界大戦終了後独立を回復し今日までの足取りの中で行ってきたことが、そしてまた現在も行おうとしていないことは議員がよく御理解のとおりだと私は思います。

○高野博郎君 この覇権国という点については、村上東大教授が次のように再定義しております。歴史の流れを把握して、世界のあり方を提示する思想の力を持ち、それを実現する方向で国際公共財を提供する経済力を備えている国だということふう

に言っております。私は、総理がこういう覇権国についての認識があつて発言されたかどうかはわかりませんが、公共財という使い方の背景にはこういうことがあるということを描き添えておきたいと思っております。

次に、アジアの中での北朝鮮の動向についてであります。食糧援助に関しては政府の立場をもう一度確認しておきたいと思っております。外務大臣、お願いします。

○国務大臣(池田行彦君) 現在、北朝鮮はいろんな面で困難な状況にございますが、とりわけ食糧事情につきましては非常に窮乏した状態にある。このように見えております。それは一昨年あるいは昨年も同様であつたわけでございます。

一昨年、昨年は、異常天候に基づく食糧不足というふうな言われ方が少なくとも表面上されたわけでございます。しかしながら、現在の情勢を見ておきますと、これは単にそういつた一時的なものではなくて、農業生産も含めまして、あの国の経済運営なりなんなりがうまくいっていないんじゃないのか、構造的な不足であろうと、このように見えております。

そして、一方におきまして、WFPあるいは国連人道問題局等がその中心になりまして、国際的な人道的な観点からの北朝鮮に対する食糧援助のアピールを提起しております。これに対して既に米、韓国を初め数カ国がそれに応ずると、こういういた姿勢を見せていることも我々はよく承知しております。

そういった中で我が国としてどのように考えていくかということでございますが、私も私どももいたしましては、ただいま申しましたような一方における北朝鮮の食糧不足、そして一方において人道的な見地からの国連のアピールというものを当然その念頭に置いております。しかしながら、このような問題を進めるかどうかということを検討いたします場合にはほかのいろいろな要素を総合的に勘案しなくちゃいけないだろう、こう考える次第でございます。

もとより、その一つ一つの要素が直ちにこの事柄を進めるか否かについて直接的にリンクしている、あるいは決定的に大きな要因になるとは限りませんけれども、いろんな要因を勘案しなくちゃいけない、そして国民の皆様方のお気持ちがあるうふうなところにあるだろうかということも十分勘案しなくちゃいけない、このように考えている次第でございます。

今そのようないろいろな要因を総合的に見ながら引き続き検討している、そういうところでございます。

○高野博郎君 いろんなさまざまな要因を総合的に勘案してこれを検討するということでありますが、今の政府の立場として、少女の拉致事件、さまざまな事件があつて、正面切つてこれを持ち出すことはなかなか難しい面もあると思うんですが、こういうことも考えて今の立場をずっと堅持すると、実際に援助する段階になつたときの理由づけが難しくはならないかなと。拉致事件の見通しとか、あるいは北朝鮮側の何らかの対応がなければ援助しないというようなことになると、実際には、国際世論が今高まっておりますので、日本が追い込まれたような形で、国際機関とかあるいはアメリカとか韓国のある種の圧力に押し切られたような形で援助をするようなことにならないか、ばいいなというふうには私は思っております。何か御意見ございますか。簡単に結構でございます。

○国務大臣(池田行彦君) もとより、今お触れになりました北朝鮮が関係しているんじゃないかと言われる我が国の国民の人道にかかわる問題について、何らかの解明あるいは情勢なり姿勢なりの変化というものはあるかないかということがこの問題に対する国民のお気持ちに影響はすると思えます。ただし、先ほど私が申しましたように、それが直接に政策決定にリンクするかどうかはまた別の問題だと思えます。

そのほか、当然のこととして、私どもは朝鮮半島の安定化を図るという観点からどうなのかと

いうことを考えなくちゃいけない。それはまた我が国自身の広い意味での安全保障にもかかわるものでございます。さらに申しますと、関係の正常化交渉がとんざししているという事情もございいます。

そういったこともすべていろいろ勘案しながら検討を進めているということでございます。決して他の国がいろいろこうやっていながら、あるいはそういった国々がこういうふうな期待をしていながらと、そのことで我が方が追い込まれて決定するとかそういうことではない。それはいろいろ報道にはそういう字が躍るかもしれませんが、あくまで我が国は我が国としていろいろな事情、要素を総合勘案しながら独自の立場で決定していく。しかし、そのとき、当然ながらこの地域の問題について共通の関心と利害を持つ国々とは緊密な連携をしていくということはあるわけでございます。

○高野博郎君 それでは、コーエン国防長官の発言についていろいろ議論があるんですが、朝鮮半島統一後も在日米軍を含むアジア太平洋の米軍兵力を維持するという発言をめぐっては、アメリカ国内向けの発言ではないかとか、あるいは北朝鮮の脅威を理由にした有事の主張が説得力を失つた、アメリカと北朝鮮がそれぞれ連絡事務所を開設するとか、四者協議が実現すれば脅威というものは減少していく、そういう事情が背景にあったんではないかという見方もあります。これについて答弁を求めると時間がなくなりますので、こういう見方もあるということ。

そして、日米安保体制との比較においての韓国とアメリカとの相互防衛条約、この目的あるいは適用範囲というのは何なのかお伺いします。

○国務大臣(池田行彦君) 米韓相互防衛条約の目的でございますが、これは文字どおりその条約の前文に記してございまして、「太平洋地域における平和と機構を強化すること」、「外部からの武力攻撃に対して自らを防衛しようとする共同の決意を公然とかつ正式に宣言すること」、「また、太平洋

地域における地域的安全保障の一層包括的かつ有効な制度が発達するまでの間、平和及び安全を維持するための集団的防衛についての両国の努力を強化すること」を目的としたもの、こういうふうには認識しております。

○高野博郎君 それでは、在韓米軍の兵力の推移については、八三年から九六年ぐらい、どのように減少しているのでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) 一九八三年の総数は三万八千八百八十二、それから一九九六年の総数は三万六千七百二十四、それぐらいの減少ぶりでございます。

○高野博郎君 韓国では、沖縄の基地問題は日本のためだけにあっては、日本は非常に内向きな議論をしているというような批判もありません。在韓米軍については、先ほど答弁がございましたように太平洋地域の安全と安定ということなんですが、東アジアの平和と安定を維持すること、この地域に覇権勢力が登場するのを防ぐためだというようになるとえ方をされておりました。朝鮮半島統一後も在韓米軍は地域のバランスとして残すということとはもう納得済みだというようにも言われております。

韓国としては、東アジアの将来の覇権勢力として中国とそれから潜在的な意味で日本を想定しているというようにも言われております。これは韓国から大学教授、報道にもありましたが、米軍様がこの地は中国と日本の勢力争いの場になると。覇権競争を抑制して、一方で、韓国国内で起こり得る核武装論を阻止するために統一後も若干の米軍を残すのが望ましいという意見も多々あります。

日本に対する警戒感とか不信感が非常に根強いということも指摘できるかと思うんですが、日米同盟は特定の国を対象としたものではないということは何遍も議論されておりましたが、アジア太平洋の平和と安定ということでありまして、アジア太平洋の平和と安定という問題が解決した後も中国ないしは日本を対象にしているという議論が

あるんです。そうすると、日米同盟それから米韓同盟というのは矛盾しないのか、あるいはアメリカの立場というのは矛盾しないのか。恐らくそうではないというお答えになるんだと思いますが、その辺についてどのような感想をお持ちでしょうか。

○国務大臣(池田行彦君) 韓国に限らずどの国にも、民間にもいろいろな専門家あるいは研究者もいるわけでございまして、さまざまな意見があるということはそれとおりだと思えます。

しかしながら、全体として見ますと、韓国は御承知のとおり我が国とは今極めて近い関係にございます。友好関係にあるわけでございまして、実は韓国は外務大臣と四時間にわたって両国関係、さらには国際問題についてもいろいろ話し合いをしたわけでございまして、その中でも両国間の関係をさらに未来へ向かって高めていくという話をいたしました。

そういった中で、安全保障問題につきましても、これまでいろいろな形で対話を進めてきたけれども、これをもう少しきちんと整理して、お互いに安全保障問題についても緊密に連携していくような枠組みをきちんとつくろうじゃないかというふうな点でも合意したところでございまして、決して今韓国の政府が我が国を念頭に置いてあれこれ考えているということはないと、こう存じます。また、中国との関係におきまして、御承知のとおり先年国交関係も回復され、今両国間のいろいろな面での交流も進んでいるところでございまして。

そういった意味におきまして、日本、韓国、そして中国というのは、この北東アジア地域におきましてこれからのいよいよ大きな役割を果たしていくことなくはないと、この三カ国間の友好関係というものが大切であるということはお互いそれぞれ十分に認識しているところでございます。

○高野博郎君 それでは、領土問題と日米安保条約の関係について、三確認しておきたいと思

ます。

尖閣諸島について日米安保条約が適用されるといふことはアメリカ側も明言しておりますが、竹島、北方領土について日米安保条約は適用されるんでしようか。

○国務大臣(池田行彦君) 安保条約五条に基づきまして共同対処行動をとられますのは日本国の施政のもとにある地域と、こういうことになっております。

そういった観点から申しますと、北方四島あるいは竹島という地域は、残念ながら現在事実の問題といたしまして他国が占拠するということになっておる、そういった意味では我が国の施政のもとにあるとは申せません。そういった意味で安保条約五条の共同対処行動の適用ということはないと、このように理解しております。

○高野博郎君 竹島は日本の施政下にはないということでございますね。これは重大な発言だと思いますが、念のためにもう一度確認したいと思えます。

○国務大臣(池田行彦君) 先ほど申しましたように、事実問題として、竹島のケースで申しますと、事実上韓国が占拠しております、我が国が施政を行ない得ない状態にあるわけでございまして、これは国際法上、私どもが繰り返す御答弁申し上げておりますように、我が国固有の領土でございまして、しかし、事実上我が国が施政を行ない得ないような状態になっている、そういった意味におきまして、安保条約との関連においては適用できない、こういう事実あるいは条約の解釈との関連でそういう状態になると、こういうこととござい

ます。

○高野博郎君 この問題は後ほど別な機会にまたやりたいと思えます。

それでは、アジア太平洋地域における軍事力について、過去十年間の防衛費の伸び率、世界で上位三位はどの国でしようか、日本は何番目でしようか。

○政府委員(秋山昌廣君) 防衛費あるいは国防費

につきまして国際比較をいたしますときに、定義ですとか内容ですとか範囲ですとかなかなか区々でございまして、国際比較というのは非常に難しいわけでございまして、

特に、あえて伸び率と比較しようとする場合に、それぞれの国の物価ですとかデフレクターとかございまして、それが公表されていない以上伸び率を比較するというのはなかなか困難であるというふうに考えております。

○高野博郎君 実に変な答弁であります。この「日米安保ハンドブック」には主要な国の防衛費について一覧表があります。これを見ると、防衛庁はいろいろな計算の仕方があると言っておりますが、防衛費、国防費の支出というのは大半の国が出ております。これによれば、NATO諸国はもう相当減少している、これは一九八五年から九四年までの統計です。ソビエト、ロシア、これも三分の一に減っている。中東諸国も半分以下に減っている。世界的な減少傾向の中でアジアだけが伸びている。

その中でも日本というのは倍近く増大している。日本の場合には円高の問題とかあるいは人件費の問題等がありますけれども、それにしても十年間で倍近い伸びを示している。これは金額的に見ても伸び率としても世界一であります。数字だけを見れば、日本は世界第三位の軍事大国と見られはしないかという危惧を持っております。

そこで、日本は憲法第九条のもとで必要最小限度の自衛力のみを保有して専守防衛に努めてきたと、これは政府の見解であります、一体何を基準に必要最小限度の自衛力と言っているのか、そしてそれがこれを判断しているのか、簡単にお答え願います。

○国務大臣(久間章生君) それぞれの国はそれぞれの国の立場で自国の安全をどうやって維持するか、それなりに防衛政策はあるわけでございまして、私どもは我が国の防衛をそういう角度から見たときに、外交とかいろいろなことがありますが、けれども、日米安保条約に基づく提携と同時に我が

国の防衛力を整備しなけりやならない。

そういう中でどれだけのことをやるかというのを、日本の地形あるいは周りの状況、そういうのをにらみながら積み上げていって、防衛大綱で一応の大枠を決めまして、その中で五カ年間で五カ年間に於ける中期防衛力というものを策定いたしまして、それに基づいて各年度の防衛費を積算して、予算との関係がございまして、適宜、逐次の折衝の中で決めていただいて、適宜、逐次整備を図ってございまして、我が国の防衛の現在の進め方でございまして。

○高野博郎君 全然答えになっておりません。必要最小限度の自衛力というのは一体何を基準にして言っているのか。

これはまた別なところで、日米安保体制によって、核の脅威に対しては米国の抑止力のもとで適正規模の自衛力を保持し侵略を未然に防止する、これは防衛の方針であります、この新防衛大綱の中で自衛力、防衛力についてはこういう表現はたくさんあります。適切な規模の防衛力の整備、あるいは節度ある防衛力を自主的に整備する、あるいは効率的な防衛力の整備、または効率的で節度ある防衛力と、さまざまな表現があります。

一体何を基準にしてこういうことを決めるのか、これらの表現はみんな同じ意味ととらえていいのかどうかお答え願います。簡潔にお願いします。

○政府委員(秋山昌廣君) 我が国の防衛力整備を行う基本は、防衛大綱の中にも書いてありますけれども、基盤的防衛力整備という考え方でやっていると、基盤的防衛力整備という考え方でやっていると、日米安保体制ということを前提にしての適切な防衛力整備ということとございまして、この基盤的防衛力整備というのは、力の空白をつくるということとはかえって不安定をもたらす、したがって特定の脅威を見積もってそれに対して防衛力を構築するというのではなくて、そういう力の空白をつくらない、独立国としての

必要最小限度の防衛力を持つということ、防衛大綱にも陸海空のそれぞれの考え方を書いてございまして、数量的あるいは具体的には防衛大綱の別表をもって我々は必要最小限度の防衛力をお示ししているとございまして。

○高野博郎君 要するに客観的な基準がないということだと思ふんです。したがって、これはもう歯どめがきかない、その時々国際情勢等によって幾らでも幅のある、そういう防衛力になりはしないかという危惧を私は持っております。

国際環境の変化の中でも、PKOとかあるいは災害対策、テロ対策、いろんな事情が変わってきたのはよくわかりますが、必要最小限度とかあるいは適正とか適切という言葉は非常にあいまいなものがありまして、もう少しわかりやすい基準というものを設けるべきではないかというふうに思っております。これは答弁は求めません。

次に、ASEAN諸国の軍事力が相当ふえているということで、特にアジアの国に対して、我が国が社会経済発展のために相当のODAを供与しています。そのODA大綱の中に、大量破壊兵器の開発や武器の輸出入などの動向に十分注意を払うという原則がありますが、この原則に基づいて実施してきたかどうか。各国の軍事力あるいは防衛力の増大の現実を見ると、我が方はこの原則に反してはいないかという感じがするんですが、この点はいかがでしようか、簡潔にお答え願います。

○国務大臣(池田行彦君) 確かに最近ASEAN諸国の国防費は増額しております、経済的な成長も背景にいたしまして。しかしながら、その内容を見ても、主として旧式装備の更新というものに對象にしている、そういった近代化が中心でございまして、現在の状態でこの地域の安定を損なうようなものにはなっていない、このように理解している次第でございまして。

そして一方、ODA大綱の方でございましてけれども、これは確かに委員の今おっしゃいましたような記述がございまして、「軍事的用途及び国際紛

争助長への使用を回避する。」とございます。しかしながら、その上の方を「ごらんいただきます」と、「相手国の要請、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、実施するものとする。」と、こういうことになっておりまして、そもそも現在のASEAN諸国における国防費というのは近代化が中心であるというので、先ほど申しましたような国際紛争助長云々ということにはならないんじゃないか。ましてや、我が国からのODAがそういうものに使われるということではない、こういうことがございまして、またODA大綱もいろいろな事情を総合勘案するということになっていて、このことを御理解賜りたいと思います。

○高野博郎君 この地域の軍備力の近代化でこれがこの地域の安定を損なうものではないという御答弁が今ありましたけれども、地域の安定を損なうおそれがあるという、まさにそこに日米安保体制の存在の意義というものがあろうかと思えます。ですから、総合的に勘案してODAを供与するということ、まさに総合的な勘案ということにまいな点があるんだと思えます。

このアジア諸国に対するODAについては、ある意味ではばらまきの供与の感じがあります。特に軍事力増強については、日本のODAによって浮いた金を軍事に回すというようにすることがないように厳重なチェックをしてもらいたいと思えます。

次に、アメリカ国民の日米安保体制に対する評価であります。この安保ハンドブックによると、「日米安保体制を基盤とする日米関係は、世界の歴史上、最も成功している二国間関係」と評価されるに至っています。と、こういうふうな書かれておりまして、歴史上最も成功している同盟関係と自画自賛しておりますが、本当にそうなのかどうか、だがそういう評価をしているのか、簡潔にお答え願います。

○國務大臣(池田行彦君) それでは、簡潔に端的にお答え申し上げます。昨年、外務省が米国において行いました世論調査によりまして、日米安保条約がこの地域の平和及び安全に貢献している、そういうふうな答えた方が六六％になっております。また、日米安保条約が米国自身の安全保障にとり有益であるかどうかという点についても、同じ六六％が有益である」と回答しております。さらに、米国として現在の日米安保条約を維持すべきかどうかという質問に對しましては、七五％が維持すべきと、こういうふうな回答が寄せられておる、これが端的に申しまして、現在の米国の世論を示しておると思えます。

○高野博郎君 その世論調査については後で聞こうと思つたんですが、もう答えていただきましたので……

これはちよつと余談になりますが、トインビーが政治建築の最高傑作だと、こう言っているのがローマ連合であります。紀元前の話であります。ローマがラテン同盟ということ、今で言う集團的安全保障とかあるいは集團的自衛権の考え方に近い同盟関係を結んだのですが、いざというときにだれも助けられなかった。それで、ケルト人に攻められたということ、立ち直るのに二十年もかかったというその経験から同盟関係を張りめぐらすのですが、この同盟関係は結んだ相手同士では同盟関係を結ばせない、相手国同士で何か紛争があったときは必ずローマが入ってくるというような同盟関係を結んで、これがその後のローマの発展に大いにつながつたわけでありまして、歴史上でいえばこういうものはたくさんあるわけですが、日米関係についてはわづか四十年でありまして、これまで成功してきたというのは冷戦下の米ソの対立のはざままで有事がなかったからうまくいったんではないかなと、そういう感じを持ちます。

そこで、今、外務大臣から、対日世論調査の中で、日米安保条約は極東の平和と安定に貢献しているかということに対して、一般のアメリカ人は六六％が肯定している、有識者では八二％。それから、安保条約はアメリカ自身の役に立っている

か、有益かということに対して、有益と思う人が六六％、しかし有識者はもつと高い八三％。それから、アメリカは日米安保条約を維持すべきかという点に対して、維持すべきというのはいくつかの国民は七五％、有識者はもつと高くて八三％。日本は防衛力を増強すべきかという点については、増強すべきというのはいくつかの国民はもつと多い六六％というので、けさほどこのギヤラップの世論調査については指摘がありましたけれども、アメリカ国民の七割以上が日米安保体制について肯定的に評価している。

しかし、日米安保体制について問題は、アメリカ側の一方的な防衛義務があるということ、それから日本が憲法第九条の規定によつて集團的自衛権の行使ができない、すなわちアメリカ軍が攻撃を受けたときは日本は援助の戦闘行為ができない、したがつて対等の同盟関係ではない、こういうことを認識しているアメリカの国民はほとんどいないと言われております。もしそういう事態が起こつたならば、日米安保体制は一気に崩壊するおそれがあるという指摘もしばしばなされております。

これから世論調査等をやる場合に、日米同盟の中身をちゃんと知らせた上で調査をやるべきではないか。政府としては、アメリカ国民は当然であります。日本国民についても、日米安保体制の中身についてあるいは条約の中身についてと理解を得るための説明の義務という、アカウンタビリティというのがあると思うのであります。が、総理がいっしょにいませんので、外務大臣の御所見を伺います。

○國務大臣(池田行彦君) 国の施策すべてについてそうでございましてけれども、とりわけ安保体制のように重要な問題につきましては、アカウンタビリティとおっしゃいましたけれども、なるべくその内容を国民にも理解していただき、そうしてそれを評価してもらう、こういうことが大切だというのは委員御指摘のとおりだと思います。そういった意味での努力はこれまででもやってまいり

ましたが、これからも続けてまいりたいと存じます。しかしながら、特に米国民の間に申します場合には、これは極力そういう努力をするにいたしまして、どの程度まで詳細にするかというのはまた判断を要するところかと存じます。

そういう中で、先ほど委員が御指摘になりましたように、安保体制の内容について比較的理解をしておられると思われる米国の有識者の中でかえつてこれを評価する声が米国民一般よりも高かつたということは、先ほどおっしゃいましたように、日米安保条約のいわゆる片務性というものがあつたとしてもなお米国自身の利益のためにもあるいは地域の安定のためにも有益であるという認識が米国、とりわけ有識者の中にあることであらわれでもあらうと存じます。

○高野博郎君 それでは、日本の防衛の基本政策についてお伺いいたします。

○國務大臣(久間章生君) もう委員御承知のとおり、我が国は日本国憲法のもと、外交努力の推進及び内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持し、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備することを防衛の基本方針として、従来からこういうような考え方でございまして。

○高野博郎君 この防衛の基本政策の中で、日本がアメリカのあるいは日米同盟あるいは日米安保体制の抑止力を期待していることは、パランス・オブ・パワーという考え方に立っているんではないでしょうか。そう理解してよろしいでしょうか。

○國務大臣(久間章生君) 抑止力というのは、確かにおっしゃるとおり、相手が攻撃した場合には反撃がある、しかも日米同盟ができておる、それによつて攻撃する以上の反撃があるだろうと、そういう予想を持つことによつて抑止されるわけだ、でございますから、そういう意味ではまさにパランス・オブ・パワーという言葉になるのかもしれま

せん。

○高野博師君 アメリカの対外政策と防衛政策の基本的理念もお伺いしたいんですが、時間がないので私の理解している限りで述べますと、アメリカカは自由と民主主義あるいは人権という普遍的価値観を守るためならばもう世界のどこでも飛んでいく、しかしそれでも代償を求めないということがあるのではないか。国際秩序を維持するという責任をみずから担っている。

それからまたもう一つは、対外政策の基本としてアメリカは常に脅威というものを見つけてこれに對抗するというやり方。脅威とは、具体的にはアメリカの安全保障にとつての脅威もあり、あるいはまたアメリカの持つてゐる価値観、人権、自由あるいは民主体制にとつての脅威というものも考えられると思うんですが、また一方で、アメリカにおいては軍事戦略と経済政策を一体とみなしてきたということが言えるのではないかと思うんです。

アジア太平洋の安定と平和というための日米安保体制の大義名分はありますが、実際は自国の経済的な権益を守るのが第一義なのではないかという私は個人的な意見を持っておりますが、総理はどうお考えでしょうか。

○国務大臣（橋本龍太郎君） 私は必ずしもそう思
いません。

むしろ、第二次世界大戦後、我が国は国内における全面講和か単独講和かという論議の中で単独講和という道を選択し、同時に、一方に非常に強くありました再軍備という声を最小限に抑えるために、警察予備隊から保安隊、そして現在の自衛隊と発展をしていくプロセスをも最小限に抑えながら、まさにアメリカの支援のもとに国を守るという道を当時の先輩方が選択をされ、その中で日米安全保障条約体制というものを我が国の安全保障上の柱として独立をスタートさせたと思ひます。

当然ながら、その後の国際情勢の変化の中にお
きまして、三十五年にこの安保の改定が行われま

した。この際も国論は分裂に近い大変激しい混乱がございましたが、現行憲法のもとにおける基本的な性格というものは維持をされ、今日もそれが続いております。

もし、現在になりますと、私は、アメリカが考へるその要素の中には当然独立回復直後の日本に対するのとは違つたさまざまな要素が入つてきているであらうことを想像するにたたくありません。しかし、基本的な性格というものは変化をしておりませんし、先ほど幾つかアメリカの考え方基礎になる部分を議員は列挙されましたが、その普遍的な価値というものに着目したアメリカの行動というものを私もそういう感じで見ております。殊に、ソ連がロシアに変わり、旧ソ連邦の中で新たな独立国が多数誕生し、しかもその国々がそれぞれに社会主義から民主主義、計画経済から市場経済へと道をつたう中で、軍事的スパーパワーとしての存在がアメリカだけになっている。そうした中で他の要素が当然入つてはいる

でしよう。しかし、現行憲法のもとにおける枠組
みを前提として改定が行われ、昭和三十五年以
来定着をしているその基本線というものは変質
しているとは私は考えておりません。

○高野博師君 アメリカの対外政策についてキ
ツシンジャーは、歴史上アメリカがバランス・
オブ・パワーに参加したことはない、冷戦はバ
ランス・オブ・パワーとは全く違った原理に従
って動いていた、深いイデオロギー上の対立が
あったというように述べております。

しかしながら、私は実際にはアメリカというのは結局はバランス・オブ・パワーの原理にのっとっているのではないかという感じを持っております。現在の主権国家の併存する国際社会の中で、依然としてパワーポリティックス、力による政治が支配的ではないか、こう思っております。

こういう思考から脱却しないと本当の世界の平和というのは望めないのではないか。同盟とか国家の安全保障といったものが意味をなさなくなるような社会をつくっていくことを目指すべきでは

ないかと私は思っております。世界がグローバルゼーションという時代に入って、地球的規模の問題群というのはたくさん深刻化している、一方で主権国家の壁というのは低くなりつつあるという認識ができるかと思うんです。

そこで、パワーポリテックスにかわってソフトパワーへの転換が求められているのではないのか。軍事力以外の、外交、政治あるいは文化、教育、こういうソフトパワーによって問題の解決を図っていくというのが時代の要請ではないかと私は思っております。

したがって、例えば平和教育とか人権教育とか環境教育とか、こういうことを積極的に推進する必要があるんだろうと思います。まさに予防外交という概念が最近はやつていく、こういう点に関しては日本はもっと率先してやっていくべ

きではないかと思ひますが、総理の御見解をお伺ひいたします。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今いろいろと例示を挙げられましたようなもの、これを一くくりにして予防外交と申しますなら、私は予防外交により、これからも努力をしていくべきであるという御指摘に全く異論を申し上げるつもりはありません。

その上で、現実の世界がそれほど理想的な姿を保っているかというなら、依然として私は日本の周辺において不安定な要因が現実に存在していると考えております。そして、それは我々がいわゆる予防外交と言われるものにすべてをゆだねて国の安全が維持できると確信のできる状態ではない、私はそう思うんです。

当然ながら、これから先も我々はそうした努力は果たしてまいります、それでも例えば對話を呼びかけてそこに入つてこない国があるとか議論の成立しない相手があるとかという現実、我が国だけが予防外交をかざし、その旗印のもとに行動しようとしても、それを十分に許すものではない。

い。現実を考えますときには、そうしたいのも私にはいたします。

○高野博師君 その点も私も認識は同じであります。現実是非常に厳しいという中で、しかし目指すべきものはそういうことではないかというふう
に考えます。

それでは、先ほどの竹島の問題について、時間がありますのでもう少し触れたいと思います。

先ほどの答弁で、竹島は事実上実効的な支配を
していないということで安保条約の適用の対象に
ならない、施政権下にはないということでありま
すが、ということとは領土ではないということでは
ようか。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほども御答弁申し上げましたけれども、領土というものと施政下にあるかどうかということは分けて考えていただきたいと思います。

竹島あるいは北方領土が我が国固有の領土であるということは繰り返して申し上げてきているところでございます。しかしながら、先ほどの御質問は日米安保条約の適用があるかという御質問でございます。これは安保条約五条で、若干詳しく申しますと、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」こういつたときに共同対処行動をとるわけでございます。

そういう意味で、日本の施政のもとにあるか否かという観点から見ますと、残念なことではございますが、現在事実上この地域が他国の占拠するところとなっておりまして、我々はその施政を行いたいのでございますけれども、残念ながら施政を及ぼすことができない状態にある、こういうことでございまして、固有の領土であるということとは疑問のないところでございます。しかしながら、安保条約で規定しております「施政の下にある領域を対象にする」という観点から申しますと、残念ながら適用することはできない、こういうこととでございます。

○高野博師君 安保条約の適用の対象にはならな

供しただけで正当な補償をしているんだということではさらさらございせん。法案をお説きいただきますとわかりますように、使用を開始した後この権利者がその担保を取得したいということになりますと、将来の正当な補償の内払いとしてその担保の取得を認めますし、また最終的には損失補償を確定することを任務とする取用委員会の裁決によってその損失補償額を確定して補償するということを予定しております。

○清水澄子君 私、「正当な補償」というのは、単に金銭的にその価値が支払われているという、それだけで十分ではないと思います。土地取用法というものは、単に金銭的に償いをすれば何でも取用できるというものではないはずで、だからこそ適正な手続が必要なんだと思います。ですから、その適正な手続ということ、国民の私有財産を取用する場合には、やはりその公正さを保つためにわざわざ独立性を持たせた取用委員会という制度を設けているというのが私の証明だと思ひます。

その取用委員会の運営、決定、それらを形骸化させていくという、実質的な審理をする権限行使でなくてはならず、政府の一方的な都合だけですてがなかり通っていくという制度、これは私はやはり憲法に言っている「正当な補償」という中身の適正な手続を実質的に奪ってしまうものではないか。そういう意味でも私は、非常にこれは憲法と深くかかわっているという危惧を捨てることができないわけではあります。

そこで、法制局長官にお尋ねいたしますが、国が担保を提供するだけで使用権原を得られるとした立法例がほかにあるんでしょうか。

○政府委員(大森政輔君) 担保を提供しただけで使用権原を取得する立法例があるかということでは、立憲例といいたしましては、取用委員会の裁決によらず、しかも担保の提供も必要としていないという立法例すらございせん。例えば、土地取用法百二十二条、これは非常災害に際し公共の安全を保持するために事業を特に緊急に

施行する必要がある場合には、市町村長の許可を受けて直ちに他人の土地を使用することができるとしているものでございせん。また電気通信事業法七十四条二項あるいは沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律による暫定使用、これらの立法例がございまして、これは使用後に、事後に正当な損失補償額を取用委員会が裁決をいたしまして補償しているという制度でございせん。この点につきまして、いずれも憲法違反であるという非難はございせん。

○清水澄子君 今の例は火災や水害のときの緊急事態ですね。そういうのは当然あるわけですね。ですから、そういうことの例しかないんだらうと思ひます。

特に、今回の米軍用地特措法の根拠法であります現行の土地取用法制定時に、軍の目的のためというのをわざわざ外した経緯から見ても、やはりこの憲法第二十九条の財産権というのは公共の目的に用いることを認めてはいるわけですが、これは軍事目的のために認めているわけではなく、これは、憲法そのものの構成から見てもはつきりしていると思ひます。その点は、今回の法改正は非常に重要な内容を持っているということとを私は警告したいと思ひます。

次に、防衛庁長官ですが、今回の法改正で土地取用法の準用規定はそのままになっており、また、知事や市町村の権限は従来どおり、それから取用委員会の審理も従来どおりと、防衛庁はそういうふうな私たちに説明をしておられます。

ところが、七日の衆議院安保土地特別委員会の質疑において、新進党の方の質問に対して、本来国が執行責任を負うべきものと総理が答弁をされているわけですが、この答弁に従いますと、政府は現行制度を将来的に改革する必要があるという考えを示されたのではないかと、そのように受けとめるわけですね。防衛庁長官、今までの知事や市町村の権限は従来どおりだと取用委員会の審理も従来どおりという説明は、そのまま私には

正直に受けとめていいのでしょうか。今回の改正がとりあえずの改正なのかどうか、お答えください。

○国務大臣(久間章生君) 現在提案している法律の改正によって、要するにこの法律の改正案では、今私が申し上げましたとおりでございせん。総理が言われましたのはそうじゃございせん。

で、これは国が執行すべきものである、これについてのいろいろ議論はある、しかしそういう問題についてはやはり地方分権推進委員会等の議論を経ながら、機関委任事務等についてどうするか、そういうような幅広い議論があるので、それを見た上で、そういう方向でいろいろ整理されることを組上る問題であらうと、そういうことを言われたのでありまして、この改正案によって直ちに変わるものもございせん。この改正案を出している私どもとしては、ただいま委員が御指摘になりましたように、取用委員会の権限その他については一切触れるものではございせんし、また今の時点で将来の改正を見越してとりあえずの改正をやっているというふうなものでもございせん。

○清水澄子君 今の防衛庁長官の見解と橋本総理の見解は全く同じなんですか。

実は、総理と小沢新進党首との会談が持たれて、三項目の合意があるわけですね、その第三項目の合意が、「沖繩の基地の使用に係る問題は、県民の意思を活かしながら、基地の整理・縮小・移転を含め、国が最終的に責任を負う仕組みを誠意をもって整備するもの」であるということなんですね。

これは非常に何か意味を含んでいるんじゃないかと思ひますのは、実はこの合意があった翌日でしたけれども、新進党の幹事長の方がテレビ番組で、これから国が基本方針にする原案とかそういうものが、やっぱり国が最終的に責任を負う形であるという法律が必要なんだということをおっしゃったとき、これは現在、国会に出されている特措法を上回る内容が合意されたのではないかと

非常に大きな不安をテレビから受けとめた人は私一人ではございせん。

そういう意味で、ぜひ総理、この第三項目の真意ですね、これは現在の土地取用法の抜本的な改革を視野に入れた、将来、その土地の取用権を国に移行する、そういう改正を小沢党首と約束されたものかどうか、お伺いいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一に、この合意事項の三、これは「沖繩の基地の使用に係る問題は、」から始まっておりまして、その他の問題、例えば原子力発電所の建設とかそういうものを意図して書かれたものではないということ、冒頭これは申し上げなければなりません。

そして、私は昨年、楚辺の通信所の使用権原問題が議論されましたときに国会の答弁の中で、衆参いずれでもありましたかちよつと失念をいたしました、使用権原の問題が議論になりましたときに、本来、条約上の義務を履行するための責任というものは国が負わなければならないもの、そういう意味のお答えをいたしましたことがございす。事実、私はそう思っております。

そして、そういう意味では、まさにこの駐留軍用地の使用権原の取得、これは我が国の生存、安全を確保する上で極めて重要である、また高度の公共性を有する米軍の活動の基盤にかかわるものでありますし、さらに日米安保条約上履行する責任を持つ義務に関するものでありますから、私は本来国が執行責任を負うべきものだということも昨年も申し上げてまいりました。

その上で、私は、繰り返しお答えを申し上げてきましたように、現在、政府の責任者として地方分権推進委員会に機関委任事務の問題についての作業をお願いいたしております。そして、昨年の十二月に出されました第一次勧告の中に、この問題を意図された、意識して書かれた文章がございまして、この事務については検討中とされております。ですから、私は、この地方分権推進委の御意見なども見ながら幅広く検討してまいりたい。衆議院でも同様にお答えを申し上げてまいりたい。

た。また、四月三日の新進党小沢党首との会談でも同じようなことを申し上げてきておる話であります。

○清水澄子君 今のお考え、きょう今御答弁いただいて、現在はそのことを私は見守っておりますので、どうぞこの点の不安というものをこれ以上増幅しないようによりよくお願いいたします。

それから、防衛庁長官、今回の特措法の改正で有事法制とのかわりが懸念をされます。政府は結果として土地を強制的に使用する権限を得るわけですけれども、自衛隊法の百三条は、有事の際に物資の取用とか土地の使用などを規定しております。ところが、この百三条は政令の制定をまだ見ていないわけですから、つまり発動の要件が整っていないわけですね。今回の特措法改正で、また今後国がこの土地の取用権を持つ方向で法の整備が進めば、百三条の政令制定が推進されるんじゃないか、そして有事法制の整備につながっていくのではないかと心配をいたします。

そこで、今回の特措法改正が今後の自衛隊の土地取用に、使用に及ぶことを視野に入れていないということについては、はっきりした御決意をお願いいたします。

○国務大臣(久間章生君) 今度の特措法改正は、全くそれは関係ございません。それははっきり言えると思います。

ただ、有事における法整備のあり方につきましては、これはやはり政府内でも検討すべきであるということ、従来から自衛隊に係るもの、要するに防衛庁関係の法律についてはどういふものがあるか、あるいはまた防衛庁所管でない他省庁の所管に係るものについてはどうであるか、これは政府内で検討がされておるわけでございます。あるいはまた、どこの省庁かわからないものについての検討がまた必要でございます。それは、法律だけではなくて政令等についてもしなければならぬこと、これはいざいざしなければならぬこの特措法の問題と全く関係なくしなければならぬ。

いざというときに法律が機能しないということがあつてはならないわけでございます。法律上は政令にゆだねているのに、もしその政令がつくられないというふうなことになるに、立法府からは逆に、こういう法律をつくつたのになぜ政令を定めぬのかというおしかりこそあれ、そういう整備をしていない方がどちらかというと問題なわけでございます。

ただ、これから先、有事における法整備をしていくときに、委員今御指摘のような一方的な強権的なやり方ではないのかどうか、そういうことは慎重に議論すべきものでありましても、法整備をしていくということはやはり必要なことじゃないか、それは思っております。

ただ、重ねて言いますけれども、その問題と今度の特措法とは全く関係ないので、この特措法の改正がいったから、それについてもまたごしごしやるのかというような発想にも立たれるとすれば、そういうことはございませぬということをお願いいたします。

○清水澄子君 総理、私は特措法のこの中身、それからこれまでの皆さんの審議のあり方をずっと伺っております。政府が非常にいろいろ苦悩しているその側面もよく理解する部分もあるのです。しかし、ここでの説明をされているわけですから、強制的に使用していくというものであるわけですから、しかもこれは沖縄の基地を、米軍のブルドーザーで接収されたと言われている基地を今度私たちが本土、日本の法律をもって、法のブルドーザーでこれを接収していくというふうな非常に無理な法体系になっていると私は感じます。これは国民の基本的な権利を抑えて政府が土地の使用権を確保しようという法律ですから、沖縄県民はこの特措法に対して、これは沖縄に対する差別立法であるということ、そういう受けとめしかしておりませぬ。それは私たちが、大いに本心に考えなければならぬと思うわけです。

それは、やはり私たちが本土の政治家が沖縄とそこに住む人々の異議申し立てについて、それを押しつぶしているという私は実感がします。ですから、私は毎日とてもつらい思いをしているわけです。この沖縄の皆さんの心の叫びというものをもっと私たちは真剣に受けとめなきゃいけない。そして、私は、そう安易に国益論だからとか安保優先論でこの問題を簡単に片づけてしまおうということができないでいる一人です。

それは、私が沖縄に初めて行きましたのが一九六九年で、それまではなかなかアメリカのパスポートがおりなくて行けなかったのですけれども、そして沖縄へ行つて私は非常に大きな衝撃を受けました。それは、一つは沖縄戦の実態というのは余り私には知らなかったんです。そして、沖縄戦は結局日本の大本営が沖縄を本土決戦の捨て石とした作戦をしていた。そして、十二万人の住民自身がその犠牲になっていたわけですから、それだけじゃなくて、私のショックは日本軍によって殺された人々たちです。そういう体験というのは、本土にいた私たちの戦争体験ではそういう記憶はないわけです。

ですから、当時は軍隊というものに対しては敬けんなものを持っていたのですけれども、沖縄の皆さんたちが、軍とは何かとか、平和とは何かとか、国家を守るといふことはどういふことかといふことを非常に真剣におっしゃるときに、私はそこで初めて自分たちの非常に薄っぺらな戦争観とか沖縄の認識というものを反省させられたわけです。

〔委員長退席、理事永田良雄君着席〕

そして、その当時、私も正直言ひまして日の丸を振るということにはしていませんでした。しかし、沖縄は祖国復帰闘争の最中でしたから、みんな手に手に日の丸を持って母なる祖国への復帰というところで、私もそれを見ました。本当に本土にいたら私たちは祖国から切り離されたとか、捨てられたとか、そういう体験がないわけですから、この沖縄の皆さんの民族的な思い、それから、その思いというものに本心に考えさせられた

わけです。そういう中で、あれほど沖縄の皆さんたちは憲法のもとへの本土復帰というのを言いました。そして、母なる祖国への復帰。その憲法のもとで復帰をした沖縄がその後どうであったかということとを考えると、本当にまた憲法の中でも、沖縄に特別こういう法律を課すというのはやはり私は非常に問題があると思うわけです。そして、それは戦争だけではありません。戦後も、私たち自身がどうしても沖縄の問題というのを本当に認識することがやはり弱いんだと思います。

一九五四年に元総理大臣の芦田均大臣が沖縄の祖国復帰運動の高まりに対して何と言ったか。沖縄の土人は戦前はヤシの実を食べ、はだしで歩いていたが、今ではアメリカのおかげでいい生活をしているじゃないかと放言して、沖縄県民の怒りを買ったという記録が残っております。そしてまた、一九五五年には、沖縄の軍用地問題が国会で初めて問題になったときに、当時の鳩山一郎首相が野党の質問に答えて、沖縄はアメリカの信託統治なんというのを答弁したわけです。これは信託統治では絶対ございません。でも、それほどまでに、総理大臣までが沖縄はアメリカの信託統治だと言ってしまうほど沖縄に対する国民的関心というものは非常に薄かったと思うわけです。

そしてまた、私は、沖縄の問題にかかわるようになってからずっといろんなことを読みながら、自分たちの認識がいかに、自分たち自身も反省しなきゃいけないというのが非常に強まっているわけですね。

一九五七年に岸総理とアイゼンハワー大統領との間で共同宣言が行われて、そしてそこで日本に在駐していた、現在沖縄にいる第三海兵隊が沖縄に移駐するわけですね。その共同宣言の中ではつきり、来年中には日本国内の在日米軍の兵力をすべて撤退させるという共同宣言になっております。沖縄は日本国土じゃないんですね、この時期でも。だから、日本国内の在日米軍の撤退、第三海兵師団はすべて沖縄に移駐させたんですけれど

も、その談話の中で、当時の津島防衛庁長官も、在日米陸軍部隊、陸上戦部隊のすべてが近く我が国から引き揚げますと、それは全部沖繩へ行ったわけですから。

ですから、そういうふうには日本という範疇の中に沖繩というものをやっぱり絶えず為政者たちも忘れていた、落としていた。私たちは本心に差別をしていんだと思います。

ですから、今振り返れば、七二年の沖繩返還のときに、沖繩が本土復帰したという努力はあったんですけれども、やはり佐藤総理も沖繩は終わったとおっしゃったんです。そして、今私たちがこれほど悩んで、この問題を何とかしなきゃいけないと思ってるわけですから、当時そこで沖繩は終わったわけではなくて、むしろそれからであつたわけです。

そういう意味で、橋本総理が去年の九月に沖繩問題についての総理談話を発表されたときに、私はこれまでの総理の中では本心に沖繩の問題に心を砕かれたなというのを感じました。それは、沖繩県民が耐えられた苦しみと負担の大きさを思うとき、私たちの努力が十分なものであつたかという点について謙虚に省みたいということをおっしゃったとき、ああ今までの総理の中で本心にその辺は沖繩の知事や皆さんと話し合ってたこと、さつたことで、沖繩が何を主張しているかをわかつていただけた一人だと思つたわけです。そして、沖繩の痛みを国民全体で分かち合うことがいかに大切であるかを痛感しておりますとおっしゃいました。

ですから、私はここで総理に伺いたいんですけども、沖繩の痛みを国民全体で分かち合うというのとは具体的にどのようなことを指しているののか、改めて簡潔にお聞かせください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 簡潔にと言われました。簡潔にお答えをする自信はありませんが、できるだけまとめてみたいと思います。

と申しますのは、委員は六九年に沖繩に初めて行ったと言われました。私が沖繩に初めて参りま

したのは、その言い方をいたしますなら一九六五年、昭和四十年であります。それ以来、さまざまな局面で私も沖繩の問題とかかわつてまいりました。そして、議員が述べられましたような、我々が知らなかった沖繩戦というものをいや応なしに知ることになりました。

そして、その中で幾つかの残されておりました問題のお手伝いをしていながらある程度の勉強をしたつもりでありましたが、総理になり、大田知事とお目にかかる前に大田知事の本を読みました。正直に言いますと、最初私はその内容を素直に信じませんでした。幾つかの点を私なりに調べ直してみました。そして、むしろ書かれていた以上にその背景にさまざまなものがあることも知りました。その上で知事と何回かひざを突き合わせての話ができる中で、知事さん自身の言葉としてのさまざまな思いも聞かせていただいております。その中には知事が夢として語られたアクションプログラム等もありました。

(理事永田良雄君退席、委員長着席)

そうしたことをもつた上で、日米両政府は全力を尽くして、沖繩県に残る、非常な負担をかけようとする基地の整理、統合、縮小に努力をすべく全力を尽くす。県民からすれば不十分であることはわかつております。相当部分が県内移転なんですから。

しかし、少なくとも現状を変えていこうとSACCOの最終合意をまとめた。岩国へのKC130の移転あるいは一〇四号線越えの射撃訓練の本土における五つの射撃訓練場の移転の問題、こうしたものを中に含んでおります。その受け入れに付きまして、現在も防衛庁の諸君、施設庁の諸君が苦勞をいたしております。本心に、むしろ早くこれらの協力をいただくことができれば少しでも県民の抱える負担を減らすことができるでしょう。

そして、今週いっぱいこの国会の御審議が続くようでありまして、国会のお時間をいただけるようになり次第、防衛庁長官にそれぞれの県に足

を運んでくれるように私は依頼し、防衛庁長官もみずから自分でその努力をし、少しでも沖繩県の負担を減らしていこうといたしております。こうしたこともその一つであります。

また、たまたま知事とお話をしておりますうちに内航海運の問題がありまして、内航海運の関係者にそのお話をいたしました。代表者が県に赴き、船腹調整を行っております。なかで、沖繩の場合だけは別に彼らのルールを大きく変えて新しい船舶の建造を認めると同時に、たまたまそのとき聞いた話として、県内における水産学校等船員志望の若い方たちが就職の時期を控え就職ができずにいることを聞き、自分たちもリストラを続けている中でありながら、沖繩の若い諸君、船員志望者全員を内航海運で引き受けますということをお願いし、ちょうど昨日、その会長さんからお約束どおり全員採用しましたという手紙をいただいたばかりであります。

私は、さまざまなやり方で県民の痛みを分かち合う努力はこれからもしていかなければならないことだと、そのように考えております。

○清水澄子君 外務大臣、沖繩の基地の整理、縮小と沖繩振興策の具体化についてなんですね。それども、二十三年前に返還を合意したままの那覇港湾施設、この返還が実現しない最大の理由というのは、移設を条件にされているからだと思いが、年に数回しか使われない那覇港湾施設を移設という条件を取つて返還を求めるときだと思ふわけですね。そして、沖繩振興策の最大具体化といふのは那覇港湾をきちんとか機能させることだと思ふのですけれども、外務大臣、この港湾返還をアメリカ政府に求める考えはございませんか。

○国務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、那覇港湾施設につきましては、昭和四十九年の時点で移設を条件に全面返還することに一たん決まつたわけでございます。

しかしながら、なかなかその移設先の調整が進みませんで、その後平成六年にはこの問題だけを特別に扱う作業班も設置しているの横検討いたし

ました。そして、平成七年にもまた合同委員会を開きまして、浦添埠頭地区への移設を条件にしてということでは那覇港湾施設の全部返還が勧告されたわけでございます。

そしてさらに、昨年行われましたSACCOの作業におきまして、この問題を何とか解決しようというところで日米間であれこれ具体的な事情等も勘案しながら協議いたしました。そして、昨年の十二月に出ましたSACCOの最終報告におきましては、その浦添への移設ということの日米双方が最大限努力していく、こういうことで那覇港湾施設の全面返還を急ぐと、こういうことで合意がなされたわけでございます。

こういった経緯がございますので、今後、移設先の浦添市を初め関係の方々の御理解と御協力を得られるようにさらに最大限の努力を傾注してまいりたい、こう考える次第でございます。

○清水澄子君 移設を条件にしている限り縮小、返還というのはなかなかいかないと私は思いますが、アメリカにこのことはしっかりと交渉していただきたいと思います。

そこで、梶山官房長官、もう時間がなくなつてまいりましたので、沖繩の経済振興策にとつて那覇港湾施設の返還は重要な課題と私は思うわけですが、それども、この点についてどのようにお考えになつていらっしゃるのか。そして同時に、基地の返還、縮小問題と沖繩の経済振興策についてどのような見解を持っておりますしやるんでしょうか。

○国務大臣(梶山静六君) 委員御案内のとおり、当地区の移設計画、移転計画というものと沖繩振興というものは大変密接な関係を持っております。そして片や、委員今御指摘のように、那覇港の移設先の浦添もこれまた後背地にいるんな問題を振興策として考えております。

ただ、沖繩移設でない方法といふと、那覇港の港湾施設の概要というのは、今の沖繩米軍のための貨物の積みおろし等を行つて港湾であります。利用度が頻繁であるか少ないかは別として、沖繩に米軍の存在があるとするならば、貨物

の輸送というものを否定して軍が成り立つものでないという大変難しい接点にあるわけでありまして、何とかその移設を可能にして、なおかつ沖縄の振興を図るための合意を得たものであつて、残念ながら地元と県の了解が一〇〇％得られない形の中での計画、そういうものが進められているのが現状でございます。埋め立てその他については相当進んでいる分野もございます。投資とかあるいは活用とかいうものに向かつて、近い将来に大きな進展があることを期待しながら私はこの問題の処理に当たりたい、このように考えます。

○清水澄子君 総理、基地返還と沖縄振興策は切り離せない関係にあると思ひます。ですから、今回の特措法改正で、沖縄県民は基地が二〇〇〇年になつてもさらに固定化するのはないかという大変な危惧を抱いているわけですが、総理は、西暦二〇一五年までに基地の全面返還を求めている沖縄の基地返還アクションプログラムについてどのように尊重されていくのか、お考えを聞かせてください。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 昨年の何月でありましたか、知事からアクションプログラムを御説明いただきましたときに、自分たちの夢という言葉を使つて御説明をいただきました。そして、そのお気持ちを体しながらSACOの作業にも当たりましたというのを先ほど申し上げた次第であります。

その上で、県内移設は嫌だとおっしゃる気持ちを私は全く理解しないのではございません。しかし、大変言葉を選ばずに申しますならば、那覇軍港であればそれが二十年そのまま解決でも経済的な被害、心理的な被害だけでとまりまうけれども、普天間の場合にはあれだけ人家が密集している中にある基地、しかもそれが外にいうことであったら合意ができなかつたもの、そうすればこれを動かすための努力というのは私は真剣に県にも協力をいただきたいと思ひますし、その議論の中で私もなにより海上移設、撤去可能な方式をもつてという案をつくりました。

それがいかぬと言われればこれはやむを得ませんけれども、その場合には現在の普天間がそのまま残つてしまふというのをどうとらえたいか、いんだと。一歩でも二歩でも沖縄県の抱えている危険を減らしたい、そして少しでも安心していただける状態をつくりたい、私は本気でそう思つております。

○清水澄子君 総理、沖縄振興策に関する与党合意がございましてけれども、これについては、政府はこの合意を尊重して今後政策を推進されていく御決意がございましてか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これは既に委員よく御承知のように、内閣官房長官、関係各閣僚とともに沖縄県知事に対等の構成メンバーとして参加をしていただいている沖縄政策協議会を設置して、今日まで振興策について具体的に論を交わしていただけてまいりました。そして、例えばアクションプログラムにいたしまして、知事御自身が構成員の立場でここにも御披露になつております。

また、昨年の十一月、いわゆる島田懇、沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会、官房長官の大変な努力で地元の方々も代表で何人か加わられた作業の中から提言をちょうだいいたしました。そして、内閣として既にその実現のために引き続き最大限の努力をしてまいりたいということを申し上げ、閣議でも、閣僚懇の席上、私から関係閣僚に指示をいたしております。

そして現在、県は、例えば規制緩和の問題について県自身の委員会をおつくりになつておられます。これがまたとりますならば、沖縄政策協議会のメンバーとしての知事さんから提言もなされるべきであらう。御指摘の合意というものは、こうした政府の取り組みを踏まえて、幅の広い観点から振興策について努力していくことを合意されたものと私もは考えております。そして、今後ともに沖縄振興策に内閣は全力を挙げて取り組んでまいりたい、そのように思つております。

○清水澄子君 池田外務大臣、沖縄の基地問題は今回の特措法改正では全然解決しないと私は思つております。過重な基地負担を沖縄からどうしたら減らせるかというのを絶えずやり政策として考えていかなくちゃならないと思ひます。

そこで、沖縄から強く要望が出ています海兵隊の撤退問題でございますけれども、政府は、沖縄の、特に第三海兵隊なんですけれども、その駐留目的をどのように認識しておられますか。簡単に言うて下さい。

○國務大臣(池田行彦君) 沖縄にございまして海兵隊も含めまして、駐留米軍は、日米安保条約上の米国の責務、それを果たしていくために駐在しております。すなわち、我が国の安全を守るということ、そしてまた極東地域の平和と安定を確保していく、そういった役割を果たす中核的な存在として駐留米軍は存在するわけでございまして、その中で海兵隊はそれの持つ機動性あるいは即応力というものが、そういった特徴を生かしまして在日米軍の重要な一翼を担っているものと認識しております。

○清水澄子君 もう時間がありませんので、最後に総理に質問いたします。

沖縄の海兵隊は、日米安保条約の基軸である日本防衛と極東の安全というその目的とは直接関係のない目的を持っていると思ひます。

特に一九八二年のアメリカの上院で、沖縄海兵隊の役割についてというのでワインバーガー国防長官が非常に重要な発言を行つております。それは、沖縄の海兵隊は日本の防衛任務には当てはまらないと、そうではなくて第七艦隊の即戦海兵隊をなして、西太平洋、インド洋のいかなる場所にも配備されるものであつて、将来はペルシャ湾の緊急配備軍もあり得るのだということをアメリカの上院歳出委員会の公聴会で発言しておられます。そして、それは言うまでもなく、昨年の日米共同宣言によりまして安保の範囲というのは非常に拡大をされているわけですが、その第三海兵隊の駐留目的というのと

出動地域とかが全然異なっているわけですね。そういう意味では、今日、日本というのはアジアの中で、やはり平和というのはまず近隣から信頼されることが一番大事だと思ひます。どんなに巨大な米軍がいてくれても、近隣諸国から不信を買っているような状況では私は平和も安全もあり得ないと思ひます。

総理は今度アメリカに行かれてクリントン米大統領と会談されるというんですけれども、これは今回出さないとおっしゃるんですけれども、この問題についてもはつきり、今後やはり米軍の、これは兵力構成というよりは、第三海兵隊については任務が違ふわけですから、この撤退についてぜひ私は御協議をいただきたい、その議題にしたいだきたいということを強く要望したいと思ひます。

最後に一言だけお願いいたします。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 本日も何回かお答えを申し上げましたが、私は現時点において、海兵隊の撤退を含む、アジア太平洋地域における、また在日米軍の兵力構成を、またその縮小といったものを議論するべきではないかと考えております。

○前川忠夫君 民主党の前川でございます。

既に衆議院の段階の議論、それから参議院も昨日から議論をしておりますので、大分さまざまな問題が議論の俎上にのつておりますので、私もできるだけ重複をしないように総理とそれぞれの担当の皆さん方にお伺いをしたいと思います。

またまたことしは復帰二十五周年という節目の年にさまざまな沖縄の問題が俎上に上がつて今こうして議論をしているわけですが、私はきょうは振興策と基地の問題という関係でいろいろとお尋ねをしたいと思ひます。

総理も第一次振興計画あるいは第二次、第三次とさまざまな計画を遂行してきたと。私もいろいろな数字を見ておまして、特に社会資本、インフラという点ではかなり改善をされたという点は数字を見て承知をいたしておりますが、しかし依然としてまだ格差があるということがよく言われる

わけです。

このことは一体どういうことなんでしょうかというふうには私は私なりに考えました。その一つの理由として、戦後の二十七年間、実はこの二十七年間というのは昭和四十七年、一九七二年まででありますが、日本が敗戦から立ち直った高度成長のまさにピークに近い状態になったときということでありまして、その間沖縄は、そのうち外と違うとしたられるんですが、アメリカの施政権下にあった。高度成長という日本全体の大きな波に乗りおくれたしまったというハンディが私にはあるんじゃないかというふうには思います。

そこで四十七年に復帰した。ところが、経済はもう既に転換期に入っているというふうなこともありまして、沖縄経済自身が立ち直るきっかけをそこに見出すことができなかったというところが一つ私にはあるんじゃないかというふうには思います。

そういう意味では、私は二つの問題で政府の責任というのは当然問われるだろう。一つは、当然敗戦という事実があるわけですから、二十七年間のアメリカの施政権下ということについてはこれはやむを得ないという言い方がありと同時に、やはり日本の責任、日本の政府の責任あるいは日本の国の責任ということが一つは言えるだろう。それからもう一つは、その後の基地の問題、何度も議論をされていますように、七五%の基地が沖縄に集中している、そのことが沖縄の経済の発展のやはり妨げになってきたんじゃないかという感じを私は持っています。この私自身の見方について、総理の所見がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、基本的に議員の述べられた認識を否定するものではありません。その上でなお多少つけ加えますならば、県全体が離島である、そのために人であれ物であれ輸送というコストが他の都道府県に比べてどうしても割高なものになる、これもやはり大きなハンディの一つになっているだろうと私は思います。しかし、それを超えて先ほど議員が述べられま

したような認識を共有いたしますし、その中で、第一次振計から現在進行中の第三次振計までを含めまして、投資は一生懸命に努力をしてきたけれども、継続的な雇用の場を提供する、言いかえれば産業を育てるという点に手抜かりのあった部分もあるいは追加すべきかもしれません。

○前川忠夫君 今申し上げましたように、あるいは総理もたびたびお答えいただいていますように、三次にわたる振興計画が、社会資本というつまり国がかかわれる部分についてはある程度カバーすることができたという点は沖縄の人たちも率直に認めていると思うんです。

そこで、問題なのは、経済とかあるいは産業という分野なんです。これはなかなか国がかかわろうと思ってもなかなかわりの部分があります。この部分については実は一番望んでいるのは沖縄の人たちだと思えます。

今でも沖縄の経済全体を見ますと、公共投資が占めるウェイトというのは非常に高い。それから、復帰当時比べますと確かに減っているとはいうものの、いわゆる基地関係の収入といえますか、これも復帰当時は一五%程度だったようですが今は五%ぐらいい。もちろん五%という数字も、例えば直接的な基地の賃貸料ですとかあるいは軍人軍属の方の消費だとか、あるいは基地で働いている方々の収入だとか、そういう直接的な部分ですから、それ以外の部分を含めるともう少しこの数字が大きくなるような気がするんですけれども、いずれにしても公共投資とか基地関係の収入、こういうものだけが何か大きく取り上げられて、産業全体の基盤が非常に弱い。このことがあっている意味では沖縄の人たちのいらにこのことがあっているんじゃないか、私は率直にそう思うんです。

その場合に、既に衆議院の段階からいろいろな議論を聞いておりました、総理は日本の国を預かる立場から安全保障の問題について非常に重きを置かざるを得ないという立場であります。沖縄の大田知事は沖縄県という県民の生活を預かる立場から、やはりできれば経済の自立を考えたいと。

こういう立場から考えますと、片や基地をしつかりと提供しなければならぬという義務もあればあるいはそれなりの意義もある、片や基地が存在をすることによって、経済やあるいは産業の発展のための弊害になっているという認識が沖縄県あるいは沖縄の大田知事にはあるんじゃないか。もちろん、そのことについては、総理もおっしゃっているように、議論の過程の中でさまざまな議論をされたとは私は思うんです。

その場合に、私はぜひお願いをしておきたいんですが、例えば沖縄にいれば自立をしておきたい、きたい、そういう手だてをとるのは当然なんです。それが、それまでの間沖縄に對するさまざまな振興策をとるのは、ある意味では私は当たり前だと思えます。ところが、本土の方といえますか、今なげ沖縄にだけという声は実はあるんです。例えば、ついせんたって航空運賃が租特の関係で引き下げられました。うちの方も何とかしてくれよという声が出てくるんです。

こういう問題については、やはりこれは総理自身の問題意識と、あるいは現在沖縄が置かれている現状を含めて、できればしっかりとした指導性を発揮していただきたい、こんな感じを私は持っています。いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、たまたま航空運賃を例にとりましたが、事実、これは引き下げることができました。そして、他の地域からなげ沖縄だけという声を受けておりますけれども、沖縄だけ下げたからこそこれは意味があるのでありまして、みんな同じように下げたら、実はまた格差は開いてしまうわけなんです。

そして、先ほど清水委員にお答えを申し上げる中で、私は内航海運の例をとりましたが、内航海運の諸君が、彼らの業態の中で沖縄県の置かれている特別な立場、特殊性、一つは離島航路ということにも着目をして、彼ら自身のルールを既に沖縄にについては変えておりました。そしてしかも、新たな雇用という意味で、本当に私は彼らが約束を守ってくれたことを非常に喜んでおりますけれども、就職の決まっておらなかった県の若い船員学校の諸君、水産学校の諸君全員を採用する。まあ確かにこれも特例です。

そして、今知事さんと御相談をしている中に、例えば大学の海外留学、あるいは高等学校の生徒さんたちの海外における留学といいたうかホームステイといいたうか、沖縄県のみを対象にしたものは既に動き始めておりますし、現に調査研究の対象としてチェックをいたしてあるものの中にもそういうものは多々ございます。

問題は、そういうもの一つ認めましたときに、何で沖縄だけとか、沖縄にこれをやったのなら私のところにもこれをやってほしいという声をどこまで我々が抑えなければならないことでありまして、我々は、沖縄県に抱えていただいている重みに報いるだけの努力をしていく責任は政府にある、また国会にもそのサポートをお願いしたい、そのように思います。

○前川忠夫君 そこで、沖縄開発庁長官にお尋ねをしたいと思います。先が第三次振計の後期展望、審議会の方から報告がございました。さきの沖縄北方問題の特別委員会の中でも若干の議論をさせていただきましたが、私はこの内容をずっと見ておまして少し抽象的過ぎるという感じがするんです。もちろん沖縄にはさまざまな問題はありますから、いろんな問題を取り上げなければならぬという意識は頭から否定をするつもりはないんですが、余りにも総花的過ぎないかという感じが実は率直に言っているんです。

それが平成四年にスタートをしたときに、審議会の報告なり、あるいは計画をそのままたちとトレースをする形で後期展望を出したもので全部の部分をチェックしたから、後期展望の方も全部の部分を書かなければならなくなってしまう。つまり、せっかく折り返し点でチェックをしたながら、手がつかなくなつたから何をこれから重点にやります、あるいは新しくこの問題が出たらこの問題をつけ加えてやりますという点が余り浮

かび上がつてきていないんですね。その点は後ほど開発庁の方から御感想がありましたらぜひひとつお聞かせをいただきたい。

この中に、沖縄県が出しております国際都市形成構想との関連については、これの具体化について明らかにした時点でそれぞれ支援をしていくというところがたわれております。これは大変積極的な姿勢として私は評価をしたいんです。

問題は、国としてのかかわり方の部分と、それから沖縄県としてやりたい、あるいはやっていたいという部分との整合性を開発庁としてはどんなようなスタンスでやられようとしているのか、その点について御感想をお聞きたいと思っております。

○国務大臣(稲垣実男君) お答え申し上げます。

確かに、三次振計の前期とこれから折り返し地点の後期展望を見るところで、事業というのは継続性がございいますから、急に突発的に何をやるというわけにはいかないわけでございます。

しかし、今日我々がどのようにとらえておるかというのは、これまた政治改革その他経済の構造改造とかもろもろの問題が出てきております。社会経済そのものが大変革期にあるわけでありまして、当然沖縄に対する影響というものもこれまたあるわけでございます。

そこで、後期展望の中ではできるだけ視点をグローバルに見ていこう、こういう視点で見ていくということと、それからやはり高度情報化時代に備えて、また少子・高齢化時代でもあると。こういう問題になってくると、従来の視点から少し新しい展望を見た方向に行かなければ、例えば自立経済といいますが、言葉はいろいろあります。率直に言って、本当に何かの事業をやろう、例えば農業にしても畜産にしても商業問題にしろ、利用して家賃が稼げる形でない限りは建物は建たないわけでありまして、農業でもやはり地域の特長というものがあられるわけですから、そういう地域

の特性を生かした形でなければ、例えば冬春季であります、本土の各府県では寒い地域でありますからなかなか野菜もできない。やはり気候が温暖な地域でありますから、そういうものをつくればどんどん売れるだろう、花卉も年がら年じゅう好きなのがあるだろう、花弁も年がら年じゅう好きなのがあるだろう、そこに農家の人たちが自分でお金をかけても十分採算が合うということになって初めて自立経済というものが成り立つわけであります。

そういうことをやるにしても、国で考えているものと沖縄県の考えているところに整合性というものがなくちゃいかぬ。そこに私は開発庁の役割があるかと思うわけでございまして、そういう点においてこれから鋭意努力していきたいというのがこの三次振計の、つまり後期展望のゆえんとするところではないかと思うわけでございまして、以上であります。

○前川忠夫君 実は今申し上げました沖縄県のこの国際都市形成構想というのは、その前提として例のアクションプログラムというものがあろう意味ではセットの関係に私はあると思うんです。実は沖縄県自身もすべての基地をあと返してくれと言っているわけじゃない。これはそんなことができないわけじゃないわけですね。ある程度段階的に返していく。

先ほど総理は、知事から沖縄県の夢ですというようにお話があったというのを言われましたが、確かにこの種の構想を立て、あるいはこういうプログラムをつくっていくという場合に、その実現のためにはさまざまな弊害あるいは障害がある、これは私は当然のことだと思っております。ただ、今沖縄の人たちが求めている姿、あるいはこれからの沖縄の将来のあり方、あるべき姿、あるいは二十一世紀に向けて、そのことと、今現在、きょうここで議論をしておりますように、特措法の改正ですとかあるいは沖縄の海兵隊の問題だとか、あるいは具体的には基地の問題まで踏み込んで考えま

すと、なかなか現実の問題とはかなりと違っていくらいの大きなギャップがあるわけですね。そこには、今沖縄の人たちの気持ちというものは、やっぱりだめなのかというような、挫折感とは言いませぬけれども、そんな思いが実は政府あるいは私どもに向けられているんじゃないか、そんな感じがするんです。もちろんこれは計画でありあるいは構想かもしれませんが、少なくともそれらにこたえるような姿勢というものがあるべきは必要なんではないだろうかというような気が実はするわけですね。

沖縄自身が、公共投資やあるいは政府のさまざまな支援だけで沖縄県を発展させていくというんではなくて、みずからの力で発展をしていきたい、そういう気持ちや大事にするために、私は、片方にある難しい問題、つまり基地の問題あるいは米軍の兵力の問題等についても機会をとらえてやっていただきたい。そのことと相まって初めて沖縄の自立という問題についての一歩が踏み出せるんじゃないか、私は実はそんな感じを持っております。

この問題について、開発庁長官でも結構です、できれば総理の方から御感想がありましたらお答えをいただいて、あと具体的な開発計画の細部の問題についてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(稲垣実男君) ただいまお話がありましたとおり、特に沖縄の特性として南の拠点である、これをひとつ十分生かしてということになると、沖縄県が提唱しておられる国際都市形成構想並びに地域一帯をできるだけ自由貿易地域にしていきたい。現在あるのは小さいからと大きく、またその処方としては、開発庁といたしましても四千二百万円ほどのようなものができるかという調査費を組んで今やっておりますわけでありまして、その中に、いろいろ調べてまいりますと、税制上の問題を考えていかにならぬ、あるいは来る人たちの受け皿のことと考えていかにならぬ、もろもろの問題があるわけでございますが、そういう問題を取り上げて真剣にやっていか

やなりません。

しかし、沖縄県自身も検討委員会その他をつかっておられるわけですから、そのお知恵もかりにやいかぬ、それとどう整合していくかというところが非常に大切であります。また、本庁内におきましては協議会をつくっておりますので、しかも政策協議会では十のプロジェクトチームを組んでおりますので、県の知恵だけじゃなくて国の方からも積極的な意思を持ってひとつももろの知恵を出していこうということで、プロジェクトチームに入つていただいましておる最中でございます。これの答えが出てまいりますと、なるほど国の方は、県の考え方だけじゃないぞ、国の方もしっかりと踏まえてやっていると、こういうことになろうかと思うわけでございまして、鋭意これから検討を進めてまいります。

○前川忠夫君 既にこれまでも開発計画等についての議論がございましたが、政府自身が直接かかわっている内容としては沖縄政策協議会というのがある。それから、官房長官が主宰をされた基地所在市町村に関する懇談会、いわゆる島田懇、それから開発庁が今担当しておられます開発計画、さらには沖縄の方の開発審議会、さまざまな計画がたくさんあるわけですね。あるいは起案、立案をするところはたくさんあるわけですね。問題は、それをどう具体化していくかということが私は一番大きな課題なんだろうというふうに思っています。

そこで、私もこの島田懇の方の報告書、さっと目を通させていただきました。特にこの中で私もなるほどというふうに思いましたのは、基地所在市町村振興のための特別プロジェクトということで、その中で幾つかの項目が挙げられておりますが、「市町村の経済を活性化し、閉塞感を緩和し、なにか、若い世代に夢を与えられるもの」とか、あるいは継続的な雇用機会を創出し、経済の自立につながるもの」とか、あるいは長期的な活性化につながる「人づくり」、こういったことがこの報告の中、特にプロジェクトとして提

起をされているわけです。報告に際して島田座長の方からも、私的な見解ということだったんだと思いますが、このためにかかる経費についておおよそ数億から一十億程度じゃないかというような発言があったやにお聞きをいたしています。

またさらに、今沖縄政策協議会の中でもさまざまな議論がされていますと、これはこれまでも議論がいろいろとされておりましたが、政府全体の財政再建との関係というのはまた非常に大きな焦点になってまいります。ぜひこの辺についての見解、決意をまず最初にひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうど島田君からその提言をいただきましたとき、私から、この報告を受けた閣僚懇談会で、関係各大臣も提言を重く受けとめるとともに、実現のため最大限の努力をしていただきたいという指示をいたしました。そして、それを受けた形で十二月四日、沖縄に参りましたとき、この基地所在の市町村長さん方との懇談会の席上、今後五年から七十年間に数億から一十億の事業費を要するとの懇談会の島田座長が言われましたことを閣議においてしっかり受けとめてまいります、そのような言い方で地元に対する意思を表明してまいりました。

そして、私は、今いろんなものができちゃっていると言われましたが、これを全部まとめますのは沖縄政策協議会だと思ひます。なぜなら、これは官房長官初め関係閣僚と沖縄県知事が対等の立場で委員として構成する協議会でありまして、全体をカバリーしていくわけでございます。そして、開発庁長官はその中で議論を受けまして個別に今非常に苦勞をしておりますが、その意味では私は、その組織的な重複のために全体の計画が狂うあるいは混乱を生ずる、そういうったおそれはない、そのように考えております。

○前川忠夫君 ところで、私もこのプロジェクトの進捗状況というのは実は大変気になっているんですが、担当は内閣内政審議室だと思ひますが、現

在の進捗状況がどうなっているのか。もちろんこれはかなり広範囲にわたっていますので、個別テーマごとにまとめるのはそれぞれ違いが出るかと思ひますけれども、あらかじめある程度めんどいいますか目安というものが当然あるんだらうと思ひますので、もしそんなものがありましてらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(及川耕造君) お答えを申し上げます。政策協議会、十のプロジェクトチームで御案内の各プロジェクトについて検討いたしているところでございます。取り扱っておりますテーマは大変広範にわたっております。例えば普天間の跡地利用といったような大変長期な課題もございまして、また他方、先ほど御議論ございました航空運賃の引き下げでございますか留学生の派遣といった、もう既に事業化に進んだ、ある意味では解決をいたしましたものもございまして、大変さまざまでございます。

したがいまして、一概にいつまでにという結論を出せるか申し上げたいところでございまして、けれども、現在、大方のテーマにつきましては調整費を活用いたしまして調査に入っている段階でございますので、それが大体終了すれば大筋のめどは立つかなと、かように考えているところでございます。

○前川忠夫君 ということは、それぞれのプロジェクトが全部まとまらなければとか、あるいは一つのプロジェクトの内容が全部合意をしなければスタートをしないというのではなくて、ある程度まとまったものは順次実現をしていくあるいは予算化をしていく、こういう理解でよろしいですか。

○政府委員(及川耕造君) さようでございます。○前川忠夫君 ところで、これまでこのプロジェクトの中で議論があつたんだろうと思ひますが、これまで衆議院の段階でもいろんな議論がございまして、例えば、一國二制度あるいは二制度的なというような表現があつたり、あるいは自由

貿易地域の拡充、いわゆるフリーゾーンの問題ですとか、あるいはノービザ制度の問題とか、さまざまな議論が交わされてまいりました。

これらについて、きょうここで細かく質問をする時間がございますので、私の印象として申し上げますが、沖縄振興で一番大きいのは、先ほど総理もちよつと触れられましたが、足の問題をどうするかということだと思ひます。地理的な条件、これはもう仕方がないわけですが、本土から離れているというこの事実。

私は、せんだつての沖縄北方問題特別委員会のときに申し上げたんですが、これを逆手にとる、つまり日本の本土から離れて逆に東南アジアの方に近いんですから、これを逆手にとるような発想の転換で新しい経済や産業の育成を考えたらどうなんだろうという提起を実はいたしました。

そのためには、沖縄県の空港あるいは港湾等々が今のままでいいのだろうかというふうな考えをみますと、例えば那覇空港、これは米軍との関係があることは私も承知をしていますが、那覇空港のハブ空港化の問題についてどんなような構想があるのか。先ほどコストの問題については、航空運賃の引き下げの問題についてお話がございました。貨物については一体どうなっているんだろ

か。あるいは那覇と本土との間は引き下げがあつたけれども、ほかの離島との関係はどうなんだろといったような関係で、足の問題が非常に大きな問題だと私は思ひます。

と同時に、これは総理も何度も沖縄に行つておられて御存じだと思ひますが、あの那覇市内の交通の混雑というは大変なものでありまして、非常に狭いところに人口が密集しているんだからしやうがないんだといつて割り切つてしまえばそれまでなんですけれども、例えばあそこで何か商売を始めますよといった場合に、離島の発想でいふのはなかなかそれはいいんですが、日本人とつかちなものですから、どうしても動くというこ

とになりますと、交通事情というふうなものが場合によつてはブレーキになるかもしれない。

私は何でもかんでも開発しようというのには非常に大事なんですけれども、そういう意味でこれからの運輸政策、これは沖縄本島はもちろん、島嶼部を含めた交通機関、こういふ問題についてどうな手だてをこれから考えておられるのか、ぜひお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田実男君) 今、委員からお話のありましたとおり、空港というのが人を運ぶ手段として、ああいふ島嶼地域にある沖縄としては当然のことでございます。空港とか港湾の整備が非常に大切でございます。

ちなみに申し上げますと、那覇空港は国が設置、管理いたします三千メートルの滑走路空港でございます。現在、本土路線や島内路線、国際路線のネットワークにより年間約八百七十万人の利用客がございまして、当空港におきまして、当面まずターミナル地域の統合とか拡充整備が重要な課題でもありますので、平成十一年春の供用開始を目途としてたたいま整備を進めておるところでございます。

それからまた、そこを拠点にいたしまして、離島県でもございまして、港湾とかあるいは空港という問題では足の確保が非常に大切であります。本土から距離も非常に遠い、また県民の生活と産業の振興のためには、たたいまおつしやつたように、貨物の輸送というふうなことをいいますと陸と海との問題というふうになるわけでありまして、現在、港湾については重要港湾六港を初めとして四十九の港湾があります。空港については、那覇空港と宮古、石垣を初めとして主要な島に配置されている空港が十三ございまして、海上、航空輸送需要について非常に活発な状況にありまして、また所得水準の向上などによりましてさらに進めてまいりたいと思ひます。ただいま委員が言われましたように、運賃の低

減というものが非常に大きなインパクトを有するのでございまして、今回は本土一那覇路線の航空運賃が主体でございまして、さらに一層検討を進めてまいりたいと思っております。

○前川忠夫君　そこで、格差問題というのは本土と沖縄だけではなくて沖縄の中にもあるんですね。これは本島と離島との関係ですか、あるいは北部と中南部といましようか、それからさらには南シナ海側と太平洋側といましようか、さまざまな格差が実はあります。

特に、先ほど総理と他の委員の方とのやりとりをお聞きしております。例えば基地の県内移転の問題一つとりまして、例えば北部の方に米軍の訓練地域もありません。しかし、あの辺は貴重な動植物がたくさん存在するというところで、勝手にどんどん開発をするというわけにはいかないわけですね。そうしますと、あの自然は残しておくなければならぬ。しかも、中南部の方に人口が非常に集中をしておりますから、例えば基地の県内移転といつてもなかなか制約がある。例えば働く場所についても同じことが言えるんですね。じゃ、北部の方に企業の進出を、誘致をいってもこれはなかなかそう簡単ではないと私も思います。

それから、よく議論になりますのは、沖縄の場合には水の問題とか赤土問題ですね。私もある電気関係の方とお話をしておりましたら、電気製品、特に最近の半導体関係の品物というのは小さなものですが、輸送コストといったってそう大きな負担にはならないわけですね。沖縄で工場をという構想もないでもないわけですね。しかし、御案内のように半導体の工場というのは猛烈に水をたくさん使うんですね。しかも、いい水でなければならぬという条件がくっついておるんですね。

そう考えてまいりますと、これから先、沖縄というあの条件の中で、なおかつ中南部だけではなしに、働く場所をどうやって広げていくのか、拡大をしていくのかということになりますと、これは私は大変大きな問題だろうと思っております。現に

先ほど申し上げましたこの三振計の中でも、当初の計画に対して就業人口はむしろマイナスになっているんですね。それから、県民所得も当初の見積もりに対しますと大幅に、本土全体もそうなんですけれども、それに比較をしても沖縄の伸びは非常に低い。働く場所として所得があつて初めて生活の安定ということが言えるわけですね。結局、その反作用として基地があるからだというところになるわけですね。

ですから、もし基地がすべてなくなるといふことが困難だとするならば、そのかわりというところ変えなければならぬ、あらゆる努力を払って、例えば働く場所をどうするのか、あるいは沖縄本島の中にもある格差や離島との間の格差の問題をどうやって解決をしていくのか、一つ一つ具体的な手段だてというものを示してやるのが沖縄の人たちの心にかたえることにもなるんじゃないか、私はそんな気がしますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(稲垣実男君)　今、委員から申されたように、沖縄の中でまた格差があるではないかと。そのとおりだと思いますが、そこで御指摘のように、第三次沖縄振興開発計画におきましても地域間の格差は正に配慮することになっております。

例えば、圏域別の開発の方向として各圏域の均衡ある発展に十分配慮することになっております。また本島と離島との間の問題もございまして、離島の振興についても、離島の持つ不利性の克服を図って県土全体の均衡ある発展に努めてまいりたいと思つております。

このために、三次にわたります沖縄振興開発におきましても、いわゆる交通通信体系やあるいは生活環境施設の整備、水等もそうございまして、そういうこと等をあわせながら、産業の振興や各般の事業の施策を推進してまいりたいと思っております。

例えば、北部圏は非常に豊かな自然環境を有しているものの、中南部に比べてまいりますと人口だとかあるいは諸機能の集積に相当な立ちおく

がおりますので、人口の減少の続いております地域がございまして。そしてまた離島も、本島に比べますと生活水準も低いし、また生産機能の面からも製造業というのはいささか難しいわけございまして。過疎化の進行も見られておるわけございまして、三月の沖縄振興開発審議会でも取りまとめられた三次振興後期展望におきましても、離島あるいは圏域の振興について、県内格差や地域間格差の是正に引き続き十分配慮していくべきだと、こういうことの指摘等もございまして、離島の振興を図りながら全地域の均衡ある発展を今後とも進めてまいりたいと思っております。

○前川忠夫君　格差格差といひましても、そう簡単に格差が縮まるほど生易しいものではないといふことを百も承知をしながらこういう議論をしなければならぬという点について、私自身も実はジレンマがないわけではございません。しかし、黙つていてはこの格差の問題というのは解消しませぬので。

ある新聞社が調査をしましたら、整理統合対象の行政官庁の中で、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁が真っ先に挙がっている。もちろん開発庁の皆さん方が仕事をされているという意味じゃなくて、さまざまな仕事の重複部分で統合した方がいいという意見だったんだらうというふうに、首長さん方のアンケートについては思いたいと思つています。と同時に、それなりの役割を果たしているという事実を、やはり結果を含めて出していただくように御努力をいただきたいと思います。

そこで、話題が変わりますが、もう一つの特措法についてお尋ねをしたいと思います。それは、軍転特措法と言われている駐留軍用地の返還に伴う特別措置法の問題についてであります。御承知のように、これは一昨年の五月に国会を通過いたしましたので、六月にたしか施行されたというふうに承知をしております。

法施行後に、この特別措置法の対象になった返還の跡地が何件あつて、現状はどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(諸富増夫君)　お答えいたします。ただいまのは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律でございまして、平成七年の六月二十日に施行されておりました。私もこの施行を受けて、平成七年度に返還されたいわゆる旧恩納通信所ほか三施設にかかわる第一回目の返還給付金というのを本年の三月に初めて支給したところでございまして。

現在、件数としては、平成八年度、旧恩納通信所ほか三件ということで、キャンプ瑞慶覧、嘉手納、キャンプ・マクトリアス、計四施設でございまして。支給対象者は五十二名でございまして。

○前川忠夫君　跡地の計画というのは私は非常に時間がかかるんじゃないかと思つております。参考までにちょっとお聞きをしたいんですが、あれは読み方は正式にどういうんでしょうか、ア・メ・クというんでしょうか。今、那覇の新都心の計画がたしか進んでいると思つてますが、あれが返還の合意がされたのいつで、具体的に返還されたのいつで、それで今現在の進捗状況はどうなっているのか。できれば、民有地がその中どのくらいあるのか。これは事前に言っていなかったかもしれないですね、わからなければ結構ですが、お知らせいただければと思います。

○政府委員(諸富増夫君)　先生御指摘の天久住宅地区と上之屋住宅地区の二カ所だと思われまして、具体的には、この地域は昭和四十八年の第十四回日米安全保障協議委員会において返還計画が了承されておりました。昭和五十二年四月三十日に二十二・九ヘクタールの返還がまず行われております。引き続きまして、昭和四十九年の第十五回日米安保協におきまして、昭和六十二年五月三十一日に約百六十七ヘクタールがそれぞれ返還されておるところでございまして。それで、それぞれ返還面積は合計で百八十九・五ヘクタールでございまして。

民有地等についてはちよつと手元に資料がございまして。返還の総面積でございまして。

○前川忠夫君　というように、今住宅地の返還で

かなり大きな面積が、本当に那覇市の近くです、返つてきて、私もよくあそこを通るものですから何がでるんだらうと楽しみにしているんですが、相変わらずいつ行つても更地のままになっていましてね。

というのは、軍転特措法の中で、基地の返還以降三年以内については給付金を支給するという仕組みに実はなっているんですね。三年というのは余りにも短い。もちろん、計画がすぐに立つて実行できるような小さいところだったらいいですよ。今お聞きをしたように、百八十九ヘクタールからの面積になりますと、これは跡地をどうしようかなんという話になったら、かなりの時間がかかるわけです。現に、天久の場合にでも、遅い方の部分でも昭和六十二年です。昭和六十二年からですから、もう十年以上たっているわけです。

これは実際には制度が発足する以前の話ですけども、もし仮に民有地があったとして、今もしそこに地主さんがいたらどうするんだらうかと思うんです。地主の皆さん方は国のためにいろんな協力をして基地を提供してきた。返還になった跡地の利用が決まらないと。

もちろん、まだ働いて、基地の収入なんというのはちょっと小遣い銭ぐらいだと思っている人がいれば別です。年配の方々が非常に多いというようにお聞きをしているんです。そうしますと、基地の収入というのはばかにならないわけですよ、生活の上でも。せっかく協力をしてきたけれども、結果的には三年以内でこれは打ち切られてしまふということになるわけですね。

今さまざまな形で、SACOの最終報告にもありましたたたくさんの施設がこれから、難航はしていますけれども、返還のための努力はされているんですね。ところが、今申し上げましたように、仮に返還をされてもこういう実態では、それは地主の人たちは、何だという話になりかねないわけですね。

私は、まだ一昨年に法律ができたばかりだからという言い方もあるかもしれませんが、現に一昨

年の場合には、何とかこの法律を通そうということできさまざまな関係者の努力があつてこの法律ができ上がったということを承知しています。承知はしていますけれども、今これだけ基地の問題が大きな問題になっているわけですから、ぜひこの軍転特措法についても、ある程度の期間が来たら、できるだけ早い時期に見直しをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生) 今御指摘の軍転法による返還給付金の期間の延長等につきましては、沖縄県初め地方自治体等から要望があることはよく承知しております。

しかしながら、これは議員立法でつくられたときの国会の議論でも種々ございましたし、そして委員今いみじくもおっしゃいましたが、平成八年に初めて支給を開始したわけでございますので、そういう意味ではその成果も見なければなりません。そういうこと、もう一つは、今言われましたように、今までの法律施行前に返した方は全くもらえないわけです。この法律施行された方は、三年はもらえるわけでございます。

今度、またこの次に法律ということになりますと、現在進行中のもの等もいろいろありまして、その辺の問題、あるいは国が他の事業で借り上げているその問題等もございます。そういう問題等がございますため、今防衛庁としては延長は考えていないわけでございます。

ただ、先般来、現在民有地を基地に提供しておられる方々の代表がお見えになりました。我々は今まで協力して貸してきたんだ、今度の反対運動みたいな、一坪反戦地主みたいなそういう形になって、協力をしてきたんだ、それが我々の意向なくして返さんと返された日にはたまつたものじゃない、そういうふうな御意見でございました。国に協力してきた人たちが、反対してきた人たちが、さまざまおられるわけでございますので、その辺の問題等も種々あるかと思ひます。

いずれにしても、この法律は議員立法で提案されてかなり議論されたことを伺っております

ので、これから先も私も私も関心を持ってまいりたいと思ひますけれども、差し当たつて今、防衛庁としては延長は考えていないということでございます。

○前川忠夫君 確かにまだできて二年足らずの法律ですから、今すぐに改正しますとはなかなか担当の方としては言いにくいというのはいささかあります。わかりますけれども、三年で開発計画がましまつてその跡地の利用がスタートするわけはないんです。もちろん、それはさまざまなケースがあるわけですから、その辺を柔軟に扱えるような制度改正を考えられても私はいいんじゃないかというふうに思ひます。これは基地に賛成をして貸している人も、あるいは反対をしても結果的に貸している人も、さまざまな人たちがいても私は条件は同じだと思うんです。ぜひその辺はこれらの課題としてひとつ重く受けとめていただきたいと思ひます。

時間がありませんので、最後に一つだけ要望を申し上げておきたいと思ひます。

私は、この基地問題というのは、やっぱり安全保障の問題を抜きにしては考えられない。安全保障というのは、ある意味では国が存在をする限り永遠なんです。安全保障上基地が必要なんだという話になってきますと、今沖縄の人たちが心の中であつて居るのは、沖縄の基地は永久にここに残るんじゃないかという思いがあるんです。これは私ももともと何となく、きょう無理でもあつた新しい努力をする、あつてまた新しい事態ができたからその段階で努力をする、そういう姿勢を見せることが沖縄の人たちの期待にこたへることになるんじゃないか、私はそんな思いがしてならないわけですね。

私ももともとさまざまな舞台で責任があるわけですから、その都度、問題提起をさせていただきたいと思ひますが、ぜひ総理にも、今度の日米首脳会談の中で、具体的に兵員削減の問題についての議論ができないとしても、これからの日米間の協議のあり方等については積極的な提起をしていただ

きたい、このことを最後にお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮でございます。

本法案について質問したいと思ひます。今、現に米軍に提供している沖縄の基地は、あの沖縄戦で日本軍が強制的に接収して、米軍がハーグ陸戦法規に違反して住民の土地を強奪してつくられて、さらに銃剣とブルドーザーで無法に拡張されたものだ、これは歴史の事実が示していることだと思ひます。こういう中で、米軍に一度も貸した覚えがないという地主さんがいることは当然だと思ひます。それが復讐によって、財産権の保障など憲法が沖縄に適用されて、本来ならばそのときに返すべきだった、ところがそれを返さないで済むように二十五年間いろうんなやり方をして無理やり引っ張つてきたと、一言で言えばこういう経過だと思ひます。

現在、沖縄県の収用委員会が、憲法と土地収用法に基づいて本来の役割を発揮して実質審理をやつていて。期限が切れて、あるいは却下される可能性もあるという事態が生まれているわけでありまして。そこで、政府は今回の改悪で暫定使用を強行しようとしているわけでありまして、これが本改正案のねらいだと思ひます。

そこで、まず防衛庁長官に、そもそも戦後の現行の土地収用法では、現憲法の当然の要請として、国防その他軍事には、皇室陵墓の建造とか神社の建設に関する事業とともに、強制収用または使用の対象にできないということが明確にされていると思ひますが、これはあの九条を持つ平和憲法の原則から見ても当然のことだと思ひますけれども、長官のお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生) 今言われたのが、国防の関係といひますか、自衛隊に適用できないかどうかという御質問なんですか。駐留軍に対してで

すか。

○笠井亮君 軍事に対して。

○國務大臣(久間章生君) 軍事についてですか。

○笠井亮君 国防その他軍事。

○國務大臣(久間章生君) その問の趣旨がわかりませんけれども、我が国は御承知のとおり、自衛隊はありますけれども軍隊はないわけです。米軍はおるわけです。

○笠井亮君 土地収用法の趣旨について。

○委員長(倉田寛之君) 一問一答せずに趣旨を。

○笠井亮君 よく聞いていただきたいんです。

土地収用法ができたときの趣旨が明確になっている。法律の趣旨であります。つくられたときに明確に、国防その他軍事については陸基なんかと同じようにこの強制収用または使用の対象にできないかという趣旨が法律がつけられたとき明確にされていると思うんです。それは憲法の原則からして当然だと思ふだけども、いかがでしょうかと伺っているわけです。

○國務大臣(久間章生君) 私どもは、現在ある法律を見ながら、法律の中身を読みながら、その中にあることについて、これは適用できるかできないか、趣旨のところまで一々全国民が提案理由説明その他を読みながらじゃなくて、現行公布されております法律を見ながら適用していくのが普通じゃないでしょうか。

○笠井亮君 ここで余り議論するつもりはないんですけれども、国民のことを言っているんじゃないんです。政府の側が、この法律ができたときに、戦前の土地収用法では第一に国防が挙がっていた、それで強制的に収用するということがあった、それが今の憲法のもとでそういうことをやっていたらならないということになったということを今言っているわけで、それが認められないというのは、今、国の閣僚として、内閣の一員としてやられているという点では私、大変に驚くべきことであらう。

先に進めたいと思うんですが、まさにそういう原則があると。その例外として、米軍用地について強制収用や使用を認める特措法ができたという経過でありますから、これはもうそもそもそれが憲法違反ということは明らかだと思ふんですよ。これも一回、そのところをはっきりさせていただきたい。まあそこはいいです。

そういう中で、また憲法二十九条の公共の施設のために適用するかどうかを収用委員会が独立の公正な第三者機関として実質的に審理して判断できることは憲法に照らして明確だと、当然だということに改めて言いたいわけでありまして、総理の行った米軍用地の使用認定という行為が果たして二十九条で言う公共の施設のために適用するかどうかと、これをきちっと収用委員会として、独立した第三者機関としてやるのは当然だということに改めて言いたいわけでございます。

その上で、防衛庁長官に伺いますが、楚辺通信所のある、あの知花さんの土地の緊急使用申請というのが昨年ありました。昨年五月、沖縄県の収用委員会がこれに対して、緊急性、必要性の問題、裁決遅延による使用の遅延の問題あるいは日本や極東の平和の維持に著しい支障のおそれ、こういう幾つかの要件があったけれども、そういう要件をいずれも満たしていないと判断して、国の側、政府の側は緊急性、公益性などを繰り返して主張されましたけれども、結論的には収用委員会としては不許可にしたということがあったと思ふます。

私はこれは当然だと思ふんですけれども、それに対して国が決定の取り消し、これを求めなかったのはこの収用委員会の判断をお認めになったからでしょうか。そのことについて伺いたいと思ふます。

○國務大臣(久間章生君) そのときには既に収用委員会の方に裁決の申請を出しておりましたので、本裁決を得られるのが間近であろうというところとでそのまま推移したのだと思っております。

なお、先ほど委員が土地収用法について云々というところで言われましたけれども、そのときに、現在の特措法が憲法違反であるかのごときことを

おっしゃいました。というのは、土地収用法の中にそういうことが入っていない、憲法九条との関係で書かれなかったのだ、だから特措法も軍を對象としてやっているから憲法違反だというようになことをおっしゃいましたけれども、先般の、昨年八月でございましたが、いわゆる県と国の訴訟の中に、最高裁まで行きました、いわゆる総理大臣の今度の使用認定については、これは憲法の公共の福祉に合致するということを判決で出していただいたわけでございますから、それを見ましても米軍のためのいわゆる駐留軍用地特措法が憲法違反でないということは明らかだということとを、これは一方的におっしゃいましたので、さ

も今の法律が憲法違反かのような印象を与えられては困りますので、違反でないということをはっきり申し上げさせていただきます。

○笠井亮君 米軍というのは明らかに軍事だと思ふんです。自衛隊についてはいろいろ解釈されています。それは私も承知しております。それを認めるわけじゃありませんが、米軍は軍事だと。土地収用法ができたときには、明らかに戦前の旧土地収用法との関係で、国防、軍事のためにやっていたらいけないということで新しいのができた、これは経過からも趣旨からも明らかであります。そして、そのところは改めて確認をしておきたいと思ふんです。

それで、さらにその先に進みたいんですけれども、そういうことで今おっしゃいました、訴訟をしなかった。それはもう間もなく裁決がおりて、なるんじゃないかということがあったからだと

と言われたわけでありまして、現実はどうだったかということでもあります。

昨年の三月三十一日で権原が消滅した。本来あれは土地所有者に返すべき土地でありました。にもかかわらず、政府は、梶山官房長官が、私も内閣委員会を含めて繰り返してお伺いしましたところ、再三お述べになったように、政府としては、長期にわたれば違法だけれども、これは適法でないけれども直ちに違法ではないということを繰り返

返されて、昨年十二月の質疑だと思いますが、今苦しいとありました。官房長官御自身がまさにい

わばこういう心苦しい答弁をいたしていることは間違いないとあらうと思ふ。そのうちにみずからお述べ

になったわけでありまして、

そこで、防衛庁長官に伺いたいんですけれども、間もなく裁決がおりるかもしれない、そういうことで緊急申請もやらなかった、不許可になつても裁判を起こさなかったんだということがあり

ましたけれども、裁決がおりずに一年以上経過して、そしてまさに長期化したと、緊急使用の申し立ても不許可になつた。現在これはだれが見ても明白に長期化しているんじゃないか、もはや直ちに違法ではないというところで引張つてきて説明できないと思ふんですけれども、現時点では違法だ、このことをお認めになりますか。

○國務大臣(久間章生君) 決してそれから政府は何も努力しなかったわけじゃございませんで、先ほど言いますように、収用委員会の裁決を一日も早く得たいということとでそれぞれ努力したわけでございます。

そういうことを考えますと、その当時、官房長官談話で発表しました内容と現在と変わっていない、そういうふうには思ふます。

○笠井亮君 ちょっとだけれども聞いても納得できないですよ。変わっていないというのには、要するに違法でないということですか、直ちに違法でないという状況だということですか。もう少し詳しく説明してください。

○國務大臣(久間章生君) 権原がないわけではございますが、一方では、今度は米軍に対して提供しなければならぬということとで返還しない状態が続いておるわけでございます。知花さんの場合は、御承知のとおり、強制使用という形で使っていた土地じゃございませんで、お父さんの代からの契約関係に基づいて賃貸借契約に入っておつた。その土地につきまして、知花さんが生前贈与をそのうちの一筆について受けられて、それについて契約更新のときに契約をされなかったという

状態になつてゐるわけでございますから、いわゆる賃貸借契約が終了して、その後それが返還されてないという状態になるわけでございますけれども、そういうときに無権原であるからといって直ちに違法かという、直ちに違法とは言えないというふうな談話をされたわけでございまして、そういうふうな形でいわゆる占有状態がその後続いておる。

ただ、それが、政府が何もしないでその状態が長期化した場合には問題があるんじゃないかと思ひますし、全然問題がないとは思ひません。確かに法的に非常に不安定な状態、どちらかというところではやはりマイナスな状態が続いてゐることは間違いないわけでございすけれども、直ちに違法であるとは言えないのではないかと、そういうふうな答弁をあつた時されたのはそういう趣旨だろふと思ひます。

○笠井亮君 あの時からもう一年たつてゐると繰り返してゐるわけですか。

安保条約上の義務があるということも言われまして、義務があるとしても国内法がなければ、真づけがなければできないというのは明らかでありまして、正当な使用権原がないとおつしやるならば、そして長期にわたつて占有してゐるのは事実だと言われれば、それは不法占拠状態といふことじゃないんですか。

○國務大臣(久間章生君) 権原がなく、そしてその土地を米軍に提供してゐるわけでございす。米軍の方には条約に基づいて使用する権利があるわけでございすから、これは直ちに日本国政府に返すわけにはまいらない。日本国政府も返つてこなければ本人さんに返すことはできないとなれば、そうすると本人さんと日本国政府の間ではそれに伴う賠償はどうするか、そういう問題はあろうかと思ひます。しかしながら、返さないことが直ちに違法であるとは言えない、そういうことを言つてゐるわけでございす。

○笠井亮君 いろいろ言つてゐますけれども、本当につつま合わせにもならないんですよ。今で

も直ちに違法ではないというふうに言われますけれども、そして法的には不安定だと、じやどういふ根拠に基づいて違法ではないと言えるんですか。法的根拠を言つて下さい。

○政府委員(大森政輔君) 楚辺の土地につきまして、國際法關係及び國內法關係の複合する法律關係のもとにおきまして、諸般の事情を考慮すれば、法秩序全体の立場から見れば返還しないことについて直ちに違法と言ふには当たらないと思ひます。ただ、やはり國が正権原を有せず使用を続けるということは本来好ましい状態ではございせん。

これは好ましい状態であると胸を張つて言つてゐるわけじゃ決してございせん。それとともに、やはり他人の所有土地を使用し続けておるわけでございすから、その不当利得の返還の問題というところは生ずるわけでございす。しかも、そういう正当補償についての手続的な保障なく使用を続けているという問題もございす。

そういうことから、今回予想される事態に際しましては、そういう事実的な問題を避けるために今回暫定使用制度の創設という立法措置をお願いして、ただいま審理を求めているわけでございす。

○笠井亮君 だんだんわかつてきました。

要するに、諸般の事情といふことをいろいろ言ひながら、法的根拠については法制局長官も今言えないわけでしょう。そして、好ましくない状態だといふことはお認めになるわけですよ、法的には好ましくないといふことですか、好ましくないといふのは違法といふことじゃないですか。今最後におつしやつたことですよ。違法状態だからこそ、まさにおつしやつたように、そこに使用権原を生じさせるために急いで法律をつくらなければ違法状態を解決できないといふのが今回の法律のねらいだといふことじゃないですか。非常にはつきりしたと思ふんですよ、そこがところどころ。

もう一つ、法制局長官に次の質問をいたしました。

國の権原のない状態、行為が後になつて正当とされるような、いわゆる不遡及の原則、遡及しない原則の例外を認めた法律というのはこれまでにあつたんでしょうか、法制局長官。

○政府委員(大森政輔君) ただいまのお尋ねに対してお答えする前に一言だけ申し上げさせていだきたいと思ひます。

先ほどの直ちに違法というには当たらないではないかといふことの意味でございすが、これは返さないことについてというもろろ限定をつけた。これはどういう意味かといふことをちよつとお聞きいただきたいと思ひますが、要するに所有者から直ちに返還請求をすれば、多分御案内と思ひますが、板付飛行場事件についての最高裁判所判決等に照らしますと、権利の乱用に当たるとして判断される可能性があると、その反面といひまして返さないことについて直ちに違法といひたは当たらないではないかと申し上げた趣旨でございまして、そのように限定的にお聞き取りいただきたいと思ひます。

それから次が、ただいまお尋ねいただきました問題でございすが、御案内のとおり、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律による使用権原は昭和五十二年五月十四日の期限を経過することによつて一たん消滅したわけでございす。ところが、同月十八日に同法の改正を含む沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法が施行されました、使用権原も同法の施行によつて再び将来に向かつて発生したといふ立法例、事実がございす。

○笠井亮君 もう繰り返しやるつもりはありませんけれども、とにかく正当な使用権原がないといふことで、そして直ちに違法ではないなんと言つて法的根拠が言えないわけですから、これはもう違法状態だといふことはもちろん明確だと思ふんですよ。

それから今、後半で不遡及のことを伺ひました。まさにあの大きな問題になつた空白の四日間、それが唯一の前例だつたといふお答えだと私は受けとめてゐるわけですが、そのときしか先例がない。それはほかかつてない極めて異例なことであり、あのときも大問題になつて、とにかく地主、土地所有者の所有権を取り上げるということ、そういうことでも法的な手続が空白になつて、それを後から遡及するといふのは大問題になつたわけでありすが、そういう過ちをまた繰り返して異例に異例を重ねるというのが今回の特措法の改正だといふふうに通に考えれば理解する、私はそういうふうに通に思ふわけでございす。

本人の意見も反論を聞く機会も事実上取り上げて、法律の本文ではなく、単なる附則によつて法の不遡及の原則を踏みにじつてまで合法化しようといふのは、私は憲法三十一条から見ても法治主義の原則からも断じて許されないと申すに思ふわけでございす。

この点について、行政法学者で元最高裁判事の田中二郎氏は「行政法規の遡及的適用を認めることは、一般的には、法治主義の原理に反し、個人の権利・自由による不当の侵害を加へ、法律生活の安定を脅かすことになるのであつて、これを一般的に是認することはできない。従つて、それは、そのうしたことの予測可能性を前提とし、しかも、個人の権利・自由の合理的保障の要求と実質的に調和しうる限りにおいてのみ許される」といふふうに述べてゐることもつけ加えておきたいと思ひます。

次に、この改正案の十五条の一項の問題をめぐつて伺ひたいと思ふんですよ。

防衛庁長官は、この間の答弁の中で、総理大臣が米軍に提供するとして使用認定をした土地について取用委員会が却下した場合、不服審査請求、いわゆる審査請求をしたのに対して、建設大臣が棄却または却下するといふことなどは事実上あり得ないといふことで幾つか議論になつたと思ふんですよ、そのことは事実上あり得ないといふ

ことをお認めになりますね。

○国務大臣(久間章生君) 先般、筆坂議員さんが質問されましたときに、自分の方で、そういう棄却するあるいは却下するのはレアケースだというようなことを自分の引用の中で言われたような気がいたします。私は、だからそれは言っていないと思います。照屋議員さんとのときに棄却することもあり得るということを言ったと思います。

○笠井亮君 では改めて伺いますが、そういう場合に建設大臣が棄却や却下を行うことは事実上あり得ると思いませんか。

○国務大臣(久間章生君) 論理的にはもう全部があると思います。

まず、収用委員会の皆様方がこの法律に違反して申請がされていると判断して却下されることもあります。ところが、その違法だと判断されたことが内容的におかしいということで、今度はいわゆる申請者におかしいという中で、今度はいって審査請求することもありますし、それは受けて建設大臣が棄却することもあるし、あるいは逆に今度はそれを認めて取り消しの裁決をすることもあります。すべて論理的には全部あるわけですから、そういうすべてのことを想定しながら、法律上は全部手続が終わるまでの間はとにかく暫定使用を認めてもらいたいという形で今度の法律をつくっているわけでございますので、今言われましたこと、もし言うならば全部があるということでございます。

○笠井亮君 仕組みとしてはあると。これは後で議論したいんですが、実際にそれが働くことはあると思いませんか。そういうことになるということとは想定できますか。

○国務大臣(久間章生君) とにかく違法と判断して収用委員会の方々が却下された、それが適切だと思えば、建設大臣は今度は上がってきた審査請求に対してそれを棄却すること、あるいはそのまま却下ですね、それを認めて棄却することはあります。それは、

○笠井亮君 それでは、そういうときにはこれはま

さに問題になる。衆議院でも議論があった。私は衆議院の会議録を読んだら、答弁なさったという明確な記憶があるのでさっき言ったんですけれども、そういう場合、じゃ建設大臣が却下、棄却する。そうすると、これは橋本総理に伺いたいんですが、総理大臣としてはどうなさいますか。

○国務大臣(久間章生君) それは、とにかく総理大臣のもとにおける建設大臣じゃなくて、審査庁としての建設大臣でございますから、その建設大臣が棄却をしてしまつて、その後、総理大臣がどうこうする余地はもうないわけでございまして、建設大臣が棄却をしたらもうそれで終わります。わけございまして、それに対して総理が建設大臣の任命を変えようとか何とかということだつてできないわけでしょう。

だから、言っておられる意味がよくわからないわけございまして、使用認定をした総理大臣と建設大臣と同じ内閣の一員であるから、そういうことによつて建設大臣は多分しないであろうというふうな想定のもとで言っておられるとすれば、それは現実の問題としてはそういう議論はあるかもしれないが、今言っていますように、今度の法律をつくるときには論理的にすべてのことを想定しながら出ているわけで、そもそも収用委員会が却下の裁決をすること自体が非常に少ないんじゃないかと初めから私は申し上げているわけでございます。

しかしながら、絶対ないとは言ひ切れないので、この法律に違反していると判断してやることだつてある。ところが、実際は違反してはなかったというふうなケースだつてあるということと組み立てておるわけでございますから、とにかくそういうふうな論理的な話を現実の話に引き戻して議論されますと大変ややこしくなるんじゃないかと思ひます。

○笠井亮君 わかりました。実際上はあり得ないということと言われたというのを一つ理解して、そうすると要するに……(いや、そんなことないよ)と呼ぶ者あり)いや、今おっしゃいます

た。実際にはあり得ない、論理的にはあり得るけれども実際上はそういうことはあり得ないというふうに言われたんですよ。(発言する者多し)言われました、言われました。

ですから、要するに実際上は……(発言する者多し)じゃ、もう一回聞いてもいいですよ。実際上はあり得ないけれども論理的にはあり得るんだと。だから法律の仕組みをつくつたとおっしゃいましたので……(あり得ないとは言つていないよ)と呼ぶ者あり)いいですか、そのところはありますけれども、そういうふうになりますと、実際上はあり得ないとなれば、これはもう絶対強制使用が続けられるということになるんですが、わかりました。論理的にあるとおっしゃつたら、そこを聞きます。

論理的にあると。それで、法が却下、棄却してはならないとあるわけじゃないですから、論理的にあり得ます。万一、建設大臣が、こういうことは私はあり得ないと大臣も思つていらつしやると思うけれども、棄却や却下をした場合、それまで必ず認められるということで、裁決申請しただけで暫定使用をしてきたことは当然違法だつたと、不法占拠をしていたということになりますね。

○国務大臣(久間章生君) それは法律に書いてありますように、そういうことで手続が終わつた場合には規定のとおり権原がなくなることでございます。

○笠井亮君 権原がなくなつて、いや、なくなるというか、要するにそういうことで引つ張つてきたということでありまして、まさに暫定使用をしてきたこと自体が違法だつた、不法占拠していたということになるわけじゃないですか。これは非常に大事な点ですよ。

○国務大臣(久間章生君) 先ほど直ちに違法でないという議論を盛んにされましたが、あれと同じでございまして、とにかく権原がなくなるといふのは実際なくなるわけでございますね。ところが、具体的に、じゃ土地を返還しないこと、これ

がそのときに返還する、直ちに返還することになるかどうか、そういう問題を恐らくつなげようとしておられるんだと思ひますけれども……

○笠井亮君 まだそこまで言つていない。

○国務大臣(久間章生君) こういう場合に、多分それを意図しておられるんだと思ひますけれども……

○笠井亮君 余り先に行かないでください、順番にやつていられるんだから。

○国務大臣(久間章生君) とにかく返還しないことをもつて直ちに違法と言えないというのは、国は米軍に対して提供の義務があるわけですね、これを。それに基づいて提供されてしまつて、継続している、そういう状態が続いておるわけですから、一方では。

そして、国は一方では土地所有者に対して無権限の状態になつてくるわけですね。そういう板挟みの状態に国は置かれるということございまして、それでもつて土地がその本人さんに移ることにいつて直ちに違法かどうかということについてはまた別の議論になるわけございまして、そこには、先ほど法制局長官が言われましたように、返さないということでもつて直ちに違法でないというの、すなわち権利の乱用に当たる場合にはそのままその状態が続くし、そのかわりに使用権原がなくなつていくわけですから、その分について国に対していろいろ補償といひますか損害賠償なり、いろんな問題は生ずるんじゃないかというふうに思ふわけでございます。

○笠井亮君 この法案をつくつている改正案の前提が、必ず裁決をされる、いずれは裁決されるということを前提にして暫定使用をするという仕組みをしたわけでしょう。ところが、今、建設大臣の場合ですよ、棄却、却下されるわけですから、それで終わるわけですよ。前提にして暫定使用をしていくこと自体がこれは違法だつたということになるわけじゃないですか。法的根拠がない。不法占拠をしてきたということになるわけじゃないですか。

○政府委員(大森政輔君) 法案の内容に關しますから、私から答弁させていただきますと思ひます。

多分、委員の御質問の趣旨は、却下裁決に対して審査請求があり、それも却下または棄却されれば、さかのぼって暫定使用はまず初めから違法になるんじゃないかというのが一つの御疑問だろうと思ひます。

しかしながら、私どもはそうは考えないと。それまでは適法な暫定使用であつたわけですから、その第一項の審査請求に対する却下または棄却の裁決があつた日以後なお使用を続けるとすれば、それは暫定使用権原は消滅しますから、正権原のない状態に立ち戻るといふことはそのとおりでございます。

この法案十七条も、審査請求、却下または棄却までの暫定使用に対する損失補償につきましては、十七条がその損失補償に關する手続を予定しているところをごさいます。それ以後なお使用を続けるかどうかというのはひとつなかなか難しい言ひがたい点はあるわけですが、それにつきましてはやはり楚邊の使用権原が消滅した後の状態といふことと同じ性質の問題にならうと、このように考える次第でございます。

○笠井亮君 ちよつと伺つていてもわけがわからないです。

趣旨説明されてきたところをずっと追つてみますと、本人からもまともに意見も聞かないで、そして裁決申請しただけで暫定強制使用ができて、さらに裁決が気に入らないといつて不服申請をします。そしてそれが棄却、却下されると。そんな事態が起こつたら、国の暫定使用そのものがやつぱり不法占有であつたことが明白になると思ひます。

そして、その上に立つて、じや地主に対してそういうときどうするか。損害賠償と今言われました。賠償とさつき長官は言われましたね。損害賠償のことと考えなさいといふと言われました。言われませんでした。将来に向かつて」と

呼ぶ者あり)いや、その間についてです。

○委員長(倉田寛之君) 一問一答をやらずに、質疑者は質疑を明確にしてお尋ねください。

○笠井亮君 はい。ちよつと待つてくださいます。もう少しとめて聞きます。

今、法制局長官も損失補償のことがあるからいいんだと言われましたけれども、私が言つたような経過をたどつて、まともに意見も聞かずに申請しただけでやつてきて、それがだめになつたといふことについては損失補償じゃないんです。これは行政行為の違法を前提にした、被害を受けたといふことになるわけですから、その期間、間違つたことをされて、といふことになれば、その損害を償ふ損害賠償がなければいけません。この場合にどうやつて国が暫定使用といふことで強行してきた不法な権利侵害に対して土地所有者に償つていくのか。

そのようなことについて本法案に対してきちつと書かなければいけないといふふうに思ふんですけれども、そういうことがきちつと書いてあります。

○國務大臣(久間章生君) 私が言ひましたのは、棄却されてその間の間は暫定使用権があるけれども、それから先は無権原になるから、その無権原になつてしまつた状態についてはいわけゆる不当利得の返還請求なりあるいは損害賠償なり、いろんな議論はあるでしょうと言つたわけでございます。棄却されてその間の間は暫定使用権が実はあるわけでございますから、それはいわけゆる適正な補償という形で補償がされる、そういうふうにならうわけでございますから、損害賠償の話は出てこないわけでございます。

○笠井亮君 この問題は非常に重大な問題だと思ふんです。それで、この新しい法改正で仕組みをつくらうとしている、そのこと自身が、もう繰り返し議論になっておりますけれども、とにかく取用委員会の権限というのは、政府の側の説明によりますと、期限と補償の額だけ決めるんだ、必ずいつかは裁決されるんだといふことを前提にし

て、その枠組みの中でどうやつてつじつま合わせをするといふことでやるわけですね。

ところが、そういうことを前提にして暫定使用を行う、その際には事実上権利を奪われる側の地主が意見を言う機会もないままにその使用権原が棄却、却下されてしまふといふことになるわけですから、それが正当でなかつたといふことになるわけでしょう、そういうことをやつてきたことが、それに対して、まさに賠償のこともないといふことでやつてゐるのは、本當に法的にはこれは欠陥だといふことを言わざるを得ない。私はこのことを強く指摘したいと思ふんです。

それで、そのことを言つた上で、次に行きます。問題は、こういうやり方が単なる一時的、暫定的なものではないかといふことだと思ふんです。第一回の公開審理で防衛施設局の使用裁決申請理由といふのがございまして、その中で述べられてゐることでありまして、「駐留軍の駐留は、今後相当長期間にわたると考えられ、その活動の基礎である施設及び区域も今後相当長期間にわたる使用されると考えられるので、その安定的使用を図る必要がある」といふことが明記をされております。

防衛庁長官に伺ひますけれども、相当長期間といふのはどのくらいの期間なんですか。

○國務大臣(久間章生君) それは一概に何年といふのは言えないけれども、要するに短期ではないといふことでございます。

この法律を出します前に、取用委員会に裁決の申請を防衛施設局でやつてゐるわけでございます。そのときは十年といふことで申請をお願いしておるわけでございますから、少なくとも十年以上だといふことを前提にして議論はしてゐるとしか言えないと思ひます。

○笠井亮君 短期ではないといふようなおっしゃり方というのは非常に無責任だと思ふんですが、少なくとも十年以上といふのはこれはまた非常に長期であるといふことを改めて私は痛感したとこ

ろであります。

総理大臣に伺ひますが、相当長い期間といふこととで、総理大臣の御認識はどれぐらいの期間を考へていらつしやるか。先ほど来議論がありましたが、政府に米軍の削減や撤退を求める意思のない限り、今年といふことも防衛庁長官は言われまふけれども、十年以上、二十一世紀にわたつてかなりの期間、相当長く続くといふことで総理大臣も御認識でありますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 大変学問的にもいろいろ議論を拝聴しておりましたけれども、そもそもこの申請をいたしております取用委員会への防衛施設局からの申請、これ自体が十年でありまふ。今そのことを防衛庁長官は踏まえて、どんなに短くてもそれよりも長いものを想定するのが論理的であらうといふことをお答えになりました。同時に、よく大田知事のお考えとして、本委員会でもいろいろな方から御披露のありますアクションプログラムも十年以上の年数を想定しておられることを申し添えます。

○笠井亮君 総理も今おっしゃいましたが、アクションプログラム、沖縄の人たちは二十一世紀には基地のない平和で豊かな沖縄をといふことを願つてゐるわけがあります。

そういう方向から見て、今お二人から御答弁ありましたけれども、この沖縄の基地を相当長期間にわたつて、十年以上米軍に提供し続けるためにそれをやるような措置法をつくると、基地固定化のための法律だといふことになりまして、これは本當に憲法上も重大だといふことを改めて痛感したといふことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○島袋衆議君 駐留軍用地特措法は、形式的には昭和二十七年五月十五日、法律第四百十号で当然全国に適用されたものでありますけれども、實質的には本土では昭和三十一年以来適用された例がなかつたものを、昭和五十七年に沖縄だけに二十年ぶりに息を吹き返した法律であります。昭和五十七年以來今日まで十五年間、沖縄だけで生き続

けている今回のこの法律の改正により、さらに二十一世紀までその怪物性を発露させるための改悪であると指摘せざるを得ません。

この法律は実質的には沖縄県の方に適用される法律であり、いわゆる地方特措法と呼ぶべきものであると私は思っております。それならば、その改正という名の立法は憲法第九十五条の規定に従って沖縄県民の意思を問う必要があるのではないかと、私には思っております。

防衛庁長官、そして内閣法制局長官の御見解をお願いいたします。

○國務大臣(久間章生君) この改正をする前の特措法も日本全国を対象としている法律でございますし、今回の改正法もまた同じようなものでございます。

現在進行中のものを対象とする部分については、これは沖縄の方に事実上適用されるのは確かにそのとおりでございます。また、沖縄において現在裁判が進行中のものについて無権原になるということから、これを解消すべく提出したわけでございまして、その点については現在進行中のものに深くかかわってくるのも事実でございます。

しかしながら、憲法第九十五条というのは、御承知のとおり、ある地方公共団体の組織運営権限等にかかわるものについてはいわゆる住民投票というものを要求しているわけでございますけれども、この法律はそういう地方公共団体の組織運営権限等に影響するものではございませんので、これは憲法第九十五条で言う投票は要らないというふうに私もでは解して、この法律を提案させてもらっているわけでございます。

○政府委員(大森政輔君) ただいま防衛庁長官から答弁がありまして、ある法案が九十五条に言う特別法に当たるとかどうかというところは、立法の流れからしますと最終的には国会がお決めいただくことである。すなわち、地方自治法の二百六十一条におきまして、最後に議決した議院の議長が当該法律をそういう特別法に当たるとい

判断をされた場合には、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならぬ、このように定められておりまして、法律を提案いたします前に、これは地方特別法でございますということをお内閣から申し上げるシステムにはなっております。ということでございます。

○島袋宗康君 いわゆる沖縄だけに適用しないという改正であります。先ほど答えられたように、沖縄だけに適用しない。

○國務大臣(久間章生君) いやいや、そうじゃない。島袋宗康君 さっきおっしゃったじゃないですか。

○國務大臣(久間章生君) 私の言いましたのは、この法律は沖縄だけに適用する法律じゃなくて全国に適用される法律でございますし、この改正案もそのとおりでございます。

ただ、現在沖縄の裁判が進行中のものもその中に含まれますというところを言ったわけでございまして、だから現実には今進行中のものというところでございます。ただ、法律はそういうことじゃなくて、全国を対象としてこれから先も本土で生ずるであろうそういうことでも全部対象としているというところでございまして。

○島袋宗康君 それは実質的には沖縄だけに適用されるいわゆる改悪であるというふうに私は思っております。

法を誠実に遵守し執行すべき政府が今みずから法をじゅうりんし、法を無視している。昨年三月三十一日で使用期限が切れた楚辺通信所内の一部土地については、不法占拠を続けることによって法をじゅうりんし、ことし五月十四日で使用期限切れを迎える十二施設の土地については、法の定める緊急使用の手続を踏まないことによつて現行法の規定を無視しようとしている。少なくとも政府の立場では緊急使用の申し立てをすべきである。

昨年は使用期限切れの二日前の三月二十九日に沖縄県収用委員会に対して緊急使用の申し立てを

しているにもかかわらず、ことしはなぜそれをしていないのか。昨年の前例に倣えばこれからでも遅くはないと思うが、現行法を尊重するという立場から緊急使用の申し立てをする考えがあるかないか、防衛庁長官。

○國務大臣(久間章生君) 御承知のとおり、あのような状態で、いろんなことがございしましたために県と国との関係が大変スムーズにいかっていません。そういう時期がございしました。しかしながら、その後、大田知事が公告縦覧に依っていたのでございまして、そういう中で収用委員会の審理が粛々と行われておりましたために、今度は裁判が行われるんじゃないか、期限までにあるんじゃないか、そういう期待を持ってずっと見守っておったわけでございます。

したがって、その間に本裁判を待つてくださいということをやめてもらって緊急使用の方を先にやってくださいという状況じゃなかったわけでございます。本裁判がこれなら得られんと思つて、むしろそれをおつたわけでございます。

ところが、さっきも当委員会で言いましたけれども、三月の二十七日になりました公開審理がございしましたが、そのときになって、本裁判が次にあるかと思つたら、裁判の審理の日取りも決まらないうような状況になりましたので、これではもう無権原になるということで、その前の昨年の無権原状態、これだつて直ちに違法ではないというふうな発言はしておりますけれども、これが好ましい状態でないことは間違いないわけでございます。

ましてや、今度無権原な状態が発生したら、知花さんときでも立ち入りその他が一人について六十人の方が立ち入りをされたわけでございます。しかもあのときは米軍に頼んでやりまして、施設・区域を提供している我が国が米軍にまた昨年と同じようなことを要求することすら、國際法上は信用を失墜する、そういうことにもなりかねないので、今回こういう法律を改正してお願い

いするということで審議を願っているわけでございます。決して法をじゅうりんするとかそういうような気持ちでは毛頭ございせんので、どうかその点はよろしく御願い申し上げます。

○島袋宗康君 土地収用法第二百二十三条の緊急使用という概念を空洞化する暫定使用という概念は、より軽い要件によつてより長期間の使用が可能となるという点において土地所有者に不利益の結果をもたらす、法の権衡を欠くことから、違法性を帯びたのではないかと、言えるのではないかと、私には思っております。

○政府委員(大森政輔君) 緊急使用に関する土地収用法第二百二十三条の規定を、ごらんいただければわかると思いますが、この緊急使用許可の申し立てと申しますのは、必ずそれを申請しなければならぬということとその起業者に義務づけているものではございません。その時々々の情勢によりまして、緊急使用によることが相当だと認められる場合は緊急使用許可申し立ての道を選ぶことがもちろん相当でございますけれども、本件におきましては、ただいま防衛庁長官から説明がありまして、たまたま事情で、緊急使用許可の申し立ての方法をとらなかつたということでございます。

○島袋宗康君 この改正案は沖縄をねらい撃ちにした地方特別法であり、政府が言うような最小限の改正ではなく、実質的な特別立法だと思つています。政府が安保条約の義務を履行するためと称して土地を強制使用したくても、土地収用法の定めに従つて慎重な手続を経なければなりません。

御承知のように、米軍基地についての土地収用法の特例を定めたのがこの特措法であります。が、沖縄返還の際には沖縄に限つての特例として公用地暫定使用法が立法され、結局十年間のこの法律によつて沖縄の米軍基地は強制使用されました。つまり、沖縄ではこれまで土地収用法の特例が二重に適用されたことになるわけであります。今回はさらにその米軍用地特措法に可能な限りの土地

取り上げの方法を盛り込み、沖縄にのみ三重の特例による土地強制使用がなされようとしていると思ひます。

民法学者で神奈川大学の清水誠教授は今回の改正案を評して、法を研究した者としてその異常さに驚かされるかと新聞で述べておられます。沖縄の基地を使用するために一体何種類の法律をつくれば気が済むのか、このような法体系でいささかも問題は無いのか、防衛庁長官、法制局長官、どうお考えですか。

○國務大臣(久間章生君) 沖縄が復帰しましたときにいわれる公用地暫定使用法によつたというお話、これもまた非常に無理な法律を押しつけたんだというお話でございまして、決してそうじゃございまして、私自身、四十五年当時林野庁の方におりまして、復帰が間もないけれども、返つてきたときにいわれる昔の営林署跡地と民有地との境がどうなっているだろうか、そういうこととで四十五年三月に一月ほど沖縄に行きまして、北から南の西表までずっと回つたことがございます。

それほど、いわゆる土地のいろんな権利関係が書類その他もない、そういう状況でございまして、ために、公用地暫定使用法という法律でつないで、そしてそれは五年間という期限を切つてそういう形でやつたわけでございます。これは沖縄が復帰した当時の土地の使用関係その他から考えますと、それまでの米軍が使つていたことについて地主さんがだれでどうかという形のためにそのまま延長したわけでございます。

ところが、五年後にその法律が消えますときにどうするかとなりましたら、今度は境界がはっきりしないということ、さらに努力しない、しかも公用地暫定使用法ではできなかった皆さんの同意をとつてその間に努力しない、そういうことを言われまして、そういう努力をしてそれが十年続いたわけでございます。十年の間に境界地その他もはっきりしましたから本土にあります法律を適用したわけでございます、その間にお

いてできるだけ皆さんの同意をとれということ、一生懸命やつて施設庁は同意をとつたわけでございます。

だから、今までの歴史的な経過の中で、つくられますときにはブルドーザーと銃剣によつて土地が収用された、それはそのとおりかもしれませう。しかしながら、復帰しましてから今日までの間では、防衛施設庁が中心になりました。皆さんの方々に当たつて全部任意で同意をとつて、その結果わずか百十三名、あの当時何名ですか正確には今数字を持つておりませんけれども、かなりの、二万数千人の方々の同意を得て切りかつたわけでございますから、決して法律によつてその全部を接収したような印象を与えることはおやめいただきたいと思つたわけでございます。たたくさんの方々が同意をしていただいて、その結果いわれる駐留軍用地として提供しているわけでございます。

今回も、そういう意味では、権原が切れるその期間だけをともかく無権原状態で迎えたら大変だということをお願いしているわけでございます。今度、決してこれでも未来永劫にじゃなくて、今度の裁決までの間の暫定使用を認めていただきたいということをお願いしていただきたいと思つたわけでございます。

○政府委員(大森政輔君) 委員の御質問になる心を理解しないわけじゃございませんけれども、私の立場から申し上げまして、ただいま防衛庁長官からそれぞれ事情、説明がございまして、そのような説明はそれぞれ合理的であると言わざるを得ないわけでございます。法制上の問題としては何ら問題がなく、御指摘のように法律的に見て異常な状態であると言ふには当たらないのではなからうかと思つたわけでございます。

○島袋宗康君 時間が迫つてまいりました。次に進みます。

今回の改正案の成立は四月三日の橋本・小沢会談で密室の中で合意されたような感じがいたします。一九七二年の復帰の際には、木に竹をつなぐ

ような方法で米軍基地の利用権が合法化され、屈辱的な公用地法が国会で押し切られました。この改正案が成立すれば、今後すべての政府の土地強制使用は合法化されるわけでありませう。

そこでお伺ひいたしますが、この土地取り上げの憲法上の問題は十九条について問題はないのか。すなわち、反戦地主の戦争に付なされる基地のために自分の土地は提供できないという主張を認めずその土地を強制的に使用することは、果たして個人の思想及び良心の自由を定めた憲法十九条に抵触しないのか、大いに疑問があります。御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(大森政輔君) ただいま御提案申し上げております改正法による暫定使用のみならず、現行の特措法あるいは土地収用法の規定による土地の使用、収用と申しますのは、あくまで土地という財産に着目しまして、これを正当な補償のもとで公共のために用いるという制度でございまして、したがひまして、この使用、収用によりまして個々の国民の思想や良心に何らかの制約を課するということにはならないんではなからうか。したがひまして、憲法上の解釈をいたしまして、憲法十九条に違反するものではないんではなからうかと考える次第でございます。

○島袋宗康君 昨年の三月三十一日の楚辺通信所の使用期限切れと、今回の五月十四日の十二施設の使用期限切れとは法律上の性格が異なるのかどうか、その点についてお伺ひいたします。

○國務大臣(久間章生君) 使用権原が切れることについては同じでございます。ただ、先ほど言いましたように、昨年の使用権原が切れますときにはいわゆる契約があつて、それに基づいて契約をしておつたのが更新のときに応じてもらえなかつたということ、そこで切れたわけでございます。し、今回の他の人方、いわゆる契約の場合には別ですけれども、契約以外の強制使用で使つていて、それについては期限が来ることによつて無権原になるということでございまして、いづれにしても、どちらも無権原状態になるわけでございます。

けでございまして、今度の法律で、既に今まで使用している状態の土地であつてなおかつ申請がなされているもの、その以前にいわれる使用認定がなされているもの、これについては担保を提供することによつて裁決が行われるまでの間は暫定使用を認めてもらう、そういうような制度をつくらせていただきたいということで法律を出しているわけでございます。

○島袋宗康君 私がいいたいのは、去年はそういうふうな法手続をちゃんとやっていくのに、ことしは法の改正によつて対応するというふうな異なつた条件になつていくのでそれは一貫性が無いのではないかと、そういうことで、なぜ一貫性が無いような改正に至つたのかということをお聞きしたいわけでございます。

○國務大臣(久間章生君) 昨年の場合は確かに無権原状態になりましたけれども、もう裁決申請が出されておりました、今度の十二施設と一緒に裁決がなされるであらう、そういうようなのが期待されておつたわけでございます。ところが、今回の場合は、五月十四日までに裁決が得られる見通しがなくなつたという状況で、これはどうにもならないということで出したわけでございます。

○島袋宗康君 官房長官、ちょっとお尋ねします。

昨年三月二十九日の内閣官房長官の談話では、この土地が土地所有者に返還されないでいる状態について、「直ちに違法である」ということには当たらないのではないかと、非常に、非常に厳格に言ひ回して違法ではないというふうなことをおっしゃつておられますけれども、なぜことしはそのような態度を貫かずに強制的に、しかも専制的にこういう法を改正していくのか、その点について御見解を承りたい。

○國務大臣(梶山静六君) 今、防衛庁長官が申し上げましたように、駐留軍用地特措法に基づいて土地使用の権原を得るための所定の手続をとり、引き続き適法に使用し続けるための努力を払つて

いることなどから、当該土地が土地所有者に返還されたい状態について、私は直ちに違法であるというのには当たらないのではないかと回答を確かめに申し上げております。

それと今回はどうかということ、直ちに違法とは言いがたいというのは、望ましい適法状態であるというその反語として、私は必ずしも直ちに違法であるとは言いがたいのではないかと。決して望ましい状態ではないと、法治国で、ですから、望ましい状態に置かなければならないという法治国家としての建前を今回は貫くべきだ、私はこのように考えて、前回直ちに違法と言いがたいと言ったならば、今回も違法と言いがたいのではないかと。その延長線上でこの問題を処理することは、時間の推移とともにそういうことは当たらない、ですから、そういう前の見解をむしろ正常に戻すための努力を払っているという御理解をいただきたいと思います。

○島袋宗康君 今でも違法ではないというようなことはお思いですか。

○國務大臣(梶山静六君) 直ちに違法ではないと申し上げたことに変わりはありません。

○島袋宗康君 日本の安全、極東の平和と安定のために日米安全保障条約が必要であるとしたら、それによってもたらされる利益の七五％を沖縄県民が受けているとも思っておられるのですか。

日米安保条約によって負担する基地提供の義務を履行するためには今回の特別措置法の改正はやむを得ないものであるとしても、沖縄の心を傷つけることにいささかのためらいも見せない厚顔さにあきれるばかりであります。

日米安保条約が日本のために必要であるならば、その利益は国民全体が受けていていいはずであります。それならば、その義務も国民全体で負担すべきではないかと私は考えます。それを沖縄県民のみに押しつけて、さらに差別と犠牲を強いることは人間として許されるものではありません。ましてや、政府は公平公正な行政を行う責任があると思います。

そこでお伺いいたしますが、政府が海兵隊の削減を申し入れないとするならば、安保条約の義務を履行するために、沖縄への米軍基地の集中を是正し、日本全国に平等に米軍基地を分散配置する覚悟があるのかどうか、皆さん方の決意を承りたい。総理大臣並びに外務大臣、防衛庁長官、お願いします。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 議員とは沖縄県をめぐるさまざまな問題を、本委員会におきましてもまた予算委員会におきましてもしばしば議論をさせていただいております。そして、その都度議員は大変厳しい言葉を私たちにぶつけられました。そして、その御質問により、おわびを申し上げたこともあり、政府としての立場で一生涯懸命に御理解を求めようとして努力をいたしたことも、また過去どのような努力をしてきたかもお聞きいただいたことを御記憶いただいております。

その上で、繰り返し申し上げておりますように、私どもは本場に少しでもその負担を減らすようにしてSACOの最終合意を形成するために昨年も日米両国の政府で努力をいたしました。そしてその中で、これも繰り返し御答弁を申し上げておりますが、国会の方で多少とも時間をちやうだいでできる状況になりましたら、一〇四号線越えの射撃の問題一つにいたしましたも、防衛庁長官はそれぞれ本土内各地域にあります射撃訓練場所の県まで足を延ばし、地域の方々に沖縄の痛みを少しでも分かたつために協力を求めるとまで繰り返し申し上げております。

そうした気持ちを全くお酌みいただけないとするなら私どもにとっては大変残念なことでありますが、そのことによつて私どもが沖縄県に對し負うております精神的な負い目、また復帰後今日までの間に努力をし、一次振計から三次振計までを繰り返し、少しでも格差を縮めようとしてきた努力を我々はこれからも怠るつもりはありませんということを申し上げます。

○國務大臣(池田行彦君) 私どもも、ただいまの

総理の御答弁と同じような認識と気持ちで取り組んでおるところでございますが、外務省といたしまして、沖縄の県民の方々の御負担が少しでも軽減するようにSACOの作業にも全力で取り組んでまいりました。そしてまた、米軍が駐留することに伴ういろいろな生活上の御不自由やあるいは御損害なんかを極力なくしていくように、引き続き米側にも強く求めていく所存でございます。

○國務大臣(久間章生君) 同じでございます。

○島袋宗康君 終わります。(拍手)

○椎名素夫君 総理以下、大変長時間で疲れですが、もうしばらくおつき合いを願います。相変わらずお話を聞かされたかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今、島袋先生と総理とのやりとりを伺っております。本場にこの沖縄の心というものと、これは沖縄、本土というような区別をするのは私は好まれませんけれども、しかしその間の心理的な大きなギャップというもの、きのう申し上げましたけれども、日米安保の問題についてもあるいは沖縄の振興あるいは負担の軽減ということについても、これからの本場に長い勝負になるということ、これは確かだろうと思っております。その中でそのギャップをどうやって埋めていくかということは非常に大事なんだろうと思っております。

例えばプレスとか、あるいはこの国会の審議でもそうでありませうけれども、沖縄の方々がいかにかに苦勞されたかというお話を伺って、本場に肺腑にしみよるようなものがある。しかし、それに対して大田中将の言葉を引用し、そしてそれぞれの方々の沖縄とのかかわりをお述べになつて、私も私なりに沖縄のことばかりお話をしているというやうなやりとりが随分行われているように思っています。

しかし、私もいろいろ勉強させていただきまして、たけなすったということであつて、本場にその心を全く同じ状態で理解するということは大変困難

であるというよりも、むしろ不可能ではないかというやうな気がするんです。これを一体どうするかということがこれからの仕事を進めていく上において大変重要な要素ではないかと私は思っております。

歴史にイフはないと言いますが、大変に乱暴な歴史のもしもということをやつと考へさせていたいただきたいと思うんですが、この沖縄と本土のギャップというものを生んだいろいろな問題がございいます。歴史を言えば明治時代にさかのぼるようなこともある。しかし、決定的なのは、やはり前の戦争での沖縄戦の経験、これが一番大きな要素であるというふうに考へるわけです。

日本が降伏をいたしましたのが昭和二十年の八月十五日である。沖縄攻撃が始まったのは同じ年の三月二十三日、そして慶良間諸島に上陸したのが二十六日、本島に四月一日に上陸し、そして六月二十三日に組織的戦闘はすべて終わったというのが沖縄戦の経緯であります。この戦いに際して、途中で戦艦大和が撃沈されたり、いろいろなことが起こつておりますけれども、この戦いの経過の中で沖縄の方々が本土上陸をいささかでも延ばすためにいわば捨て石として使われたということが言われております。

少しさかのぼりますと、サイパンが昭和十九年の七月七日に陥落をしております。間もなく飛行場をつくりましてB29を配備して、最初は偵察をやり、そのうちに本土の空襲、昭和二十年に入りましてからは三月十日の大空襲を初めとして日本じゅうを焦土にするやうな空襲が行われたということです。

私は、ちょうど六〇年安保の前の年ですが、実はアメリカの原子力の研究所におりまして、当時アイゼンハワー大統領の平和のための原子力という計画であそこにおらふらしておつたんです。そのときにおりましたアメリカ人が、私が日本から来ているというのを聞いて、どこから来たかというのです。あの当時ですから、そんなどこから来たなんて言つたて知つていないわけはないはずだ

と思ったが、私は若手県と言った。どの町だと、
こう言うのですね。水沢だと言った。そうしたら、
いやそれは南に行くとか一関だとか、北隣はたし
か黒沢尻、今の北上ですが黒沢尻、秋田に越える
と横手だという話なんです。

それでびっくりして、ほかにほかの地方から
来ている日本人がおりましたが、全部知ってい
る。一体おまえは何をやっていたんだと言った
ら、サイパンに飛行場ができた途端に配備をされ
て、偵察機に乗ったって日本の上を三十数回飛ん
だと言った。だから全部知っている。それは
写真まで全部撮ったというのがもう昭和二十年
明けたころには全部整っていたということなん
です。

いや、我々は下で一生懸命電灯の光が上に漏れ
ちゃいけないというのでかぶせて灯火管制なんか
やっていたけれども、ああいうことは役に立つん
だらうかと言ったら、いやもう全然そんなもの
あるがなからうが、どこに何があるかみんなわか
るんだから、どこがどかやっちゃった、こういう
話でありました。慄然といたしました、私は六〇
年になって。

非常に難しかったかと思うけれども、もしも当
時の日本の指導者が五カ月前に戦争をやめていた
らどうなったかというのが私のイフであります。
そうしますと、沖縄戦はない。大きなことで言
えば広島、長崎はありません。ソ連の参戦も間に
合わない。朝鮮半島は恐らく一体となって独立し
たというふうな話になっていたでしょうね。沖縄
に話を限れば、日本の全く一部として降伏をす
る。そうしますと、昭和二十年、焦土になった日
本からの復興を一生懸命我々の先輩が働いて五〇
年代、六〇年代伸びながらやってきましたが、そ
ういうことを恐らく御一緒にできただろうと思
うんです。

それから同時に、仮に五カ月前であつても、そ
の後の世界の様子というのは、現実に起こったこ
とと余り大きな差はなかったらと思う。やは
り日本が西側と、とりわけアメリカと今のよう

な取り決めを結んで安全保障を図らなければいけ
ないということになったと思います。

しかし、その場合に、沖縄にこれだけの基地が
集中するということは恐らく起こらなかったら
うと思うんです。そして、この負けた日本を一緒
になって復興しようじゃないかという仲間とし
て、アメリカの施政権下にあった二十七年、我々
と一緒に働いてくるのができたというものがも
しもある時にこのイフが起きていれば実現した
らうと思うわけです。

わずかに五カ月のことである。どうせ最後はも
つとひどい目に遭って負けちゃったんですから。
しかし、現実にはそうならなかった。そのときはと
てもそんなことはできないとみんな思ってたん
ですよ。いわゆる軍官僚が頑張ったということもあ
るかもしれない。

しかし、このごろ、この平和の時代、この五十
年間をずっと振り返ってみて、四カ月、五カ月と
いうのはちよつと昼寝している間に過ぎてしま
うような時間である。このわずかに五カ月とい
うのがどれだけ後世の歴史に、五十年あるいは百
年影響を及ぼすかというところが現実にあるこ
とを、これはこの沖縄の問題を一時棚に上げて考
えても、我々政治に携わる者は本当にこれから
そういうことを起こさないという覚悟を決めて毎
日を送らなきゃいかぬという教訓だろうと思
うんです。

こちらばかりしゃべって申しわけありません
が、もう少ししやべらせていただきます。

そのようなことを考えると、我々は沖縄問題を
考えるときにどこに戻って考えるべきか。もし
も、この現実が起こったことではないに、ずっと御
一緒に働けるということがあった場合に、その出
発点にどれだけ我々は近づけることができるか
ということが、沖縄の方々と本間に一体になつて働
くという条件の心理的な基礎になるんじゃないか
というふうに私は考えております。

現実が起こったことだけを基礎にして議論をし
ている限り、この歴史の重み、特に沖縄戦の重み

ということについての大きなギャップをそのま
まにしておきますと、歴史を盾にして文句を言い、
こちらは時々謝らなければいけないどこかの国と
日本とのかわわりと似てきてしまふ、これは私は
健全なことじゃないと思うんです。

ですから私は、この沖縄問題にこれから取り組
んでいくということ、負担の軽減についても、あ
るいは経済の振興というについても、もしも
そういう状態だったら我々はどういうふうに一
緒に働けたらうかと、それを出発点にすべきだ
と思っておりますが、総理のお考えを聞かせてい
たきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私自身がそのイフを
考えるのが好きな人間ですけれども、議員が今組
み立てられたような形で沖縄というものを分析し
たことは必ずしもありませんでした。そして、殊
に歴史の重みのような形で問題を引きずり続ける
ことの愚かさ、そしてある意味では振り出しに
戻っていくための努力、こうした点から議論を組
み立てられたことを私は非常に敬意を表します。

そして、もしその議員のお尋ねに乗った形で考
えまして、沖縄県、これは第二次大戦におき
まして非常に不幸なことに戦略的な重要性、しか
も本土防衛に対する戦略的な重要性ということか
ら極めて大きな犠牲を払われることになりました。

これは言い換えれば、例えば通商とかあるいは
経済活動とか、こういう面での要衝になり得るの
ではないかという議員の御指摘だと私は今のお話
を受けたいと思います。そして、ある意味では、
その地理的あるいは気候的な特性というものを
生かした、そうした沖縄県の方角づけを国も協
力すべきではないか、そういった御指摘でありま
すなら、私は、それは私も現に大田知事と議
論をしながら模索をしている方向に非常に近
いもの、そのように感じます。

○椎名素夫君 さすが総理で、私が確かに言おう
と思っていることをおっしゃいました。
まず第一に、沖縄の負担の軽減という問題から

いうと、今まで総理が本場に一生懸命に取り組
まれて、アメリカとの交渉もあり、SACOの計画
というのをきちんと立てられた。これは大変に貴
重なものであると思う、まずこれを実施するとい
うことに全力を挙げるといことが第一であり
ますけれども、そしてまた歴史のイフは起こらな
かったんだし、現実にはこうなっているという中
でできる範囲のことというのはおのずから限定が
ある。

しかし、心の中では、これは総理に申し上げる
というよりは日本の国民全体がそう思うべきだ
と思うんですが、もしも一緒に昭和二十年八
月十五日出発していたらこんな御負担はかけな
かったらうということはしつかり覚えながら現実
の仕事が続けていく、これがまず大事なことで
あります。

経済振興ということについても、全く総理がお
つしやつたとおり、同じであります。申しわけな
いことをしたから贖罪意識でやるのか、あるいは
お役人によつては時々そんなことを言うけれど
ぬのがおられますが、余りうるさいから少しは
やらなきゃというふうなことがないんです。一
緒に五十年余りを働いてきて、日本がこういう
状態になり、アジアの動員があり、その中で非
常に貴重な一部としての沖縄にどういふふう
に日本のために役立っていただくか、一緒に繁
栄というものを追求しよう、これが一番大事なこと
だと私は思っております。

それに関連していろいろなことが提案をされて
いる。一つ気になりますのは、県の方で、二〇一
五年には基地が全部なくなるという前提で、何
かが既定になって計画を立てるといふことにな
ると、これはまた困るんですね。しかし、これも
沖縄の方々に考えていただきたいんですけれど
も、私も私が思うのと同時に、沖縄の方々も
一緒にやってきたその延長線上だといふ
うに考えていただければ、ある程度の負担と
いうものはやはり必要な期間が続くということ
も覚悟していただかなければならないと私は思
うん

です。その上で現実的に何が出来るかという組み立てでなければいけないと思うんです。その中で、単に箱物とかその他でなしに、いわばシステムの要求などがある。そこで、一國二制とかいうようなことが言われている。

実は、私は二年ばかり前に、日本がいわゆるグロバリスターランドと調和をするということとはなかなか時間がかかりそうなので、ひとつ日本のどこかにフリーポートというようなモデル地域をつくって実験してみたらどうかということを書きましたら、大変あちこちでその資料をくれというようなことで、実は沖縄もその中に入っている。

どれだけ私の考えましたことが影響を与えたかということ、私は決して積極的にはけしかけてませんでしたが、わかってもらえなくても、そういうものを出したときに、一國二制ということになりはせぬかというのをお役人の方から出てきた。私は、いいじゃないかと、こう言ったわけですが、中国が言っているような、社会主義と資本主義と二つがあるというようなのが、これを一國二制と言わなければならない。

しかし、同じシステムの中でおのずから濃淡をつけるということからいいますと、非常に乱暴なことを言うと、アメリカは一國五十制であり、税金なんか皆違ふんです。それから、酒を飲んじやいけないというような町まであって、そういうところにおつくと大変苦労したりすることがあります。スイスに至っては三つの言葉を公式語として使っているし、ベルギーに行っても南と北とは全然違うから、しよがなから大臣を二人ずつというので、内閣というのは五十人ぐらいいるというふうな例がございまして、その上に、私があつたとき申しましたのは、決してどこかでやらなきゃいけないと思つては、決まらないうちに、日本全体がグロバリスターランドに合うようになってしまえば特別の地域は要らない。だから、むしろ日本全体をそうしたい方がいいんじゃないかと私は言つたんだということを、聞

きに来た人にも言つたことがある。

今、総理は六つの改革を掲げて本心に日本のシステムを進ませようと思つていらつしやると私は思つておりますが、そうだとすると、少し前に走つても、日本全体の改革があればそこに収れんをして、一時、二制度に見えても一制度に収れんしてしまふということだと思つております。だから、ああいう一國二制とかいうことで、今までのシステムを変えまいという抵抗というのは当然予想されますが、しかしその目安としては、本心に開かれた日本をつくつたときの終点のところからはるかに超えるようなものは困るけれども、しかし総理が目指しておられるようなところの範囲にとどまることなら私はどうやら承知してしまつて構わないんじゃないかと思つております。そういうようなことを恐らく三党合意でも何か言つていらつしやるんじゃないかと思つて、ちゃんと聞いたことはなければいけません。

総理と、それから官房長官も時々これについては御発言があるようなので、伺いたいと思つております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いわゆる椎名論文、「フリーポートX」、当時非常におもしろく拝見しましたし、今回改めてまた目を通してみました。そして、私、その経済構造改革の特に規制について随分国としても進めてきたものがあるわけですが、それとは別に、ちょうど沖縄政策協議会のメンバーとしての知事さんのもとに県が県自身の検討委員会をつくつておられるので、どういう中身のものを持つておられるか、出されたらこれは真剣に検討するということで、非常に興味津々で実はその作業を待つております。これを率直に申し上げるなら、まさに一歩先にやつてみりゃいいんじゃないかという気持ちで決まてない話ではあります。

そして、私はそういう意味では、一國二制度というところと本心に抵抗があります。それはなぜかといいますと、特に今密入国を組織的に助けるグループがあるということが言われ、現に送り

出しのグループが存在するようです。日本側にはその受け入れのグループがあるとするなら、これは本心に取組まらなやなりません。これがノービザというふうなことになるますと、私は実は本心に問題があると思つております。それともう一つは、ドル建てという発想でありまして、外為法改正を今度御審議いただいているわけですから、これが終わるとあれは要らなくなつちやうなわけでして、あそこだけは変えていただきたいと思つておりますけれども、全体に議員が考えられたような方向というものは、むしろ今議論している中にもありますし、これから議論していく中にもある、特に熱帯性の気象を生かした研究というものに対しては、我々は非常に大きな期待をこの地域にかけております。

○国務大臣(梶山静六君) 椎名委員のように大変長い間持論を展開され、またいろいろお知恵をお持ちの方に私が答えるわけにはまいりませんけれども、率直に申しまして、私は椎名委員にはこれからお知恵を拝借したいという申し入れをしてはいるはずでありますから、たくさんのお知恵をちょうだいしたいと思います。

ただ、椎名委員に対して、ここで政府として公式な見解を私は述べただけの自信がございませう。しかし、今前段の話を聞いておきまして、ふと思ひ出したのが、賀屋興宣元大蔵大臣が、国内問題はどうにもなるけれども事外交の道を誤ると大変なことになる、私は特に日中の問題に關して戦費調達のいわば責任を負つてやつてきた、これが将来五十年、百年にわたつて大変な禍根を残すという、このことに私は今大変恐れおののいてるという話をお聞かせ願ひました。戻らない、戻れないというその現実と、一つの決断がどれだけ長い間自分の国の運命を左右するか。この問題を今、椎名委員が太平洋戦争史をお話されておる中で、ふと思ひ出したわけでありまして。私は椎名委員より若干早く、もつと戦争の惨禍を知つてゐるつもりです。それからその後、戦史も調べてゐるつもりであります。

ただ、もう一つお互いに考えなければならぬのは、明治以来、日本が開国をして、そして何とか日英同盟ができて上り、弱国、後なる国、懸命にやつてゐる国だという援助をもらつた。そして、いづれの日かロシアというものの力が南に加つてくる。それに対する恐怖心が欧米国にあつた。それと相まって日本は援助をしてもらつたわけでありまして、ソ連が革命というのか、それに成就してから南進の圧力が減つた。その後、やはり日本も各国の列強の進路と同じような富国強兵の道を歩んだわけでありまして、不幸にして日英同盟が破棄される、いわば四國条約になる間において、日本という国はそれ以降変質をした。

これは、今ちょうど日米安保というものが、音方がうまいから、海兵隊がだめだからなくなつた方がいいという思いがあるかもしれないが、(発言する者あり)短くて済みますからちよつと聞いてください。

そういう思いを込めると、何としてでも、この日米安保条約というのはちよつと日英同盟のようなもので、漠然とした日本に対する安定感、その日英同盟がなくなつてから我々は狭隘な軍国主義の道を歩んで、負けられない負けられないというところから必勝の信念に変えてしまつた。そういうことがあるので、日米安保条約というのを今日の見解だけで見るのではなくて、やはり日本が軍事大国にならなかつたための一つの私は手法であると思ひますし、それからもう一つは、日本が軍事大国にならないまでも、米軍がいなくなつたら日本は自衛のためにちよつと補強しなきゃならない、それがアジアにどんな影響を及ぼすかというのを考えてみますと、この日米安保条約の効用というのは大変大きい。それにしても、沖縄に余りにも大きい。五カ月と言われますが、なかなかそれはできなかったと思ひます。焦土作戦のいわば準備行動、そういうのを考えれば大変な問題があつたわけでありまして。これからは日本のいわば先兵的な役割という

か、沖繩がこれからアジアに開かれた地域として
どんなことができるか。いや、日本のいわば一番
の担い手になり得る可能性があるんじゃないか。
そういうことから、権名委員のひとす御教示にあ
ずかりたい、こういう思いでありますので、公的
な場での討論はできませんが、ぜひお教えを願ひ
たいと思います。

○権名委員 どもありがとうございます。ご
時間をとりまして申しわけありません。

○北澤俊美君 委員長、だめだよ、こんな。ど
んな立派な答弁だろうが何だろうが、議会だよ、こ
こは。議会で時間を決めてやっているのに、一言
も言わぬというところはどうか。みんなに委員
長が、少し時間を欲しいとか何とか裁きをしな
かつたらだめですよ、これは。

これから始めます。

○委員長(倉田寛之君) 後ほど、また理事懇等
そのお話を承ることにいたします。

○北澤俊美君 最初に、総理と法制局長官に聞い
ておいていただきたい。

政府委員というのは、総理大臣が任命をして国
務大臣の補佐をするためにこへ出てきておられ
る。これは国会法で決めているわけですよ。

そこで、きのうの議事録をちょっと読むと、こ
ういうことになっておる。「法制局長官の答弁な
んかいいいですよ、いい。聞いちゃいないんだから。
何やっているんだ。委員長、おかしいよ。質問者
が聞いてもいないのに何で出てくるんだよ。」「こ
こで法制局長官が出てきて、「先ほどの御議論
の組み立てを聞いておりますと、自分の土俵で
相撲をとっておられるわけでございますが、」と、
こう言っている。これは、理事会で処分はいろ
うと議論をすることでありまして、自分の立場
というのをわきまえて発言しなさいかぬし、こ
れはまた任命した総理の責任にもなるわけです
から、この辺のけじめをきちっとしていただき
たい、まずそれを申し上げておきます。

さて、この法案の提出者にきのう私は答弁を求
めないで幾らか申しわけないような気がしてお

たわけでありまして、きのう、きょうの審議を聞
いておられて、私もこの法案については賛成の
立場で臨んでおられるわけでありまして、これ
で沖繩は基地がずつと今の形で、努力はして削減
をしていくんだらうと思ひますけれども、永続す
るんだと、こういう気持ちになったわけですよ。

先ほどきょうと権名さんからお話がありまし
たように、沖繩の方針はまた二〇一五年にという
こともありますけれども、こういう中で、きのう
からの議論を聞いておられますと、一坪地主のこ
とを盛んに言う。長官もなかなか苦労して、ま
まならないものだから、かなり過激なことも言っ
ておられた。

私も地方議会出身でありますけれども、もう二
十数年議会をやっております。しかし、私がいつ
も心にかけておるのは、自分の心がけをいいと言
っているわけじゃないんですけれども、少数者の意
見の中にどこかに真実がないかということに常に
考えることは議会人としては大事なことで、それ
からまた特に施政者としてはこれは大事なことで
あります。

いつも県議会に一人か二人しか当選してこない
政党があります。この人たちの議論を聞いてい
ると、唯我独尊であつたり思い込みが強過ぎたり
して、辟易することの方が多いいんだけれども、し
かしその議論の中に大変に先見性のあるものを見
つけることがたまにあるんですよ。例えば、学校の四
十人学級、三十五人学級なんというのをかなり早
くから言っていた。しかし、彼らが言ったときに
もしやれば財政的に大変な負担を国が負つちや
つたかも知れぬ。しかし、それは二十年たつたら現
実のものになっているわけですね。だから、議論
をするときには必ず少数者の意見の中にどうい
うものがあるか。

今度のこの法律は、政府側にはいろんな言ひ分
もあるかと思ひますけれども、行政府が手詰まり
になつてきた中で、その解決を立法院にゆだね
てきたわけでしょう。だから、政府はそういう手
だてを持っているわけだ。一方で、沖繩の一坪地

と言われる人たちは、手法がどうのこうのとい
う批判は受けるかもしれないけれども、合法的に抵
抗をしているわけですよ。彼らにはそれしか方法
がなかった。私もそのことをくみするつもりは全
くない。しかし、そのことをみんなが議会であ
つてたかたあしざまに言つたのでは、法治国家
としての体をなさなくなつてくるわけだ。

まず、この辺の感想を伺います。
○国務大臣(久間章生君) 御承知のとおり、私も
防衛庁長官に就任して以来、一坪地主の話は
ほとんどしてきませんでした。もうずつと土地収
用委員会の裁決を期待して来ておりました。とこ
ろが、三千人の人がこぞって反対しているじや
ないか、そういう中で政府はこういうことをやる
のか、ああいうことをやるのかという議論が
大変幅広く出てまいりました。一方、二万九千人
の賛成しておられる方々が陳情に来られました、
我々これだけ大多数が賛成しているというこ
とはほとんど表に出ない、反対の三千人ばかりの
話が残るというふうなことを言われました。た
めに、これは公平に見なきゃならないと、そう思
つて調べてみました。

そうしたときに、とにかく百十数名の方々は、
戦前からその土地を持って、自分の信念に基づ
いて、そして反戦の意思もあらわされて、ある
いはまた自分自身の土地として使いたいとい
う気持ちもあらわされて、そういう信念のもと
にずっと反対運動を買ひつけておられる。

これは私はそれなりに敬意を表しましたが、そ
のうちの二人の方が手放されて、しかもそのうち
の一人の方が残りの土地については国に払い下げ
をされて、もう在来地主をやめてしまわれた。そ
ういう状態の中で、そのたつた二人のところに三
千人の人たちが全部ぶら下がっているという状態
を見たときに、これはやっぱり異常だと、このこ
とについては事実を明らかにしなきゃならない、
した上で判断してもらわなきゃならないと思ひま
して、私はそういう意味じゃ憎まれ役になるかも
しれないけれども、この事実だけはしようと思ひ

ました。
私は、少数だから大きいからということで、そ
れによつて耳をかきかきというところはござい
せん。必ず聞いてきておりますけれども、少なく
ともこういう異常事態の中で、国民にも知つて
もらつた上で判断してもらふべきだといふような
気持ちになつたのは事実でございます。そのため
にや感情になつたんじゃないかととられたとす
れば、それは私の不徳のいたすところであつて、大
変反省しますけれども、土地の利用のあり方と
して私は決して望ましくありません。

そして、こういう状態が本土に移つてきたとき
に、私は大変になると。だから、今度の法律でい
わゆる時限法になつたのは、そういうことが
来年、再来年にあり得るということを恐れたから
でございますので、どうかひとつ、今度の問題で
とにかく完璧を期したというのは、そういう意味
じゃ非常に細かいところまでやつてしまつたとい
う気がせぬでもないですけれども、それはそうい
うふうなものがあつたからでございますので、
どうぞよろしく願ひいたします。

○北澤俊美君 長官が健全なお気持ちをお持ちに
なつておられることを疑つてはいたしません。
総理を持ち上げるつもりはないんだけれども、
ちよつと昨日の答弁の中で、沖繩の人たちにあら
ゆる条件を外したら、だれ一人として基地を欲し
いなんて思つていない人はいないだろうと。これが
原点であると僕は思ふんです。

沖繩の人たちというのは、きのう僕もちよつと
言つたけれども、明治で三十年、それから戦後で
二十五年、これだけハンディキャップをしよつて
いるんですよ。国がおくらせやつたわけなんだ
から。それで、沖繩に戦後もう既に五兆円を超え
る金を出しているじゃないかというふうな発想
は、やっぱり言葉を慎んでいかなきゃいかぬと私
は思ふんです。

ありきたりで、人の言葉を使つて恐縮ですけれ
ども、重ねて沖繩を思うときに、私はきのうもち
よつと東恩納寛博教授の言葉をかりましたけれ

ほども申し上げましたように、我が国の安全保障の問題を論じているわけですね。これは国民的な課題として大変大切なことなんです。

ところが、国民一人一人からすれば安全保障というのにはある種空気のような存在に思う人もいます。しかし、我が身に危険が及んだときに、我が息子が、我が娘が拉致されて行方不明からぬということになったときに、我が国の安全保障ということについてどういうふうに思いますか。国を守るためには膨大な費用もやり、国を挙げて議論をしているけれども、自分の子供が外国の手によって、しかもそれは組織的な手によって拉致されているということになったら、国民は政府に対して信頼感を持ちますか。

しかも、私がいさか憤っているのは、この議員連盟をつくる段になつて、拉致疑惑日本人救援議員連盟、こういう名前をつけたら外務省から、これは内々であるようでありますけれども、そういうストレートな名前を使われると北朝鮮を刺激するから困る、違ふ名前にしてくれと、こう言つたんだよ。こんなばかな話がありますか。聞いていませんか。

○国務大臣(池田行彦君) 私自身が北朝鮮がかかわつた、その疑惑があるという先ほども答弁した次第でございまして、今のようないふことがあつたのかどうか私は承知しておりませんでしたが、もしも、その点は私も決して北朝鮮が拉致したと断定しているわけではございません。断定すればそれはやはり問題かもしれませんけれども、かかわつたという疑惑があるということではございますから、そのところはもしそういうことがあつたとしても少し神経過敏症だつたのではないかと思います。

○北澤俊美君 神経過敏とおっしゃつたけれども、現実には一つ家庭の中で十三歳のかわいい盛りの娘が忽然としていなくなった、チラシを配つて一生懸命に捜した、ずっと歳月が過ぎて二十何歳の女性に成長したその人を見た、その人と話をしたという人が、北朝鮮にいた人間がそれを証言

したとしたら親の驚愕はどれほどかということですよ。

それから、それを……
○国務大臣(池田行彦君) 外務省の方が過敏だつたと言つたんです。

○北澤俊美君 ああ、そうですか。まあ、それはいい。

しかし、池田外務大臣に少し教えておきますけれども、こういうときに余り笑わぬ方がいい。総理ほど苦虫をかみつぶしてばかりいてもいかぬが、こういうときには笑わぬ方がいい。これはやつぱり問題が問題ですから。

私は、ぜひ外務省のお役人さん方の対応を考えていただきたい。大臣、これからちよつと念を押しますが、この問題について我々議員連盟が何かをやるときに積極的に協力をするということ、それから少なくとも拉致疑惑日本人救援議員連盟という名前を使うことをやめてほしいなんという発想は、絶対これは大臣からしかりつけていただきたい、究明していただきたいと思ひますけれども、どうですか。

○国務大臣(池田行彦君) 外務省といたしましては、当然のこととして外交を扱うわけではございませんから、各国との関係がどうなるかという点には十分な配慮をしながらなりたいと思ひます。そして、そういう際にいろいろ考えまして、これは常識的な感覚で特定の国なりなんなりを非難してもいい、あるいは批判してもいいと思はれる際でも一歩控えておくということがあつたというのが外交の世界でございまして。その点は御理解賜りたいと思ひます。

しかし、そのことと今具体的に委員のおっしゃいました議員連盟の名称云々というところは、これはすぐ結びつくものではない。そういう意味では、先ほど申しましたように、その名称について再考を願ひたいということを外務省から申したとすれば、それは外務省側が神経過敏であつたというふうには私は考えますし、またそういうふうにかれからも外務省の方で心得て行動するようにさせたいと存じます。

○北澤俊美君 通告をしてなくて恐縮ですが、総理、今の問題につきまして総理の考え方と、それから間もなく日米会談がされるわけですからけれども、北朝鮮に大きなチャンネルを持つているアメリカともこのことについてお話をさせていただきたいというふうに思ひますが、総理のお考えを最後にお聞きします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) もともと、御記憶のように、日朝正常化交渉、この話し合いが中断をいたしましたのが李恩恵という名前と呼ばれる日本人とおぼしき女性の安否の問題、身元の確認の問題でありました。そして、それ以来国交正常化交渉が動かずにいる。しかし、我々はその疑いを捨てたわけでは決してない。

そうした状況の中に、議員からも今ありましたように六件九名、その疑いを持たれるケースが国内に存在し、海外まで入れればあと三名の方が同様の懸念を有されている。国としてこうした情報に関心を持つのは当然でありますし、調べられる限りの手法を通じ、それが正しいものであるかどうか、その情報が正しくないとなればなぜそういう情報が出たか、こうしたことは我々として確認をしていかなければなりません。その上で、さまざまな手法を駆使してまいります。議員の御要望として承りましたこと、お返事を控えることはお許しをいただきたいと存じます。

○北澤俊美君 中身のある答弁でありましたから、私はこれで終わります。

○委員長(倉田寛之君) 明日は午前九時三十分の開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十六分散会

平成九年四月十八日印刷

平成九年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K